

令和5年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	令和5年6月19日							
招集場所	野洲市役所議場							
応招議員	1番 村田 弘行	2番 小菅 康子						
	3番 田中 陽介	4番 山本 剛						
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二						
	7番 石川 恵美	8番 服部 嘉雄						
	9番 奥山文市郎	10番 益川 教智						
	11番 東郷 克己	12番 山崎 敦志						
	13番 山崎 有子	14番 稲垣 誠亮						
	15番 荒川 泰宏	16番 橋 俊明						
	17番 岩井智恵子	18番 鈴木 市朗						
不応招議員	なし							
出席議員	応招議員に同じ							
欠席議員	なし							

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聰
政策調整部長	布施 篤志	総務部長	川尻 康治
市民部長	長尾 健治	市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武内 了惠
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭	都市建設部長	岡崎 慎一
環境経済部長	西村 拓巳	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
総務課長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	船橋 潤子

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前9時00分）皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、16日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

（日程第1）

○議長（荒川泰宏君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第12番、山崎敦志議員、第13番、山崎有子議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（荒川泰宏君）日程第2、16日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質間に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第6号、第12番、山崎敦志議員。

○12番（山崎敦志君）皆さん、おはようございます。第12番、新誠会、山崎敦志、今回2点について質問させていただきます。

まず、不登校生についてお伺いしたいと思います。

不登校児童生徒は全国的に増加傾向にあります。文部科学省の調査では、2021年度

に30日以上登校せず、不登校とされた小中学生は過去最多の24万4,940人で、前年度から約25%増加したという報告がございます。

大きな原因として考えられるのは、コロナ禍、生活環境の変化や様々な活動制限が交友関係などに影響、登校意欲の低下につながったと見られていると報告されています。

そこで、市内の小中学校の不登校の状況について、教育長にお伺いいたします。コロナ禍以前とコロナ禍、令和2年、3年、4年での不登校小中学生の人数をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

それでは、第12番、山崎敦志議員の不登校児童生徒についてのご質問のうち、1点目の不登校生の人数についてお答えをいたします。

コロナ禍前の令和元年度ですが、小学校が41名、中学校が57名の計98名でございました。コロナ禍前、コロナ禍の中では、令和2年度からですが、令和2年度が小学校が48名、中学校が45名の合計93名です。ただ、この年は、4、5、6と3か月学校が休みでしたので、その部分はカウントゼロになっておりますので、ちょっと人数少ないのでかなというふうに思っております。令和3年度は小学校が58名、中学校が66名の合計124名、令和4年度は小学校が44名、中学校が80名の合計124名でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） 数字的にしっかりとつかまえていただいている。令和2年が休校3か月ということで、数字的には若干減っていますけれど、やはり全国的に見た統計と同じように、若干増えています。全体で今言っていたので、校区、地域別により不登校の傾向の特徴があるのかをお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の、校区による不登校傾向についてでございますが、校区や地域による不登校の傾向や特徴に大きな差は見られないというふうに捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） それで、教育指導関係が平均的にいっているというような臆測ができると思います。

そこで、ちょっと市民から聞いたようなことを再質問させていただきます。

コロナ禍で幼児教育、幼保の教育が従来よりも充実が下がって、例年の1年生レベルまで成長していない入学する子が増えているとの指摘を受けました。教育現場の状況が分かればお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　再質問にお答えしたいというふうに思います。

特に、コロナ禍は外に出る機会も少なくて、人と交流するということが少なかつたので、子どもたちの人間関係づくりというんですか、学校でいいますと仲間づくりですけども、そこには若干人見知りとか、そういう部分で課題が見られる場合があったんかなというふうには捉えていますが、そんなに大きなデータに現れるとか、そういう部分ではないんかなというふうに思っています。低学年の先生に聞きますと、ちょっとそういう子が何ばかりいるというふうな程度でございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君）　山崎議員。

○12番（山崎敦志君）　身近なところでも、そういうような人見知りするということで、発達障害的なクラスで対応しているというお子さんも近くで聞いていることもございますので、人見知り、仲間づくりというのがやっぱり学校教育の中で、自分の行動に自信を持てる子どもを育てる重要な仲間づくりだと思いますので、丁寧な指導をお願いしたいと思います。

3つ目として、教職員の不祥事により生徒に精神的な問題は発生していないか、何回か説明会等やられていますので、子どもたちの状況も報告いただいているんですけど、再度お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　3点目のご質問にお答えしたいと思います。

まずは、中学校の教頭が飲酒運転事故を起こしました。改めておわびを申し上げたいというふうに思っております。

その中学校に確認をしているんですけども、その不祥事によって子どもたちが精神的に大きな影響を受けたかどうかという部分につきましては、学校は今のところ、そういう兆候は見られないというふうな返事をいただいております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　山崎議員。

○12番（山崎敦志君） ありがとうございます。こういう事象が起きたときに、学校の保護者会とかへ説明をされて、今後の再発防止等々をやられていると思うんですけど、私も所属したんですけど、小学校区、中学校も含めて、PTAの会長会というのが教育長と年に1回か2回話し合いをするという機会があったと思うんですけど、その保護者会では何もあまり意見が出せないけれど、PTA、高、中、小、幼、保、全部保護者会、PTA会長が集まって、教育方針とか、そういうのに対して要望事項とかやる機会があると思うんですけど、そういう際に意見は何か出なかったか、出たらそういう内容を教えていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 野洲市にはPTA連絡協議会というのがございます。これは園のPTAの会長さんと小中学校のPTAの会長さんの集まりで構成しているんですけども、4月に1回会議がありまして、その後、この不祥事が起きたのが5月5日でしたので、それ以降はまだ開かれておりませんので、大体年何回かあるんですけども、私、参加をさせていただいているので、次開かれたときにどういうご意見をいただけるかということになると思いますので、また、そのときには何らかの方向でお伝えできたらというふうに思っております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） やはり地域の代表的に会長さんなられていますので、対等な立場で話ができる機会だと思いますので、しっかり聞き取ってやっていただきたいと思います。

4つ目なんんですけど、一部の学校区でマンション住宅開発が進んでいるが、地域コミュニティが育っていない中での保護者や子どもが孤立する状況はないか、調査等でデータがあればお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 4点目の、保護者や子どもの孤立状況のデータについてお答えをしたいと思いますが、本市ではそういう調査を行っておりませんので、データとしての持ち合わせはございません。

それから、議員お話しのように、マンション住まいばかりの校区とかいうふうな状況には野洲市はなっておりませんので、そんなにデータ的にも現れないのかなというふうに思

っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） 調査データがない、今そういうふうな市が環境でないということで、近隣市、草津市での状況というのが新聞に出ておりまして、情報を提供しておりますけど、やはり人口が増える、旧村と新興住宅というので、以前いろいろな意思疎通がうまくいかないということがありました。昨日も野洲のほうでは県下一斉清掃やられましたけど、やはり自治会が苦労されてやっておられるけれど、マンション自体の自治会という形になっているところとかいうのは、あまり深く積極的にやられてないようなところも見受けられる、過去にはありましたので、やはり地域コミュニティをしっかりとつくっていく、それが子育てにも影響すると私は思いますので、やっぱり行政の進め方として、いろんな各方面、教育だけじゃなくて、各方面からサポートしてやるようにしていただきたいと思います。

5つ目なんですけど、これは私が調べたわけじゃないんで申し訳ないんですけど、NPO法人全国不登校新聞社代表理事は、都市部では保護者のニーズが多様化し、教員の対応が後手に回るというケースを聞くと述べられています。こういうようなのはあるかもわかりませんけど、やはり教職員への負担、勤務状態は過度になっているという話がよく出ておりますので、今の現状はどのようなものなのかお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、5点目の教職員の負担についてお答えをします。

朝の登校支援でありますとか放課後登校、あるいは夕方から来るとか、そういう子もありますので、その対応で確かに負担は増えていることは増えているというふうに思っております。

ただ、教員に関わりましては、子ども対応につきましては決して負担というふうには捉えておりませんので、それよりも部活とかいろんな事務とか、そういう部分でのほうが大きいのかなというふうに考えています。

そういう意味で、不登校に関わっては、今進めていますコミュニティスクールと、それから地域学校協働活動という、地域の方にいろいろサポートしていただくというんですか、一緒になって不登校を支援しようということで、学校と地域がどんな子どもを育てるかということを熟議といって、丁寧に話し合って、その方向を考えて、子どもを真ん中に据え

て、地域総がかりで支える体制を学校、地域で今進めているところでございます。

その1つが、昨年から始めました親子サポーターというのがございまして、そういうサポーターをいくつかの学校に配置をしています。市教育委員会が地域の方をサポーターに任命して、朝、登校しづらい子どもの家庭を訪問して、一緒に学校へ歩いてきたりとか、あるいは教室に入りづらい子がおりますので、その子を教室まで一緒に来てもらったりというふうな関わりをしてもらっています。

以前ですと、これは担任を持たないフリーの先生でありますとか、あるいは教頭が朝家に迎えに行ったりとか、いろいろやっていました。そういう意味では、このサポーター制度というのは非常に大きな負担軽減になっているんかなというふうに思っています。

また、このサポーターさんは、そういう不登校ぎみの子どもさんの家庭の保護者さん、多いのはお母さんなんんですけども、そのお母さんの悩みを聞いたりとかいうふうな活動もしていただいているので、非常に大きな効果、それから教職員の負担軽減につながっているのかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） しっかりした取り組みをやっていただいて、他市で同じようなことをやられているのかどうか分かりませんけれど、やはり親子サポーターとか地域、昔から地域の伝統とかそういうのを取り入れて、地域の方に指導いただくという取り組みを野洲市ではやられていますので、それを拡大していって、子どもさんが少なくなっている状況ですので、子どもは地域の宝やという形で地域の方のサポートをいただけるよう、今後も努力していただきたいと思います。

以上で1点目、終わります。

続きまして2点目、道路整備計画対象区域についてお伺いいたします。都市建設部長のほうにお願いしたいと思います。

野洲市総合計画や都市計画マスターplanなど、上位計画をはじめ、まちづくりの方向性、拠点整備や関連計画の進歩を考慮して、必要と考える未整備23区間を選定し、今後10年間の道路整備プログラムが策定されました。主要幹線への接続、渋滞解消、まちづくり計画等を進める計画であるが、地域住民の協力がなければ用地確保が困難な状況に陥ります。当初計画どおり事業が進めば、執行予算の大きな差異がなく完成するが、近年、計画事業がことごとく隣接施設及び居住者の合意が長引いている状況があります。

そこで、未整備 2 3 区間の中の区間番号 20 番、仮称砂川線についてお尋ねします。

該当区間は、砂川河川跡地に不法住居、倉庫等が立地し、居住地については入居者の転出が完了し、一部解体が進められております。現地の写真をつけておりますが、倉庫で営業を行っている企業との交渉はどのような状況になっているのかお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 議員の皆様、改めておはようございます。

そうしましたら、山崎議員からの 1 点目の、企業との交渉状況についてご回答させていただきます。

砂川廃川敷地に建物を有しておりますとして、建物を通じて砂川廃川敷地を無断占有している当該者につきましては、以前から幾度となく交渉しておりますが、全く進展が見られないというような状況でございます。

このため、令和 3 年の第 3 回定例会におきまして、当該事業者に対して建物の収去及び土地の明渡し等を求める議第 88 号の訴えの提起につきまして可決をいただいております。

現在、大津地方裁判所において双方代理人による係争中のため、詳細についての回答は差し控えさせていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） 以前もそういう訴えで提訴中ということで、代理人に任されてるので、書面の交換とか、そういうものが続いていると思います。

この問題を市が管轄するようになった経緯というか、昭和の時代から、あそこは住居があって住まわれていました。長きにわたり何も言われないで、ずっと住まわれていた状況があるんですけど、砂川廃川無断占有としての指導をされ始めた経緯についてお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） そうしましたら、再質問についてお答えできる範囲でお答えさせていただけたらと思います。

砂川廃川敷地につきましては、国有財産特別措置法に基づきまして、平成 17 年 3 月 31 日に野洲市が国より道路として財産譲与を受けております。

この砂川廃川敷地につきましては、以前から使用されている建築物が現存しております、野洲市の土地への無断占用を確認しまして、その後、幾度となく指導してまいりました

たけども、何ら進展が見られないということでしたので、令和3年の第3回定例会におきまして訴えの提起の議案について可決をいただきまして、現在係争に至っているというような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） 詳しく教えていただいて、国が放置して、市が管轄となって、無断占有ということで以前からやられていたと。議会に出たのが3年の定例会で出たんですけど、一部の人は8号バイパスが令和7年に供用開始ということで、その接続道を造るために砂川線の計画がされていますけど、それが出てきたから、急遽退去とか無断占有ということが言われてきたみたいに周りの人は思われます。地域の方はずっと知っています。なぜあそこを放置しておくのかというのは、地域の方は早くから言われています。なかなか自治会との協調性もある方もおられるけれど、入られる方には全然地域のこと関わらないという人もおられたので、地元自治会としてはなかなか住まわれている方とか企業とうまくいかない問題もあったように思いますので、今後ともしっかりと交渉を進めていただきたいと思います。

2点目ですけれど、仮称砂川線、先ほど言いましたように野洲栗東バイパスアクセス性向上を目的に、新規事業として計画されています。

スケジュールでは、長期計画、令和5年度以降事業着手予定となっております。令和7年秋供用開始を目指して取り組まれている8号バイパスへのアクセス性向上を目的としているが、地元住民より、周辺交差点渋滞を解消する一助となると期待されております。計画を短期計画にすることは可能であるのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 2点目のご質問にお答えさせていただきます。

仮称砂川線のスケジュールにつきましてですけども、当該路線につきましては、国道8号野洲栗東バイパス整備事業、これが令和7年の秋の供用を目指しております。議員がおっしゃるスケジュールで目指しているというところですけども、これは滋賀国道事務所により進めていただいておりまして、このバイパスが開通しましたら、周辺道路交通網が大きく変化しまして、現在慢性的に発生しております現道、国道8号の渋滞が解消されるものということで期待しております。

本年3月に策定しました野洲市道路整備計画につきましては、この国道8号野洲栗東バ

イパス、あと滋賀県で進めていただいております大津湖南幹線道路等とのアクセス向上をはじめとする市道23区を設定いたしまして、現時点ではありますけども、今後の市道整備の全体像と、あと整備の優先順位をまとめたというような状況になっております。

仮称砂川線につきましては、妙光寺集落から国道8号野洲栗東バイパスへのアクセス道としまして期待されているというところですけども、現在道路整備予定地につきましては里道、建物等で不法に占有している所有者、これまさに法廷で係争中でございまして、先行きが不透明な状況であると、そういうところを鑑みまして、優先順位、これは長期着手予定路線に位置づけているというような状況でございます。

なお、今後訴訟の進展によりまして状況が大きく変化しまして、道路整備の可能性が高まったというような、そういう状況であるということを判断した場合には、他の路線の進捗状況も含めまして、当該整備計画を柔軟に見直していきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） 状況がはっきり分かりました。提訴中の件が解消しないと、いつにそういう設計計画ができるかというのも見通しがつかないという状況でございます。

再質ですけど、道路整備計画を基に今後進められますが、短期スケジュールの整備計画については、道路整備設計など早急に取り組むことになると思います。高専開校、令和10年4月、入学が4月ということになると思いませんけれど、市三宅周辺道路整備が短期スケジュールで計画されています。自治会へも当然説明もされていると思うんですけど、自治会よりも要望が出ていないのか、また方向性が決まった時点、これは都市計画整備を以前から、昭和47年つくられている計画との整合性等、地権者、住民への説明は行われるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 再質問にお答えいたします。

高専の開校に見合せた市三宅地区との調整ですけども、現時点では道路の設計を進めているというような状況でして、まさにそれがまとまった時点から地元のほうに入っています、事業の必要性であったりだとか、ご理解というところを得ていきたいというふうに考えております。

以前から地元が要望されている路線というところも、当然、意識をしたところでござい

まして、そのあたりの事業スケジュールとか、そういうところもしっかりとお伝えした上で、今回この道路整備計画に位置づけられている優先度の高い道路につきまして、ご理解を得ながら事業を進めてまいりたいとふうに考えているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） 今道路整備、やはり冒頭に申しましたように、その沿線にある施設とか居住されている方、何度も足を運んでいただいているけれど、三共の野洲川大橋、あのときでも最終守山地先で了解がなかなか得られないということで、代執行やられたようなことを記憶しております。できる限り協力いただけるよう、丁寧に説明していくだいて、計画をうまく進めていただかなければ、今、経済状況からして、当初計画の予算で、設計でいけるかどうかというのが、住民にとっては早くやってほしい、長引いて税金がかかるというのは、今特に進められている、市長が取り組んでおられる行財政改革、市民に痛みも与えながら、市民の安全、安心を確保するために、サービスの提供を落ちないように努力していただいている。変なところで費用がかからないように、丁寧な地元住民への説明等行っていただきたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第7号、第18番、鈴木市朗議員。

○18番（鈴木市朗君） 第18番、新誠会、鈴木市朗でございます。よろしくお願いいいたします。

私は、コロナ禍の小中学校の影響と給食費無償化についてお尋ねをしたいと思います。

19年後半から、中国武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症も世界的パンデミックを経て、ようやくウィズコロナの考えが世界的となり、今日に至っております。

日本も、5月8日より感染症2類から、インフルエンザと同じ感染症5類へと位置づけが変更され、感染状況の把握も全数把握から全国5,000の医療機関のデータを基に、一定期間、1機関当たりの感染者数の平均値を毎週金曜日に発表する定点把握へと変更になりました。

NHK特設サイト、新型コロナウイルス都道府県別の感染者数、感染者マップ、定点把握の感染状況のデータを参考に検証してみると、全把握時の統計グラフの様子に比較しても違和感はなく、現時点では第9波へ向かうのか、そのデータが注視されるところであります。

このような情勢の中、園や学校への登下校の様子、姿においても、コロナ前の様子に近くなっていることが実感できています。

第5類への位置づけ変更に伴い、2点教育長にお伺いいたします。

第1点目、子どもたちの生活態度、言動において、現場サイドで実感していることはどういうことがありますか。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　それでは、鈴木市朗議員のコロナ禍の小中学校への影響と、給食費無償化についてのご質問のうち、1点目の感染症5類への位置づけ後の子どもの様子についてお答えをしたいと思います。

現在も学校の授業や給食は、多くの学級で机を前に向けての一列方向が続いています。コロナ禍前のように、班などで机をくっつけた状態にまだ全部は戻せてはおりません。ただ、給食中に会話をするなど、和やかな雰囲気は戻りつつあります。

また、授業中の話合い活動のときには、机を合わせて、パネルなしで活発に議論する様子もうかがえます。

一方、マスクにつきましては、学年が上がるほど外さない児童生徒が多い状況でございます。

聞いてみると、感染不安というよりも、マスクを外すのが恥ずかしい、マスクを外して周りから何か言われたらといった声が多く、体育の授業でも本人の強い意思で外さないそういう子もおります。

ただ、体育の場合は熱中症リスクの指導と同時に、保護者さんとの共通理解、この子は学校では外していませんと、体育のときには外していませんのでどうされますかというふうなことで、保護者さんにもできるだけ外すように促していただくようにお願いをしていきます。

そして、学校からはマスクの脱着は個人の自由であること、また熱中症予防のために、体育や部活などの運動のときは外すこと、この2点は継続して指導をしているところでございます。

さらに、登下校時はマスクを外して楽しそうに会話をしている姿も大分見られるようになってきました。大人と同様に、児童生徒もこれからの新しい生活習慣を模索しているところだというふうに教育委員会では捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） ただいまお答えいただきましたが、入学した子どもが3年生までマスクをつけていたわけですね。そうすると、今教育長がおっしゃった、高学年ほどマスクの着用率が多いということですね。それは、高学年になると様々な、どういうか自分の容姿とか、そういうのを気にされる方がいらっしゃると思うんですよね。だから、それはそれなりのやっぱり理解をしていかなければならんと。ただし、おっしゃったように、体育の時間とか、これから熱中症の問題等もあります。そういうことについても、やはりこれから保護者と本人と、指導していくそういうのをまずお聞きしたいと思います。

それと、給食の時間、今まで1つのグループで給食を取っていただいていたと。ところが、今もう並列で、前向きで給食を食べていると。コロナになってから、黙食ということで、ずっと子どもたちは3年間慣れてきていますからね。やはり給食というのは人間にとて、衣食住の中で、食というのは一番大事なですから、ですから、同じ物を食うのに、みんなと楽しくおしゃべり、話しながら食べられるそういうようなやっぱり環境づくりを、これからどういうように考えていかれるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） まず、1つ目のマスクにつきまして、特に体育の場合は非常に危険ということがありますので、体育の授業の初めには、体育の先生には必ず熱中症の心配があるのでマスクを外しなさいというふうな指導をしてもらうようにしています。

ただ、それでも外さない子が何人かおりますので、その子につきましては家庭連絡をして保護者さんと、先ほど申しましたように、この子外さないんですけども、ちょっと熱中症の心配があるので、せめて体育のときには外してもらえるように親御さんのほうからもお願いしますというふうな形で依頼をしていただく、そういう指導を徹底するように、この間校長会、それから教頭会で、あるいは教育委員の学校訪問を先月も行いましたけども、そういう中で学校に確認をしているところでございます。

もう一点の、机をくっつけてやるというのは、先ほどクラスによって違うというのがあるんですけども、先生の意向とそれから子どもたちの意向もありますので、そこは別に、必ずくっつけるとかいうふうなのはせずに、それぞれのクラスの担任と子どもたちの話合いで、戻そうかどうしようというふうな形でやっていますので、クラスによって違う、同じ学年でもクラスによってくっつけたり、ばらばらというのがございますので、そこはクラスの子どもたち、先生に任せているところでございます。できるだけにぎやかに、食育

といいますか、食べる楽しみ、黙って黙食というのは非常につらいという思いもありますので、そこはできるだけ早く改善できたらというふうには思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） ありがとうございました。食育教育というのは今後大事なことですので、後にも食育というのを触れていきますけれども、その点、やはり食ですから、その辺はきっちりと何していただいて、それからこれからの時期、熱中症の関係、マスクでも救急車で何人運ばれたとかいうのが毎日報道されていますので、野洲市においてもそういうことのないように、しっかりと対応していただきたい。

次に入ります。

園、学校内でのルールづけ、対応はどのように変わったか、インフルエンザとの対比を含め問います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の園、学校内でのルールづけについてお答えをしたいと思います。

学校、園のコロナ罹患による欠席は、ほぼインフルエンザと同様に出席停止という扱いとして位置づけております。コロナの感染防止対策の中でも有効と分かりました手洗い、うがい、換気につきましては現在も継続して行っています。これらは、子どもたちの新しい生活習慣として子どもたち自身にも身についていますので、現在も積極的に続けているところでございます。

また、手洗いの状況につきましては、手洗い場に液体石けんを全部設置しているんですけども、その石けんの減り具合でも、どんどん手洗いはずっとやっているんやなというのが分かる状況でございます。

また、3密の回避や消毒についても、新型ウイルスに限らず、インフルエンザなどの流行状況に応じても行うなど、臨機応変に対応しています。

一方、5月以降、文部科学省やこども家庭庁のガイドラインにのっとり、学校、園の様々な行事や取り組みなども順次再開、復活をしているところでございます。例えば、園ではしゃぼん玉で息を吹いて、いっぱい飛ばすというふうな体験がありますけども、そういうようなことを、今まで感染対策で制限されていたんですけども、それもまた復活をして、子どもたちの遊びの中でそういう活動を積極的に取り入れるようにしています。

ただ、全てをコロナ禍前に戻すのではなくて、幼児、児童生徒の様子や、それからこれからの発達や学びに応じて、新しい考え方として、必要な対応を今精選しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） ちなみに、市内の学校でインフルエンザで休んだという子どもは、年間何名ぐらいいらっしゃるのか。

それと、インフルエンザの予防注射、これは何%ぐらい、これは強制じゃないですから、個人を尊重してやっていただくわけですが、何%ぐらいの割合で接種されているんでしょう。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） すみません、事前にちょっと聞いておりませんでしたので、ちょっとデータは全く分からぬ。申し訳ございません。

インフルエンザでは、学級閉鎖を結構していましたので、ある程度は分かると思うんですけども、コロナの場合、インフルエンザとどういうんですか、最近はコロナであるというふうなことも把握が十分できなくなりましたので、ちょっとそこの状況も含めて、ちょっと分からぬ。

それから、予防接種につきましても、これ任意ですので、予防接種した人とかいうふうに学校で聞くわけにもいかないので、全く聞いてないです。それはデータは全くございません。申し訳ございません。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） 最後に1点、コロナにしたかて、インフルエンザにしたかて、これは学級閉鎖とかいう形になりますが、これは欠席とかそういう扱いにはなってないわけですね。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） これにつきましては、先ほどお答えしたとおり、出席停止というふうに対応していますので、欠席扱いではございません。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） それでは、次に入ります。

この3年を超えるコロナ禍は、雇用、所得、物価など、社会情勢や経済活動への影響は

顕著と言えます。中でも、契約社員さんやパート従業員さんの就労状況は解雇の憂き目に遭うなど、再就職もままならず、所得面においても深刻なものがあります。

21年のO E C D統計では、日本の年収世界ランキングは24位、3万9,711ドル、1位はアメリカで年収7万4,738ドルと、日本の1.9倍です。この数字は、ドルは世界共通の何で表しておりますので。このような状況もある中、今年度は賃上げについて、政府、経済界の思いもあり、例年に比較し高額の賃上げとなっております。

しかし、中小零細企業ではさほどでもなく、全く恩恵がない企業が多々あり、中でも子育て家庭では、給食費など学校負担金に窮する家庭が多くあると聞き及び、心が痛みます。このことは、教育基本法第3条、全ての国民はひとしく能力に応ずる教育を受ける機会を与えるなければならない。先ほど申し上げましたが、この教育というのは食育教育も含めてのことです。ご理解のほどお願いいたします。

この教育基本法第3条を踏まえてみれば、学校教育の影響も看過できない問題と私は考えます。

そこで問います。

第1点、未就学児も含め、小中学生の対象人数は何名でございますか。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　議員の皆様、おはようございます。

それでは、鈴木議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

6月1日時点における無償化となる対象人数は、小学生は2,821名、中学生は1,408名、幼稚園園児は626名、こども園園児は311名、合計で5,166名となっています。

○議長（荒川泰宏君）　鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君）　今の教育部長の人数と、せんだって報告された人数との差が若干違うような気がするんですが、せんだって調理業務の費用の中で、5,807食を作っているということでございましたが、今、合計は5,166となっておりますが、これはどういう差異があるんですか。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　再質問にお答えをさせていただきます。

今お答えさせていただいたのは、無償化の対象となる人数をお答えさせていただきました。そこには、もとから、5,807から教職員とかの人数を差し引いております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） 分かりました。5, 807食というのは、教職員も含めてのことですね。私は5, 807食というので理解していましたから、ちょっと数字が違っていましたのでお聞きいたしました。

それでは次に、未就学児の費用単価、小学生低年齢及び高年齢、中学生の各単価はいくらになっておりますか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

1人当たりの給食負担金の月額につきましては、野洲市学校給食負担金徴収規則に定めしており、小学生は3, 800円、中学生は4, 300円、幼稚園、保育園の未就学児は3, 000円となっています。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） よく分かりました。

未就学児はこの値段で、小学校が3, 800円、中学校が4, 300円ということで報告いただきました。

そこでお伺いいたします。3点目です。

ひとり親の家庭数は何世帯ありますか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

市で把握していますひとり親家庭の世帯数としましては、福祉医療費助成制度を利用されている世帯ということで把握をいたしております。令和5年4月1日現在で、母子世帯が340世帯、父子世帯が30世帯で、合計370世帯となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） すみません、もう一度お願いできますか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 母子世帯が340世帯、父子世帯が30世帯、合計370世帯でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君）　この370世帯というのは、例えばひとり親家庭の収入……。

次行きます、これは。

こういう方たちの給食費はどのような扱いになっておりますか。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　小中学校では就学援助制度というのがございますので、就学援助で市から給食費は補助をしておりますので、実質は無償というふうになっています。

○議長（荒川泰宏君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　未就学児、園児に対しましては、生活保護世帯でありますとか住民税非課税世帯と、それとひとり親軽減もございますので、副食費、いわゆる給食費は免除という形になってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君）　この給食費免除の件数は何件ぐらいありますか。未就学児から中学3年生まで。

○議長（荒川泰宏君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　まず園のほうでございますけれども、公立の保育所で副食費免除対象者が47人、私立の保育所で43人、それから幼稚園といたしましては111人ということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君）　今報告を受けましたが、これは小学校、中学校なんかは含まれていませんか。

○議長（荒川泰宏君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　今、私のほうから報告をさせていただきましたのは、園児ということでございますので、小中学生は含まれておりません。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　再質問にお答えをさせていただきます。

今資料ちょっと持ち合わせておりませんので、少しちょっとお時間いただいてお返事をさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） 園児というのは、さっき1食当たりの単価をお聞きしましたが、非常に単価も低い。ところが、教育委員会部局のほうになってくると、やはり小学校、中学校というのは1食当たりの単価もかなり変わってきてていますので、その辺はやっぱりしつかり押さえていきたいなというように思っております。

次に入ります。

住民税非課税世帯数はどれぐらいですか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、4点目の住民税非課税世帯の数についてお答えいたします。

令和5年度での住民税非課税世帯につきましては、市全体で令和5年6月1日時点になりますけれども、4,402世帯となっております。

また、ご質問に関連します未就学児から中学3年生までの住民税非課税世帯につきましては230世帯になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） 住民税非課税世帯が4,402世帯、多いですね。その中で、230世帯というのが未就学児から中学3年生までの数字ということですね。それでいいですね。よく調べてくれはりました。ありがとうございます。礼を言っておきます。

そうした場合、先ほども政策監のほうがお答え願えたと思いますが、この世帯について、給食費の支払い、いわゆるどういうような形でこれ対応されているのか、お尋ねしたいと思います。例えばですよ、以前は各担任の先生が給食費を受け取っておられました。今はどういう形で給食費を保護者が支払われているのか。例えばひとり親やったら、金融機関へ行く時間もない、どうして支払っていいか分からんというような様々な現象が起こる可能性もあります。ですから、そういうのはどのような形で対応されるのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 5点目のご質問かと思います。

まず、給食費の未払い家庭数ですが、令和4年度小中学校給食負担金滞納人数は40人というふうになっております。

なお、給食負担金の負担は野洲市学校給食負担金徴収規則第3条の規定により、学校給

食を受ける児童生徒が負担することとなっていることから、家庭数としては把握をしておりません。

次に、給食負担金滞納への対応ですが、まず滞納が発生した翌月に督促状を通知しています。そして、督促の納期限経過後も未納となっている場合は催告状を通知し、面談等で事情を聞き取り、分納誓約をするなどの対応をしております。必要があれば、小中学校、あるいは納税推進課や市民生活相談課と連携を図り、滞納の解消に努めるという対応となっております。

それと、ご質問の令和元年度から、もともとは学校のほうで事務職員さんに徴収をしていただきました。直接学校の事務職員が保護者さんから徴収といったことの事務をしておりましたけども、令和元年度から、学校の現場の負担軽減ということもありまして、今現在は学校教育課で一括して、システムによりまして徴収事務を行っております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） 現在は学校教育課のほうで徴収しているということですね。教育課はどういうシステムを使って徴収されているんですか。

それと、今この40名という方を報告されましたが、こういう家庭において、どういうんですか、いろいろと指導されておられますけども、福祉関係で持つていけば、どういうような対応をされるんですか、これ。必ず、要するに保護世帯とか、そういうのがありますね。そういうような形はどのようにされているんですか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、どういうシステムかというご質問ですけども、今現在、野洲市全体で使っているクラウドのシステムの中に組み込んで、なるべく費用がかからないように、その一部の中で運用をさせていただいている。

システムの内容ですけども、全体にどういんですか、住民基本台帳からそういった情報引っ張って、当初の例えば口座振替ですとか納付書発送ですとか督促状とか、一括したそこでシステム的に一括管理をさせていただいている。

それと、40人に対してどういう対応するかということですけども、先ほどもちょっと申しましたけども、分納誓約をして、その家庭の事情を聞き取り、対応させていただくということで、本当に例えば困っておられる方については、先ほど申しました生活保護ですか、準要保護といった制度が対象とならないかといったことも、その中で相談をさせてい

ただいています。

先ほどお答えができなかった要保護の人数ですけども、要保護援助者数は令和4年度の実績で7人、準要保護というのがございますけども、その対象としている人数は377人というふうになっております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） いろいろと細かいことまで聞いて申し訳ございません。ありがとうございます。

こういう世の中ですから、やはりそういう給食費が払えないという家庭もありますので、やはりその辺は十分やっぱり教育委員会としても、市としても、やはりこれから考えて、次代を担う青少年の育成のために、教育基本法第3条にもうたっておりますとおり、やはり平等なことで、やっぱり施策を推し進めていただきたいと思います。

次、6点、7点は市長にお伺いいたします。よろしくお願いします。

県下においても、高島市をはじめ数市町が給食費無償化を実施しています。子育て支援、また、まちの活性化施策として極めて意義深い施策と考えます。その効果について所見をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 栢木市長。

○市長（栢木進君） 鈴木議員の6点目の給食費無償化の効果についてのご質問にお答えを申し上げます。

先進的に無償化を進めている自治体では、医療費の無償化など、総合的な子育て施策の1つとして取り組んでいる自治体が多く、給食費無償化のみの効果を具体的にお答えすることは難しいと思っております。

しかしながら、昨年度の10月から3月までの半年間実施いたしましたコロナ交付金を活用した給食費無償化では、保護者の方から大変よかったです、助かりましたといったお声を多くお聞きいたしております。私が考えるところ、抽象的な表現になりますが、給食費の無償化は、子育て支援やまちを活性化する施策として、野洲の将来のことを考えると、議員がおっしゃるとおり、その意義が深いものであると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） 今報告がありました給食センターの件で、こども課は別として7,200万、4か月分、1か月約1,800万円、これが国のほうから寄附として下り

てきております。これ、1か月1,800万、これ年換算しますと2億1,600万円で給食無償化になるわけです。これは給食センターサイドですよ。こども課は別。というような数字になってきます。結構経費がかかっておりるのは調理業務の人事費ですね、これがこの前の報告では9億9,300万という数字で私聞きましたが、これはもう間違いない数字でしょうね。人事費がここまでかかっている、そこへまた2億1,600万円という、これはあくまで材料費だけです。人事費は別ですから。これからの中やっぱり子どもたちを育てていく上では、市長がきらっと光る施策を出されました。それは何かというと、ふるさと納税ですね。これはあなた、ほんまに光っていますよ。それをやはり活用して、やはりこういう子どもたちの教育のために、あるいは健全育成のために、やはり回していくのが今の市長、どうですか、それぐらいのやっぱり腹を持ってくださいよ。お答え願います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） ありがとうございます。きらりと光っているというお褒めの言葉をいただきました。

一昨年、令和3年10月から返礼品を設定したふるさと納税の取り組みをさせていただいて、昨年度の寄附金の総額は約16億円ございました。大変多くの寄附を頂きまして、誠に感謝いたしております次第でございます。

このふるさと納税で、確かに議員おっしゃるように、これをを利用して約2億2,000万の給食費を補つてはどうかというふうに、拠出してはどうかというご質問でございますが、ふるさと納税は本当に不安定な収入でございますので、やはり収入の範囲内で支出を収めるという基本理念、要は一般会計予算として収入の範囲内で支出していくというのが基本でございますので、ふるさと納税、本当にありがたいんですけども、これが例えば来年度1億になるかもわからない。これ先行きが全然見通しが立たないという不安がございますので、いささかふるさと納税に頼ってという考えは持ち合わせておらないという、本当にやりたいんですけども、そういうことでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） ある市で、私たちのまちの一般会計予算と同額というか、よく似た高島市を挙げてみると、令和4年度までは一般財源で賄っていた。それから、令和5年度は一部基金、要するにふるさと納税を活用しているというようなことで報告されて

おります、高島市のほうは。それと、給食費、医療費を無償化にしたというその効果、高島市。豊郷町でもそうです。その効果が、令和4年1月から12月には、転入者数が転出者数を3人上回る。それから平成17年の合併以来、初めて転入超過になってきました。人が多く入ってきた、高島市の場合。それから、加えて0歳から19歳の若年層については40人程度の転入超過となり、保育料完全無償化、令和元年10月から。学校給食無償化などの子育て支援の施策の効果が出ているのではないかと考えているということは報告されております。

私たちのまちでも、やはり人口の伸び悩み、これは頭打ちですね。やはり若い人の流入を促そうとすると、やはり施策自体でまちは変わっていくというように私は思うんです。やはりその辺は若者の流入、そしてまた、立地条件のいい野洲発、野洲止めという交通の利便性、そういうものに加えて、まちの発展のためには、やはり若い人に入っていただかなかん。

今野洲駅の現状を見てみると、村田さん、京セラさん、オムロンさんにしておいて、野洲でお住まいの方なんてほとんどおられません。私、電車で降りてこられる方、帰つておられる方を見てみると、ほとんどよその市の方へ帰られますね。今脚光を浴びているのが南草津です。そういう部分は、南草津がどういうような形か僕は調べていませんよ。やはり、野洲で何かぴかっと光るものを見つけるのをひとつ今の市長の手でつくり上げていかなければならぬというように私は思うんです。その辺はいかがお考えですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 本当に鈴木議員がおっしゃることに同感でございます。やりたい、させていただきたいという気持ちは十分ございますが、やはり人口増加、流入人口、特に若いご家庭の流入人口を図っていきたいというのは私もいろいろ考えておるんですけども、村田製作所さん、京セラさん、いろいろ事業長さんとお話をさせていただく機会が多いものですから、いろいろお伺いするんですけども、野洲で家を建てる土地がないと、そこが一番の野洲市のネックではないかということをしばしば言われるんですけども、これは野洲市としたら大きな、言うてみりや、一つのマイナスの点かなと。流入人口を図っていく中では、一つのマイナスではないかなというふうに思います。決して優良農地を住宅化していくということを促しているわけじゃないんですけども、駅周辺、特に駅周辺で農振解除して住宅開発が進んでいくということは、いいことではないかなというふうには思っております。

そして、もう一つが子育て世帯に対してのマル福もそうですけども、給食費無償化ということも、本当に1つの大きなあれになってくると思うんですけども、なかなか財源が厳しい野洲市でございますので、今しばらく税収を図った上で、平準化した上で進めていきたいなというふうには思っております。

高島市長さんとか豊郷町長さんともお話をしました。えらい思い切ってやってはりますなど。いや、うちは小学生、中学生の人数少ないんやと。そやから自分とこの範囲内で、こんなことを言うのは何なんですけども、そういうふうにおっしゃっておられましたので、いろいろそれぞれの市町の財政状況とにらみ合わせながらやっていかなくてはならないのかなというふうに思っております。ご回答になっているかどうか分からんのですけども、以上お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） 市街化区域が圧倒的に少ないとすることは、これは以前からの野洲市の大きな問題です。3月議会に私が提案いたしました、要するに野洲の名嶋地域の高専絡みで市街化区域に変更してくれというような質問もいたしました。その辺では副市長にもお話ししたんですけど、半導体工場向けの工業用地とか、それから高専向けの職員さんの住宅を確保するための市街化区域の拡大、そういうことについて、これは片方だけでは駄目なんですよ。給食費無償化にして若い人入れよう、入れよう言つたって、やはりきちんとした基盤整備を先にやってしもうて、それからやっていく。それまで給食費無償化してもいいんですよ。だから、今度の大津湖南都市計画の見直しには、私が言ったところも、やはり行政としては積極的に加入する意思を強烈に持っていただきたいということをお願いしておきます。

それと7点目、これも市長です。

政府は、令和5年度新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の使途として、当市では4か月分7,200万円、これは先ほど私が申し上げました給食費の無償化が交付されております。この交付金は、コロナ禍で疲弊している子育て家庭をおもんぱかっての適正な施策です。

この給食費無償化の考えは、コロナ禍による一過性のものではなく、今の日本の子育て家庭の施策として重大な課題と言えます。私は、野洲市としても学校給食無償化、今こそ決断するタイミングになると見えます。先ほど市長が話されました。本当に野洲市としても、やはり次代を担う青少年の健全育成、教育基本法にある食育教育、そういうものを

きっちりと打ち立てて、すばらしい野洲市に持っていくなかんと思いますが、最終的に市長のご見解を再度お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 7点目の給食費無償化についてのご質問にお答えをいたします。

給食費無償化については、先ほど述べたとおり、子育て支援やまちの活性化施策として、また野洲の将来のことを考えると、私は無償化を進めたい、今すぐにでも決断したいという思いは持っております。しかし、予算ベースで年間約2億2,000万円の給食負担金の財源をどう確保するかが一番の大きな課題であり、まずはそこを解決しなければ、現時点では実施することはできないと考えております。

また、国の動向として、本年6月1日に政府が示したこども未来戦略方針素案の中で、無償化に向けて全国的な実態調査を行い、課題整理するとされており、無償化は国としても活発に議論がされているところでございます。本市においてもそういった国の動向に注視しながら、無償化の実現性についての調査研究をしていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗君） いずれにしたかて、不必要な支出はされてないと私は思うわけですが、やはり財政改革をまずして、それから次代を担う青少年の健全育成のためにそういう資金を回していただきたい。それは私も、今市長がちょっと今触れられたように、それをやってからまたやるというようなことをおっしゃいましたが、私もそれを期待しております。よろしくお願ひいたします。

そして、いつも6月になつたら、これは私個人的なことなんですが、いつも思うんですが、私が野洲学区の体振の会長をしているときに、6月になると、6月の花がアジサイなんですよ。ご存じのように、アジサイというのは数多くのガクが寄つて1つの立派な花になつているんです。やはり私は体振の会長をしたときに、アジサイの花のようなまちづくりをしていこうじゃないかというようなことを体振の基本的な考え方として取り組んでまいりました。やっぱり野洲市も、そういうような市民全体の幸福を願つた、1つの輪になつたような施策の展開をお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。再開を10時40分といたします。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8号、第7番、石川恵美議員。

○7番（石川恵美君） 創政会、第7番、石川恵美。一般質問をさせていただきます。

学校現場の実態についてです。

今年の5月8日以降コロナが5類に移行され、少しずつイベントなども通常に戻されつつあります。やはり、イベントをすることによって対面で話せる機会ができ、コミュニケーションが取りやすくなります。また、同時に、相談事もよくお聞きするようになりました。コロナ禍により、コミュニケーションが保護者同士で取りにくかったとの理由もありますが、最近は学校関係の相談も多いです。今回はその中から質問をさせていただきます。

教師不足と言われていますが、文科省が公表している実態調査を見ると、滋賀県は小学校数220校中3校、割合としては1.4%と、全国的に比べれば数字上は深刻ではないように感じますが、実態は不足しているなくても業務が多く、主体は各学校単位でカバーされているだけで、負担がかなりのしかかっているように感じております。あえて深掘りはいたしませんが、保護者や地域からは、急に教師の方の数が減少したときの心配の声も耳にしました。

そこで、質問をさせていただきます。

1番目、急に教師の数が減少した場合、県が対応するまでの期間はどう補っておられるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、石川議員の学校現場の実態についてのご質問のうち、1点目の教員の減少への対応についてお答えをいたします。

学校では、年度途中に産前産後休暇、育児休業、病気休業などで休む教員がいます。このような場合は、その教員の代わりとして、フルタイムの臨時講師を学校や市教育委員会が探して対応しています。そして、臨時講師が見つかるまでは、小学校では本来はその学級の授業を担当しない教員や、あるいは管理職が代わりに授業を受け持ったりしています。また、中学校ではその教員と同じ教科を受け持つ教科担任の授業時数を増やすなどして対応をしています。ただ、昨今の講師不足は深刻で、その補充は大変厳しいものがござります。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 今教育長からお話をありがとうございましたが、平日に学校に行かせていただきますと、担当していない先生方たちは職員室におられるはずなんですが、職員室が全く誰もおられないという状況があつたり、カバーに回る先生があつちもこっちも行かれて、その人数が足りないから、校長先生まで当たるというところを目にしている部分も結構ありました。またそれは後でお聞きします。

先に2番目に行かせていただきます。

病欠により減少した教師の業務を他の教師、教頭、校長が一時的に補っているのは目にしましたが、継続的な減少の場合に、教職員のさらなる負担が増えているほか、客観的にも困難だと感じていますが、教育委員会として解決策はありますでしょうか。

このことの質問に対しては、どちらかというと授業というよりも、先生方の事務的な負担とか勉強、学級につく以外の役があるとか、いろいろあると思うので、その辺のご負担はどのぐらいあって、改善策はどうされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、2点目の教職員の負担の改善策についてお答えをします。

先ほどもお答えしましたように、教員が長期間休む場合は、基本的にはフルタイムで働く臨時講師の補充をすることになっています。ただ、県内他市町でも臨時講師の不足が叫ばれていますので、市教育委員会ではその改善策として2点のことを取り組んでいます。

1点目は、県の教育委員会から定期的に臨時講師の一覧表というのが教育委員会に来るんですが、それを提供、それから更新の都度学校現場に提供しています。

それから2つ目は、どうしても臨時講師が見つからない場合、代わりに行く教員の負担を少しでも軽減するために、フルタイムではなくて、その授業だけ、その先生が受け持つておられる授業だけをするという非常勤講師というのがあるんですけども、それを、やつとこの2年ぐらいですが認められるようになってきましたので、その非常勤講師を探す支援も行っています。

学校では、授業はもちろんですが、今議員お話のいろんな事務作業もかなり増えています。それは、結局はやっぱりそこにいる教職員で対応するしかありませんので、教育委員会からも専門員とかが支援には時々は行くんですけども、こちらの業務もありますので、なかなかずっと支援というのは難しい状況でございます。基本的には、やっぱり学校の先生が途中で休まれた場合は、本当に教員の負担は増えざるを得ないかなというふうに思つ

ています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 再質問をさせていただきます。

今、非常勤講師の方がその授業だけ当たるということもありましたが、なかなかそれも見つけるのが大変かなというところから、コミュニティスクールが今始まりつつある中で、地域力の対応で依頼をかけるとか、今多分教職の免許がある方のみという形になっているんですが、全国的にも免許があるない関係なしに、そういう臨時に教えられる方というのを探しながら、地域で協力をしていこうじゃないかという話も出てきていると聞いております。その中で、野洲市としてコミュニティスクールをはじめとして、対応の依頼はされていく予定はあるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 学校の授業は、基本的には免許のある者でなければならないというふうになっていますので、例えば校長先生、私は中学校の免許は持っていますが、小学校で授業というのは社会科の免許はありますので、社会科やったら何とかできるんですけども、他の教科はできないんです。ですから、そういう場合は、それが長期に及ぶ場合は学校現場大変ですので、県の教育委員会に申請をして、臨時免許状というのを発行してもらうということができると思います。そういうことで対応している学校がいくつかあるというふうに思います。

そういう意味では、議員お話しのコミュニティスクールでいろんな地域の方々にも応援をお願いするというのも一つの手かなというふうに思っていますので、これからも積極的にそういう方を支援をお願いしたいというふうに思っています。

ただ、免許をお持ちでも現場から離れておられて、教壇に立つというのがなかなか難しい場合がありますので、講師として活躍いただくというのは非常に厳しいかなというふうに捉えています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 分かりやすく説明をしていただいて、ありがとうございます。地域にとっても、コミュニティスクールがどういう形で進んでいくのかというのは、ちょっと見えてない部分もありましたので、今はつきりとそういうふうな形でということで、よ

く分かったと思います。

次に行かせていただきます。

ちょっと話は全く違うところに行くんですが、私の認識では、特別支援学級とは全ての授業をそこで受けるのではなく、障がいによる学習の困難を克服するための特別の指導を必要とする教科については、特別支援学級でその児童のペースに合わせて少人数制の授業を受け、その他の教科については通常学級で授業を受けていると思います。

野洲市内の小学校の1年生は35人制ですよね。2021年に法律改正により35人学級が導入されました。

その背景には、ご存じのとおり、1当たりの児童数が少なくなれば、担任が一人ひとりに目を配れる時間が長くなります。また、教員の負担が減り、ゆとりも生まれてくるので、生徒の様子を把握しやすくなるというのも一つの理由になります。

ただ、現状で心配なのは、特別支援学級の生徒が通常学級で授業を受ける場合、その35人にはカウントされていないということをお聞きしました。特に注意の必要な体育の授業についても、例えば特別支援学級の児童2人が通常クラスに入って体育の授業を受ける場合、37人クラスを先生1人で受け持っていることになると思います。そのとき、特別支援学級の教師は担当もしないということもお聞きをいたしました。これでは、さきに述べました生徒の様子を把握して目を配れているのでしょうか。教えていただけますか。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　それでは、3点目の通常学級で学ぶ児童が36人以上になるとすることについてお答えをしたいというふうに思います。

基本的には、今お話しのように、小学校1年生から4年生までが現在35人学級、5、6年生が40人、中学校も1年生が35人で、2、3年生が40人というふうになっていきます。また、お話ありました特別支援学級ですが、これは定員が8人というふうになっています。

そんな中で、特別支援学級に在籍する児童が交流学級、一般の通常学級に行って授業を受けると、1クラスの人数が35人を超える、40人を超えるという場合がいくつもあります。市内で見ますと、小学校が何十クラスで、全部小学校の学級を数えると何百、ちょっと今手元にないんですが、ありますが、そのクラス全部の大体4分の1が支援学級の子が帰ってきて授業を受けた場合、その定数を超えているという、そういう実態で授業が行われています。

文部科学省は、ノーマライゼーションといって、できる限り交流を進めようというふうには言っているんですけども、特別支援学級の児童が通常学級で一定の時間一緒に学ぶことを進めているんです。特別支援学級から通常学級で一緒に勉強すると。35人を超えて、6人を超えてというふうになるんですけども、ただ、特別支援学級の児童が基本的には1週間単位で計算するんですが、半分は支援学級で基本的には受けなさいと。あの半分は交流に行ってもいいですよというふうな形でその支援学級を認めているんです。ですから、ある程度制限はありますけども、半分は通常学級へ行っていいというふうなので、多い子は半分ぐらい行っていますし、でも、そういうのが難しい子は、支援学級でずっと勉強している子もいます。そういうのは学校ごとに、その児童生徒ごとに判断をしています。

それから、支援学級は基本的に障がいの状況とか、あるいは病気の状況に応じた学級をやっていますので、学年やクラスはばらばらなんです。例えば知的障がい学級には1年の子、3年の子、5年の子とかがそれぞれ行って、そこで一緒に勉強しています。ですから、1年の子は交流に行きますけども、3年、5年の子はそのままそこで残って授業を受けるということがありますので、支援学級の担任がなかなかそっちに、通常に行って授業をサポートするというのは難しいです。ただ、ちょっと人数が減りますので、そこ付けの支援員さんが、もし行ける場合は通常学級に行ってサポートするというふうな、そういう受け方をしています。

それから、今議員お話しのように、今お話ししましたように、特別支援学級の先生が何もしていないというか、子どもが誰もいないという状況はもうほぼありませんので、誰かが残って、あるいは全部行ったら、どこかの教室にその先生は行きます。そんな形で、支援学級と通常学級の交流は進めている状況でございます。

ただ、いずれにしましても人が足りない、学校現場はてんてこ舞いという状況が続いております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 私もこの事例は最近ちょっとお聞きして相談を受けたので、初めて知った状態なんですかけれども、全てにおいて、その教師不足からなる安全配慮というのを保護者の方は不安がられているところが多いと思います。

今、行ける場合は行かれる。でも行けないというのも、とてもよく分かるんです。全部の子が行っているわけではなくてというのも、ちょっと把握はさせていただいております。

その内容を知ってしまえばすごく分かるんですけども、やっぱり体育の授業とか、特に熱中症とかそういうところで気づいてもらえるやろうかとか、言えへんねんけれどもとかいう話がやっぱりある中で、またこういうフォローというか、支援をどうしていくかというのも、またコミュニティスクールで結びつく部分はあるんじゃないかなというのはすごく感じています。

先ほど、教師の免許がなければ授業には立てませんというふうにおっしゃいました。もちろんそれは当然のことだと思います。ただ、こういう形で、もしも見守りの形で支援を入れるのであれば、これもそういう形で入れるのでしょうか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　石川議員の再質問にお答えしたいと思います。

今お話しのように、コミュニティスクールとか、あるいは地域の方の見守りというのは、担任が、誰か授業者が、免許を持った先生が授業している場合は、他の方がサポートに入る場合は免許は必要ございませんので、それは十分可能というふうに思っております。

そういう意味でも、コミュニティスクールで今、学校非常事態やということで、何とかこの支援はどうしたらええやろうというようなことも論議をしていただけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　石川議員。

○7番（石川恵美君）　まさに、今いろいろと考えていかなければならぬと思います。

ちなみに、その保護者の方が学校に質問すると、これは文科省が決めたことだから文科省に言ってくださいという答えだったということで、納得のいく説明や対策の必要があると思いますが、今教育長がおっしゃってくださったので、この件についてどう思われますかという問い合わせはカットはさせていただきますが、やっぱり今までにあるものに従ってやつていくのが無理だから、コミュニティスクールという形が立ち上がって、今まさに進んでいこうというときであると思うんです。そこに、やっぱりこういう事例をいろんな事例、保護者の話を私も今回聞いて分かったぐらいなので、いろんなところからできることをみんなで探すことというのは、とても大事になってくると思います。何がコミュニティスクール合っているのかというのは、その学区、その学校によって全然違ってくると思うんです。そこをやっぱりきめ細かに、野洲市は学校に沿ったコミュニティスクールというのを地域もみんな協力して、この子育てということをやっていきたいと思います。

6番目になるんですけれども、少子化問題は国、県とも対策としていろいろな支援策も取られてはいますが、地域の実情に応じてきめ細かな取り組みも必要だと思います。

その中でも、教育の面では安心して教育を受けられることはとても大事なことで、安心した教育は、教育する者の教育の安定をして整えることも重要だと思います。客観的に見ても小学校、中学校をはじめ、幼稚園、保育園、養護学校とも人手不足、また人手は不足しているなくとも、業務が多過ぎて、本来であるゆとりある教育ができているのか疑問に感じます。教職員の多忙化の解消や負担軽減の具現化を県教育委員会と調整や協力をして、ゆとりある教育を受けられるようになれば、安心できる環境で、心地よく子育てをしていきたいと思う人は少なくないと思います。学校現場の実態を基に、県や国に働きかけていくことも教育委員会として大切な役割だと感じていますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　6点目の、国や県への働きかけについてお答えをしたいと思います。

今議員お話しのように、学校現場は非常に厳しい状況ですが、それを改善するためには、毎年国や県には以下の3点について要望をしています。

1点目は、もともと配置されています教員、それから今お話のあった臨時講師、ここら辺の確保と、それから増員をずっとお願いをしています。

それから2点目は、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、あるいはスクールサポートスタッフと、最近新しい職種の専門的なスタッフがどんどん配置されるようになりました。これをできる限り増員配置していただけたらというふうに思っています。スクールカウンセラーにつきましても、県で配置はしているというても、1週間に1回とか2週間に1回の配置ですので、もっと定期的にというか、あるいは常置みたいな形になればというふうに思っています。

それから3つ目は、学級定数そのもの、35人、あるいは支援学級は8人というものの引き下げです。35人を30人にするとかというふうなのも要望をずっとし続けています。

こういうのに加えまして、今言った3つは結構お金が要るんです。国もお金がない、お金がないということでなかなか進んでないんですが、お金なくても進めることができるのは、それやったら、財源なしでできることは何かいうたら2つあるんです。1つは、文科省が決めています年間980時間、1,150時間というふうな標準時数というのを決め

ているんです。1年間の教科の授業時数を決めています。これを下げる事です。例えば、1年間毎日6時間の授業を5時間でいいというふうにしてもらったら、大分先生の負担は減りますね。それからあるいは教科を減らす。道徳とか英語が小学校は入ってきました。けど、削られた教科がないんです。だから教科が増えたんです。だから、例えば何か音楽と図工をやめて、芸術というのにひとくくりにして時間数を減らすとか、そんなんもできるんかなというふうに思います。教える中身と授業時数を減らしたら、これ、お金要らないです。結構日本はほかの先進国に比べて、たくさん授業をいろいろいっぱい勉強していますので、そこら辺を触ったらどうかなというのは私個人の考え、これは国レベルで論議をしていただかんとあかんと思いますけども、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○7番（石川恵美君） 教育長のおっしゃるとおりだと思います。ただ、本当に国を動かすというのはなかなか難しいんですけど、今やっぱり少子化対策として何が大事なのかというところに関して、多分教育は後のはうでまた話してくださるんだろうと思うんすけれども、やっぱり子どもを持つ保護者の方は、産みたいと思う世の中、やっぱり教育が安心して子どもを大きく育てられる世の中というのが求められている部分だと思うので、今日はあえてこういう質問をさせていただいています。

あとはちょっと私のお話を聞いていただきたいんですが、今、新1年生が将来就きたい職業のアンケートを見ると、20年前の2003年、1位がスポーツ選手、2位がケーキ屋さん、パン屋さん、3位が花屋さん、4位が看護師、5位が教員でした。2023年、今年になるんですけども、教員の仕事というのは10位にも入っていないんです。警察官、消防、レスキュー隊、医師は入っているんです。同じ人やまちを守る仕事への関心は高まっているんですが、教師だけそのランクに外れてくる。夢のある仕事だと思うんですよ。教職はやっぱり子どもの成長に関わりながら、自己の成長も問われるところはあるんですけども、それを一緒にやっていくおもしろさ、生きがいのあるとても大切な仕事だと思うんです。それを今のいろんなこのコミュニティスクールとかが入ってくる中で、できることで、やっぱりあの夢のあるようなところをしていくと、教員も子どもも学校がわくわくするところ、行きたくなるところというふうに変えていけたら、すごくいいかなあと私は思うんです。

その先、不登校問題の解決につながっていって、ちょっと地域の人も入っているし、学

校行ってみようかなとか、知っている顔があるから行きやすいかな、でも授業に入ってみようとか、何かいろんな窓口、方法をみんなで考えていくこの時期が大事かなというふうに思います。

現状は、本当に先生の働き方の不安から、こういった人気のない職になっているので、ここは野洲市の教育委員会として、3ついつも挙げていただくということを今おっしゃつてくださいましたが、さらなるやっぱりこういう現状の緊迫した状況をしっかりと県、国に上げていただきて、一つでも解決できるようなところを模索しながらというところを、今みんなでやっていきたいというふうに私は感じていますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　まさに、石川議員おっしゃるとおりだというふうに思っています。

県内13市の都市教育長協議会というのがあるんですが、その会長に今年選ばれましたので、県の教育長に要望活動というか、代表して行くことになりますし、それから全国の都市教育長協議会も滋賀県代表で行っていますので、そういうところでも文科省に要望したりとか、県に要望、国への要望というのはさらに積極的にやっていけるんかなというふうに思っておりますので、頑張っていきたいと思います。また応援よろしくお願ひします。

○議長（荒川泰宏君）　石川議員。

○7番（石川恵美君）　もちろん、本当に協力してみんなでやっていきたいんですけど、そこにはまず今の現状、いろんな話をやっぱり地域や保護者の方にも広げていただきたい、教えていただきたい、情報をいただきたい、多分ここにいる議員さんも皆さん同じことを考えておられると思います。議員さんも議員さんの立場で、教育に対して改善のできることを皆さんそれぞれ頑張っておられるので、そういうところの情報をしっかりといただけたら、みんながまた考えて、意見を出していくと思いますので、これからもどうぞよろしくお願いをいたします。締めくくりをさせていただきまして、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君）　次に、通告第9号、第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智君）　第10番、新誠会、益川教智です。

それでは、早速質問させていただきます。

まず1点目、本市におけるデジタル化への対応及び取り組みについてお尋ねいたします。

近年、インターネットの普及により日本全体のデジタル化が進み、行政においてもその活用が模索されています。

本市においてもタブレットの導入をはじめとして、それぞれ取り組みが進められているところではあります。デジタル化の推進により、業務の効率化が期待される一方、SNS等の普及により、職員のプライバシー侵害の事例も各自治体において発生しております。職員が安心して働くことのできる労働環境づくりは、やる気向上や能力が十分に發揮されることが期待され、ひいては市民サービスの向上につながると考えられます。

そこで、本市におけるデジタル化への対応及び取り組みについてお尋ねいたします。

まず1点目、これまでどのような観点でデジタル化を進めてきましたでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、益川議員の1点目の、これまでどのような観点でデジタル化を進めてきたかについて回答させていただきます。

国のデジタルトランスフォーメーションの推進の動きもありますけれども、本市では、市民の利便性の向上と職員の事務の効率化を目的としたしまして、令和3年度から行政手続のオンライン化に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 職員の事務の効率化についても、ひいては、やはり市民サービスへの向上につながることだと考えられます。業務、パソコンに向かっている時間が短くなれば、それだけ市民のほうに目を向けられるということがありますので、本市においても引き続き取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2問目です。実施してきた主な取り組みについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 1点目のご質問のお答えさせていただきましたとおり、特に行政手続のオンライン化を重点的に進めてきましたので、オンライン化申請の手続の取り組みについて少しお答えさせていただきたいと思います。

オンライン申請につきましては100種類の手続を、手続ガイドにつきましては8種類の手続を公開し、運用しているところでございまして、令和4年度の実績ではございますけれども、申請数につきましては3,362件、窓口業務予約につきましては1,386件の利用があったところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　それでは、再質問させていただきます。

オンライン申請が100種類、予約が8種類ということでしたが、これは全体の申請のどれぐらいをカバーされているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君）　申請の全体のカバー数につきましては、ちょっと母数が少しあれですので、ちょっとお時間をいただきたいんですけれども、オンライン申請の合計につきましては全体で3,362件、先ほど申しましたとおりございまして、窓口業務の総数なんですけれども、こちらについては全体で4万6,807件、うち窓口での申請が3万4,811件、コンビニ交付が1万1,996件ございましたところで、オンライン申請が、そこから分母としますと、その内数ということで考えていただければと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　すみません、数字でちょっと細かくなつて恐縮でした。

100種類とおっしゃられましたが、それは何種類全体で申請があって、そのうちの何種類ほどが、何%ぐらいになるのか、この100種類という数字が何%になるのかなという質問だったんですが、また後で分かられたら結構です。

次の質間に移ります。それらの取り組みによる効果及び効果額についてお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君）　それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

行政手続のオンライン化といたしましては、市民課や税務課での証明書の発行等が幅広く利用されているオンライン申請と、マイナンバーのカードの交付の予約等の利用が多いオンライン窓口の予約を実施しております。これによりまして、窓口対応や電話対応の時間を削減することができたと考えております。

先ほど申しました手続ガイドにつきましては、転入等8種類の手続を市民課の関係手続について、ウェブページ上で案内しているものでございまして、こちらにつきましては来庁者の低減につながっているものと考えております。

効果額と効果について申し上げますと、令和4年度の試算にはなりますけれども、労働時間で年間445時間、人件費に換算しますと年間で約89万円の削減ができたものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　オンライン申請等によって、利便性の向上であったりとか時間削減ということでありましたが、今来庁者の低減につながっているということを言われたかと思うんですが、それは市として来庁者の低減というものは目指すべきところ、目的ということでおろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君）　こちらにつきましては、昨日の木下議員のご質問にもお答えさせていただいたんですけども、基本的に窓口申請をゼロというのが一番望ましいということでお答えをさせていただいたと思います。ただ、どうしてもその窓口自体で利用が必要な方もいらっしゃいますので、そうした対応は必要と考えていますが、基本としては、デジタル化の推進に向けては、そういうような考え方で進めていきたいと考えています。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　大手の銀行等も、いっぱい店舗を減らして人件費の削減ということを言っておられますので、方向性としてはそうなるのかなと思いますが、まだまだDX化推進といつても、それに対応できない人たちも一定数というか、かなりの数おられると思いますし、ゼロになるというのは難しいのかなと思いますので、その辺の人たちのカバーというのをどうするかというのは併せて検討いただきたいと思います。

それでは、次の質間に移ります。

ちまたをにぎわせている対話型人工知能、チャットGPTですけれども、本市についてはどうのように取り組んでおられるのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君）　それでは、4点目のご質問にお答えいたします。

議員ご質問ありましたように、最近チャットGPTという言葉がよく聞かれるところでございますが、チャットGPTをはじめとした生成AIサービスにつきましては、事務の補助を目的として利用することで、業務の効率化など成果が期待できるところでございます。

一方で、入力したデータが A I の学習のために 2 次利用される点や、データの保存先が不明確なため、個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護の観点から、利用については検討すべき事項があるのではないかと考えているところです。

しかし、文書の要約、また翻訳などにつきましては、事務の効率化につながることで有効な機能を有しているものでございますことから、情報の取扱いに関する懸念が払拭された際には、活用について検討していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） それでは、再質問させていただきます。

いろんな自治体が導入するということで、試験的に導入ということで、これもニュースになっていましたが、横須賀市が 4 月 20 日から 5 月末まで 41 日間実証実験を行っておりまして、その結果がこの前ニュースで報道されていました。そこでは、使用した職員の 8 割が仕事の効率が上がったということを言っておられまして、その中で、大幅に上がると答えた方が 10 %、上がると答えた方が 70 % ということで、一定やはり効果はあるのかなということがここから明らかになっています。

一方、今ご答弁いただいたように、情報漏えいについての問題があろうかと思いますが、その点については、この横須賀市での実証実験においては、個人情報を学習に利用しないことを契約内容に盛り込み、職員にも機密情報を入力しないように求めたことで流出は一切なかったと担当課の人が言っておられます。一定これで情報漏えいについてのリスクというものに関しては大丈夫なのかなと。ある程度安全性が保障されているのかなということがここから分かる、考えられるかと思うんですが、そこも含めて改めてお答えいただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 情報の安全化というご質問なんですかけれども、こちらにつきましては、国のデジタル庁のほうから、6 月の 2 日付で、いわゆる A I 社ですかね、そちらのほうに個人情報の取扱いの注意喚起等というところで、個人情報保護委員会のほうから今そうした文書が提出されたところでございます。

ただ、やはりシステム的にはいわゆるしっかりしていると思うんですけども、ただ、その利用者自体がそれを知らずに利用してしまうことによって、やはり個人情報の流出につながるというおそれがありますので、行政としては、やはり個人情報を多く持っている

組織でございますので、やはり注意、丁寧といいますか、しっかりした対応をしていかなければならぬというところから、慎重に取り扱って考えていくべきなと考えています。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　先ほど言いました横須賀市では、今後、本格導入をするということで、それと同時に、他の自治体についての研修、指導、支援なども行っていくということになっています。あくまで道具ですので、道具ですし、このA.I.がこう言っているからそなだということではなく、その裏打ち、裏づけするものはしっかりと確認いただくことは必要ですけれども、そういうことを理解した上で使う分には全く問題ないかと思いまし、効率よくなるということもある程度証明されていますので、リスクとメリット、デメリットの整理をしていただいて、引き続き省力化、効率化に取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

職員は、日々の業務の中で、市民からの各種申請、また相談の受付を行っておられます。近いところでは、マイナンバーで多数の来庁者がおられたかと推察いたします。どうもお疲れさまでした。中には、必ずしも先方の希望に沿えないそういう申請があろうかと思います。また、市立野洲病院において勤務している医療従事者におかれましても、その患者、またその家族との非常に厳しい緊張関係の中でやり取りをすることもあるかと思料されます。こうした現状において、職員個人が理由のない批判、また苦情の矢面に立たされることも想定され、そのような観点から、現場で働いている職員のプライバシー保護の必要性についてはどういう認識しておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君）　それでは、5点目のプライバシーの保護の必要性についてのご質問にお答えをさせていただきます。

病院事業を含めまして、市職員が緊張感を持って業務に携わっているということにつきましてご理解いただいたということで、ありがとうございます。

市では、職員のプライバシーを守るため、当然のことではありますけれども、業務に關係のない職員の個人情報に関する問合せ等には一切応じていないというような取扱いをしております。

また、窓口においての業務などにおきまして、職員個人が理由のない批判や苦情を受け

た場合は、カスタマーハラスメントの疑いがあるという場合につきましては、内部だけではなくて外部にも相談窓口を設置しております、組織で職員を守るという環境を整えていいると考えております。

また、職員自身がＳＮＳと付き合い方を誤れば、個人情報がインターネット上にさらされることから、若手職員を中心といたしまして、参加しました市民の集いにおいてですけれども、こちらの中で被害を未然防止することや、プライバシーは自分で守るという重要性について、ＳＮＳとの付き合い方について学んだところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　職員さんも公務を離れれば一般の私の人として、それぞれのプライベートがあろうかと思いますし、その場面をしっかりと守っていただくような体制を取っていただきたいということです。

今、職員研修を若手中心にということをおっしゃったかなと思うんですが、ＳＮＳとの付き合い方等は、むしろ若手の方のほうがよく知っているんじゃないかな。ご年配の方のほうが、そういうものとの付き合い方が苦手なんじゃないかということも考えられるんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君）　ちょっと例を申し上げまして、今年の実績として申し上げました。若手中心と申し上げましたけれども、若手、年齢問わず、必要な研修は庁内でできる限りやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　よろしくお願ひします。

あともう一点、先ほどの答弁の中で、カスタマーハラスメントについての言及がありましたが、今年度でも昨年度でも結構ですが、そのような事案は今本市では起こっていますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君）　6点目と合わせての質問でよろしいですか。

カスタマーハラスメントを含めまして、ＳＮＳ等に関する職員のプライバシーの侵害についての報告というのは受けてございません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　そのような侵害がないということで安心いたしましたが、なかなか職員さんも市民さんから厳しいことを言われても、自分の胸にしまっておかれたりするということがあろうかと思いますし、そのようなことを組織として相談し合える関係づくりというものを構築していただきたいなと思います。

では、最後の質問に移ります。

先日、バスやタクシー運転手が安心、安全に働くために、名札について国交省が廃止する方向であるとの報道がありました。また、これまでフルネームの名札の着用が義務づけられてきた薬剤師等についても、姓だけの表記などが可能となり、また佐賀市においても同様の取り組みがなされています。

SNSの普及に伴い、個人名の特定によるストーカー被害などは全国的に発生しており、それらから職員を守るためにには、本市においても名札の表記、また着用については検討すべき課題だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君）　それでは、7点目の名札の表記や着用についてのご質問にお答えさせていただきます。

名札の着用につきましては、市の規定において定めがございまして、着用することによりまして、市民の皆様からは安心して相談していただけたりとか、信頼感を持っていただけるのではないかと考えております。また、職員におきましても名札を着用することによりまして、野洲市の職員であるという自覚を持って、責任感を持って仕事をするという一面もあるのではないかと考えております。

しかしながら、議員がご質問にありましたように、インターネットの急速な普及によりまして、残念ながらご質問にありますような被害も想定はされるのかなと考えていますが、現時点では、名札の表記についてはすぐに見直すということは考えておりませんけれども、今後様々な状況、社会の動向にも注視しながら、検討課題の1つであると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　おっしゃるように、誰が対応したかとかの責任の所在をはっきりさせるという点においては、特定する意味で名札は必要だと思いますが、名札をしたか

らといって、責任感が本当に、その方に責任感が、市の職員としての責任感が発生するか、そういったところに関して一定僕は疑問がありますし、また職員さんと、例えば病院でも結構ですけど、看護師さんと患者さんの信頼関係の構築に当たっては、名前というものを知るのは大事でしょうが、本当にフルネームが必要かということがあると思います。名字だけでも構わないんじゃないかなと思いますし、どこかの、例えば窓口業務でも結構ですし、どこかの課で試験的に今後導入、試験的に名札の表記について、例えば姓だけにしてみるとか、そういうことを検討していただくということは、今後検討いただけるかについて、改めてお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 再質問にお答えいたします。

ただ、すぐに検討しますとはちょっとお答えできないんですけども、議員おっしゃつていただきますように、名字と職員番号を併用するとか、少しそうした一定の対応というのか、検討というのは進めていってもいいのかなとは思いますが、すぐにここでいつからやりますというお答えは少しできかねますので、よろしくお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 全国的に、実際に事例としてストーカー被害が起こっておりますので、本市においてそれが、同様の事例が起こらないように、今後検討していただきたいとお願いいたしまして、この質問は終えさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時35分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

益川議員。

○10番（益川教智君） それでは、午前中に引き続き質問させていただきます。

2点目、滋賀医科大学との共同研究講座開設についてお尋ねいたします。

5月に開催された全員協議会におきまして、高齢化対策として、滋賀医科大学と共同研究講座を開設し、本市の健康づくり及び介護予防に寄与する事業・制度の創設を検討しており、そのために必要な予算として、令和6年度より令和10年度にかけて毎年2,000万円から2,500万円が必要となるという報告がありました。

全国的に急激に加速化している高齢化は本市においても例外ではなく、その対策の必要

性自体は否定されるものではありません。しかし、現在本市は行財政改革を進めている中で、様々な形で市民に負担をかけており、本事業を進める中で、本事業の費用対効果についての検討、これがしっかりとされたのかを確認する必要があるので質問いたします。

まず1点目、本事業を進めるにあたっての理由、経緯を端的にお尋ねいたします。村田議員の質問と多少重複しておりますが、そのあたりも含めてお願いいいたします。

○議長（荒川泰宏君） 駒井市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 益川議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

全国の状況と等しく、急激な高齢化によりまして、本市におきましても健康上の課題を有する市民の数及び比率は、近く大幅に増加することが予想されております。これにより、従来的な事業、施策の継続のみでは市民の健康づくり、介護予防を十分に支援していくことが難しくなるだろうと懸念をいたしたところでございます。

こういった折に、隣県三重におきまして、同様の課題を抱える市が滋賀医科大学と共同で課題研究をし、学術的データの研究と併せ、市の施策や事業の試行、検証を行う講座、つまり研究室を学内に設置されたことをお聞きいたしました。

そこで、本市におきましても市民病院整備事業や市立野洲病院への医師派遣などで緊密な関係にございます同医科大学と共同で臨床研究講座を設置し、本市に関する有益な研究情報を得るとともに、市民の健康づくりに係る新たな事業や制度の創設の他、健康をテーマにいたしましたまちづくりを共同で研究する取り組みができるものかと考えたわけでございます。

なお、今後の協議に関わることでございますが、この共同研究講座の大学側の要員といたしまして、人員といたしまして、既にご紹介をさせていただいておるとおり常勤、非常勤で複数の整形外科医が野洲病院に臨床研究のために勤務されることが想定がされるわけでございます。これがかないました場合は、2次的な効果という言い方が適切かもわかりませんが、野洲病院の整形外科医療を充実させることができない、病院の運営、ひいては野洲市の地域医療の充実に関して、大いなる効果が得られるところでござります。

こういった複層的な効果を見据えて、今回事業を起案し、去る5月18日に滋賀医科大学学長先生宛て、市長より協議の依頼を行ったところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　それでは、再質問させていただきます。

先日の全員協議会の報告の中で、高齢者が要介護状態となるその最大要因の1つとして、転倒骨折があるということを言わされました。そのデータについて、この内閣府のデータについては令和元年のものが出ていますが、令和4年度まで一応確認させていただきまして、数字はこれは分かりました。

一方、本市の状況で転倒骨折が27.8%と出ておりますが、これ、どこからの数字を引っ張ってきておられるのかがちょっと分からなくて、私、地域包括支援センターにも行ってお尋ねしたんですが、そこでもらった資料でも、共に認知症がずっとトップということになっていまして、この数字、転倒骨折の数字が計算がちょっと合わないんですが、これ、どこから引っ張ってきておられる数字か教えていただけますか。

○議長（荒川泰宏君）　駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君）　再質問にお答えをさせていただきます。

野洲市における数値として掲げさせていただきました数字は、令和2年度と理解してございます。令和2年度の野洲市の要介護認定の申請理由のうち、骨折、圧迫骨折なども含まれますが、筋骨格系の疾患というデータと、あと外傷というものが要因になっているその2つを足し合わせました数値が、全員協議会でご報告をさせていただいた資料の根拠でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　では、このデータは、ここでいう整形疾患と骨折、圧迫骨折を含めている数字という理解でいいですか。この介護保険新規申請時の疾患については、私もデータをいただいていて、令和2年のものもあるんですが、今言ったような理解でよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君）　お答えさせていただきます。

議員がどういった資料をお手持ちされているのか承知しておらないので、何とも申し上げることはできないんですけども、野洲市の介護認定というのは一連でございますし、よそにあるわけはございませんので、恐らくそのデータと一致しているものと考えます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） データの出典に関しては理解しました。

今回、転倒骨折というところに着目して共同研究講座を開設されるということですが、全国的なデータにおいても、ずっと認知症が最も大きい事由となっておりまして、ただ、これも特段抜けていているというわけではなくて、他と僅差で、数字で言うと5%、6%あたりで認知症が一番多いということになっているんですが、本市でも私の持っているデータでは認知症が一番多いということになっています。なぜその転倒骨折なのか、フレイル予防、ロコモ予防とかなのかについて、改めてご説明をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君） ご質問にお答えいたします。

もちろん、議員ご指摘の認知症が最大要因だったというように認識してございます。重要な課題でございます。

当然、認知症も、いわゆる認知症という病気を理解していく、地域で理解してみんなで支えていくという大きなエモーションが必要ですし、そういった取り組み、もちろん必要なわけでございます。

当院には3人の脳神経内科の先生がおられますけれども、疫学的にもそういった取り組みをどんどんしていく必要もございますし、新薬なども開発されておりますし、さらなる開発も期待されているところでございます。

今回いわゆる転倒骨折というか、整形医学的な部分の対策にあえて取り組もうと思いましたのは、認知症と並び要介護につながる何というか、大要因の1つでございます。

加えて、ロコモ、フレイル、あるいはサルコペニアというふうに3つ並べて申し上げますけれども、これからの中高齢化時代を野洲市民が健全に生きていっていただく上で、間違いなく重要でございますし、あと、その取り組みによっては相当伸び代と言うと変な言い方になりますけれども、行政の取り組みによって、かなりそこらあたりが改善する伸び代がある分野ではないかな、これは私の私見ですけれども考えておるところでございます。

そういうところを鑑みますと、この分野に関して、しっかりとその施策の形をつくっていく必要があるのではないかというように思っております。

昨日も、とあるところで結構なお話を聞いて、そのときに先生がおっしゃったんですが、要因があるから立法があると。立法事由というふうにおっしゃいましたけれども、今回の事業に関しましては、立法ではないですけれども、まさに施策をここに立ち上げる事由が

野洲市内に立派に存在している、そのような認識でございますので、今回取り組むべきと起案したところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　理由については一定理解はいたしましたが、今回起案された、起案したところでありますであったり、私見ではありますが伸び代があるということを言われましたけれども、この共同研究講座開設、特に転倒骨折に着目してというのは、現場からボトムアップ的に、地域包括支援センター、また高齢福祉課からこういうことがしたいんだということがボトムアップ的に出てきたものなのか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君）　駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君）　駒井でございます。

まず、転倒骨折、転倒骨折と先ほどからおっしゃっていますけども、加えまして、これは当然関連しますけども、骨粗鬆症対策といったその予防の部分ですね、にもかなり着眼していく必要があるというふうに考えております。

そういったところから、いわゆる整形疾患広くとらまえて、対策を共同でしていこうというふうに考えている、ちょっと前段お断りをさせていただきたいと思います。

原課からどういう形でというふうにおっしゃいますけれども、今回の施策、取り組みを進めていこうという内容につきましては、原課どうこうということも確かに大事なのかもわかりませんが、野洲市の高齢者福祉計画であったりとか介護保険事業計画であったりとか、そういったところで明確に課題認識がされているということでございます。

先ほど申し上げましたように、市内に課題があるから取り組むんだということでございます。当然、担当課、担当部とは、当然、当課、地域医療政策課が提案をした側の部署になりますけれども、担当両課に対しては、きちんとコンセンサスを図るべく、複数回説明をさせていただいているというところでございまして、担当課につきましても、今後大学との協議についてはゼロから参画をさせてくださいという形で申出をいただいているところでございますので、そのように対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　担当課からボトムアップ的に出てきたものではないということ

で理解いたしました。

では、次の質問に移ります。

本事業の概要について端的にお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君） 益川議員の2点目のご質問について、お答えを申し上げます。

概要につきましては、これから滋賀医科大学と協議をしてまいるわけでございますので、先般市側から大学に持ちかけをした内容を基準に、以下お答えをいたしますが、まず講座の名称は「脊椎・骨粗しょう症・骨代謝研究講座」でございます。

研究テーマは、主に高齢者の整形外科疾患患者の退院後などの再発防止対策でございますとか、若年期からの骨粗しょう症予防対策についての臨床研究でございます。

また、健康づくりの指導や支援、啓発を今まで個別の疾患ごとに行ってきましたわけですが、当該対象者や集団の生活習慣全体に着眼をして、効果分析、評価を横断的に行う指標を研究し、試行をしていきたいということも想定されるところでございます。

以上のようなことを基準に、今後大学としっかりと協議し、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 今回、令和6年度から令和10年度にかけて実施するという予定だと報告されておりますが、これは更新の予定というものはあるんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君） ご質問にお答えいたします。

現状、更新をするかしないか、まだ当初のものも始まってないわけでございますから、正直ノープランではございますが、基本的には5年間で一定の研究成果を得られるものと考えてございますし、冒頭2次的な効果、副次的な効果と申し上げました当院への整形外科ドクターの、いわゆるそういうった滋賀医大整形からの派遣の流れというものも、この5年間のうちで確たるものにしていきたいなという思いがございますので、まずは5年を目前にしっかりと進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 本事業の目的について改めてお尋ねいたしますが、先ほどから副次的な効果とおっしゃっていますけれども、本質的第一目的は、これは何でしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君） 第一目的は、市民の健康づくりでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） では、次の質間に移ります。

これまでの滋賀医科大学との協議の現状について、改めて確認のためにお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君） 3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

本年2月頃、三重県ですね、隣県の他市におきまして共同研究講座を実施していることを滋賀医科大学の関係者の方からお聞きをいたしました。そして、大変有効性が高いというふうに認識して以降、同関係者と情報交換を進めてまいったところでございますと申し上げましたが、令和5年の5月18日に共同研究講座の設置に向けて、市長から滋賀医科大学学長先生に宛てて、具体的な検討協議を組織的に行っていただくように依頼を行ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 計画の詳細についてはこれから協議を詰めていくということで、まずはやることだけ立ち上がっているということだと認識しております。

次、財源についての考え方をお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君） 4問目のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、今おかげになる前に、取りあえず事業をやるということだけかというようなおっしゃり方をされましたので、決してそんなことはなくて、きちんと背景には当市の課題、政策的な課題の認識がございますし、まだ、協議がまだございますので、公的に申し上げられる状態ではございませんけれども、必要な事業、施策、こんなこともやるべき、こんなこともやりたいというようなイメージは十分に持ち合わせているということをご理解いただきたいと思います。

4点のご質問でございますが、財源につきましても現在調整中ではございますが、財政

当局と病院事務部当局で現在検討をいたしている現実的な案について、以下申し上げますと、当院におきましては、現在有している資金余剰の活用計画を今年度策定する予定をいたしております。現病院の施設の修繕や機器の新病院に持っていくことを前提にございますが、機器の更新などについて必要な投資を行っていくこと、そして、コロナ禍に頑張ってくれました職員への処遇改善、これを一定図っていくことを考えてございます。

こういった資金計画、資金活用計画のメニューの1つに、当院が市立の病院であるという責務に鑑みまして、一定額を市民の健康増進のために市の保健事業に供出していくことを考えておるところでございます。

今回の研究事業につきましては、基本的には市の一般会計が一般財源で対応していくわけでございますが、その財源といたしまして、当該病院事業会計から供出する資金が生かされること、また、その供出するべき額は、当該共同研究事業で想定される費用を基準に算定されることは何ら不自然なことではないと考えるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　イメージはお持ちいただいているということは大変結構なんですが、先方との協議もまだ詰まっていない状態で、今決まっているのが共同研究講座を開設しますよということだけだということでお伝えさせていただきました。

財源についての考え方をお答えいただきました。長かったので、ちょっとよく理解できなかつたんですが、要するに病院からお金を出して、毎年2,000万から2,500万を一般財源のほうに使いますよという理解でよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君）　駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君）　何回も座るときにおっしゃるので、申し上げますけれども、事業ですから、これだけの事業を公的にやろうとしているわけですから、ノープランであるわけないです。先ほども申し上げましたけども、立法事由はきちんと存在します。これは法律じゃないので、事業を施行する、起案する事由がちゃんと存在している。我々行政組織ですので、そのようないいかげんな考え方でやっているのではないということを改めて再度申し上げますけども、ご認識をいただきたいなというふうに思います。

先ほどかいつまんでおっしゃっていただきましたけれども、お金の流れから申し上げますと、議員がかいつまんでおっしゃっていただいた、端的におっしゃったとおりかと思いますが、誤解がないようにお願いしたいところは、病院にも、そして市の市民の健康づくり

りのためにも、健康なまちづくりのために、非常に有益であるということから、そういうふた財政の仕組みをあえて起案させていただいているということ、ご提案をさせていただいているということでございます。どこにも過度の負担がかからないような仕組みを今回ご提案させていただきたいと考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　ノープランだと私言ったかな、もし言っていたら失礼しました、撤回します。「取りあえずは」をそう取られたのかな。「まずは」でいいですか、じゃあ。「まずは」だったら問題ないですか。またあるようであれば、訂正いただきたいと思います。

お金の流れについては、今私がお尋ねしたようなことだということでお答えいただきました。

これ、三重県のある市だと言っておられましたが、調べてみると三重県の亀山市が、本年の4月から滋賀医科大学との共同研究講座を実施しておられます。この目的が医師確保です。この共同研究講座の開設は医師確保です。

先ほどから、副次的な目的として整形外科医が来られて、本市の整形外科のサービスが向上するということを言っておられましたが、改めて本質的な目的は医師確保ではなく、地域のまちの健康づくりということでよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君）　駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君）　これまでご答弁させていただいたことを訂正すると答弁訂正になりますので、訂正するようなことを私は申し上げておりません。第一義的には市民の健康づくり、そして副次的な理由として、2次的な理由として野洲病院当院にドクターが適切に確保されるということでございます。

医師確保をしてはいけないのかというように解釈してしまいかねないようなご質問をいただいているんですけども、それは非常に重要なことでありますでしょうし、あと、三重県の亀山市とおっしゃいましたが、そこで医師確保が問題になっているということをおっしゃいましたよね。三重県の亀山市はそれを一義的な目的にされておられるのかもしれませんが、当院はそれも大きな目的の1つにはしておりますけども、あくまでもそれは2次的であって、1つ目は健康なまちづくりのためでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 亀山市の目的は医師確保であると言いましたし、医師確保して何の問題があるのか、いや問題はありません。そこに関しては、医師確保は必要であればしていただくというのは当然だと思います。

亀山市が、本市が今行おうとしている共同研究講座とほぼ同様の内容でやろうということであります。今回のフレイル予防、またロコモ等は個別の市町に限った話ではないかと思います。全国的にそういうものは同じように発生していると思いますし、この亀山市が行っている先進事例としての研究講座の取り組みを、私たちがこの市として、本市としてやる必要があるのか、この亀山市の研究成果が出たときに、こちらに一定反映させることもできるんじゃないでしょうか。そのために本市が2,500万現状使うということについては、費用対効果の面で私は大いに疑問があるんですが、その点についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君） お答えをさせていただきます。

確かに、滋賀医科大学の整形外科学講座における共同研究としては2例目になります。2例目になりますけれども、それをそのままなぞろうなんていうことは全く考えてないわけでございます。

亀山市の課題は、私は詳しく存じませんけれども、亀山市が抱えている高齢化に伴う政策的課題と、野洲市が抱えている政策的課題がある程度等しかったとしても、それぞれのまちで随分取り組みの状況に差はございますね。別に亀山市をまねていこうなんていうことは全く考えてないわけです。どこのまちとは言いませんけれども、奈良県の某市、大阪の南のほうの某市、このいわゆるフレイル予防、サルコペニア、ロコモの予防に関しては、大変先進的なまちがございます。様々な仕組みも構築されておりますし、様々な行政組織の体制も組まれております。ですから、滋賀医科大学と共同研究をしていくということ、我々の立場で言うと、そういった新しい仕組みなんかを得ていくということが大きな成果になるわけですけれども、そこだけに関して申し上げますと、野洲市として野洲モデル、今この野洲モデルということが実は滋賀医科大学の今井先生が先般ちらっとおっしゃった言葉でございますけども、野洲モデルをつくっていこうと、それぐらいの気概でもって今おっしゃっていただいているというのも現実でございます。別に、だから亀山の結果を1年遅れでもらったらいいいじゃないかという、行政施策、健康づくりなんてものは、そんな

単純なものでございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　起案に至った理由の中で、本市と同様の課題を抱える他県の市町と言つておられます。起案に至った理由がそこです。同じ課題を抱えているということを最初ここで書かれております。同様の課題であるならば、一定参考に、何かおかしいですかね。参考にできることはあろうかと思いますし、他の市町においても先進事例があるとおっしゃいました。そのようなところの取り組みについても、この本市に取り込めるようなものがあるのではないかでしょうか。何度も言いますが、現在行財政改革を行つております。その状況の中で、毎年2,500万かけてやろうとしていることは立派ですけれども、実際その効果が得られるのか、はつきりしていないものにそれだけのお金をかけていいのか、改めてお考えをお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君）　駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君）　私、答弁の中で、本市と同様の課題を持つというふうに申し上げました。今しがたの答弁でも、課題に関しては大きく違うということは申し上げおりません。申し上げたことは、その課題に対する対応の内容、いわゆる県の行政なり事業の内容であつたりとかレベルですね、そういったところは全国まだまだ様々であるということで、本市に関しては、そこに関して大きな伸び代があるというふうに考えております。

それと、何度も申し上げておりますけれども、課題があるから事業をするんです。お金、行財政改革というふうに今おっしゃいましたけれども、益川議員が先ほど私の答弁を分かりやすく端的におっしゃっていただいた、その構造をご自身でご覧になって、行財政改革にどう影響するのかというところがまず疑問でございますし、課題があれば、そこに行政コストを投じていくのはこれは当然のことです。でなければ、行政、市の存在価値がそもそもないわけでございますから、政策をするために市は存在しているということです。ご理解いただきますようにお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　行財政改革とは関係ないということでしたけれども、一定病院運営がマイナス、赤字になるようであれば、市からの繰り出しというものは増えていかざ

るを得ないと思います。その点に関しては関連性が全くないと言えるんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君） 駒井でございます。

今議員、奇しくもおっしゃっていただきました赤字になつたら、市のほうからルール外繰入れをしなくちゃならなくなると。つまり、病院経営、運営というのは行財政改革に大きく関係がある施策でございます。これはもちろんでございます。

ですから、そうならないように、副次的な効果として医師の確保をし、病院事業を充実し、ひいては病院の収益含め安定性を図るということになりますし、もっと申し上げれば、市内の市民の中で、高齢者の中で、健康な高齢者が増えれば介護保険の負担も下がってくるわけでございます。

介護保険財政というのは、介護保険料のみならず、一般会計のほうから4分の1繰り出していますので、介護保険の給付が下がれば一般財源のほうも楽になるんです。まさに行財政改革に直結するものでございます。そういったところ、遠大とまでは申し上げませんけども、そういった展望を持って政策的に我々考えてございます。政策集団として、こういったものをご提案させていただきたいという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 行財政改革に直結すると言われましたが、行財政改革は市が行っていることですね。市が行っていることに、病院のほうから2,500万円毎年負担させるというのは、これは理屈が通るんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君） 駒井でございますが、冒頭の答弁でも申し上げましたように、当院では今年度をかけまして、今当院が有しております資金余剰、これまた額を申し上げますと、まだ決算終わっていませんし、また一人歩きする可能性もあるので、今日はあえて額は申し上げませんけれども、一定額、相当額の資金余剰について、どのような形で、公営企業でございますから、単純に貯金だけしていくはあかんわけでございます。ですから、可能な限りいろんなところに還元をしていく、あるいは投資をしていくというのが公営企業でございます。

そういった中で、市民の健康づくり、公立病院の運営は半分は税金で運営されておりますので、野洲病院の得たキャッシュは半分は市民のおかげで得ているという理解でござい

ます。半分は診療報酬ですけど。ですから、そこに対して、いわゆる内部留保をきちっと適切に還元していく計画を今年度しっかりと樹立したいというふうに考えております。その中に、僅かな額と言うと、またこれもお叱りを受けるかもわかりませんが、全体のボリュームからいうと、そんなに大きくない比率の部分を市民の健康づくりのために供出したいという思いを持っておるわけでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　本市が財政が堅調であれば、これについてもやつたらいいのではないかと思うんですけども、亀山市とうちが決定的に違うのが財政状況です。向こうはかなり財政状況堅調にいっているということを確認しておりますので、重ねて申しますが、この本市、現在進めている行財政改革の中で必要なのかということについて、大きく疑問があるということありますし、今お金があるからやるんだ、そして全体の中ではごく一部、ごくとは言っておられないかもしれません、一部であるということを言われましたが、まさに行革の中で細かいところも削って削って削って、何とか財政状況をよくしようとしている中で、しかも今、ふるさと納税がかなり順調に幸い来ています、先ほどの鈴木議員とのやり取りでもありましたが、しかしそれでもできないことはあるんだということで、いろいろと市民に負担をかけている状況であります。このふるさと納税に関しては一時金であるため、また次入ってくる保証がないためということを言われましたが、今回病院にあるお金というのは、コロナによる交付金がほとんど、大半だというふうに認識しております。このコロナのお金というのは、今後入ってくる見込みは到底今のところないと言つていいかと思いますが、そのような状況で、一部だから、ほんの一部だから使っていいんだという理屈は成り立つんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君）　ご答弁申し上げます。

だから計画的にするんです。

それから、申し上げましたように、基本的にはこの5年間で一定総括ができるように考えております。経常経費として、経常的な事業として未来永劫に位置づけていこうという考え方ではないということはご理解いただいていると思うんですけども、なおかつ野洲病院の資金も潤沢ではないから、いつまでも潤沢ではないだろうと。だから計画を立てて、その計画の1つのメニューとして執行するわけでございます。

それと、何回か聞いておって、私自身よく理解できなくて大変申し訳ございませんが、市の普通会計における行政改革と関係どうするのかというところです。益川議員のかみ砕いた端的なご解説に基づけば、むしろ市的一般財源の行政改革とは、ここ結びつかないはずですよ。つまり、市民負担直結してない。にもかかわらず、どういうおつもりなのか分かりませんけれども、行革で市民が苦しんでいるところを、こういった事業をやっていくとは何事だというようなご意見をいただいているやに受け止めてしまうわけでございます。

それともう一つ、赤字だからしないという、そんなことでは、申し上げましたようにみんな市役所、そうしたら解散せえというふうに市民の方おっしゃると思いますよ。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 最後の赤字だからしないというのはちょっと理解ができなかつたんですが、目的として、病院が今整形外科医の常勤の方が、この5月に2名から1名になられたということを伺っています。整形外科医がこれから非常勤などに来ていただく必要があるのかもしれません、それが必要であるならば、それはそれでしっかりと取り組んでいただることは大切だと思います。正面切ってその理由で提案していただいているのであれば、特に否定する、こちらに提案が、その場合あるのかな。否定することはないかと思うんですが、先ほどから聞いておりますと、その副次的な効果が本当は目的なんじゃないかなというそういう懸念、考えを私は持ってしまいます。

質問です。

市が行おうとしている事業について、病院からそのような形で、目的外の形でお金を市のほうに回すというのは、これは法律上認められているんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君） 可能でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 重ねて、すみません。今回のこのスキームで、本質的な目的を市の健康づくり、市民の健康づくりとしている中で、病院から市の事業に対してお金を出すということには問題がないということでよろしいですね。

○議長（荒川泰宏君） 駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君） ご答弁をさせていただきます。

どちらも目的なんです。端的とおっしゃいますと非常に窮するんですけども、どちらも目的でございます。

ですから、今議員がおっしゃった市民の健康づくりのために公立病院のほうから資金をその目的で供出するということ、制限されたことではございませんし、可能でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　市民の健康づくり、あくまで市が主体的に行うべきことだと認識を私はしているんです。今回こうやってお金を使ってやるということなんですが、他の自治体の事例で、福島県の郡山市があるんですが、そこが産・官・学で糖尿病についての共同研究をされています。そこでは、郡山市が持っている国保のデータだったと思うんですけども、それをその事業者、製薬会社だったと思うんですが、製薬会社がお金を出して、データ分析をして、それを福島の医科大学に送って、郡山市の糖尿病について研究するというような枠組みがありました。

本市でも様々な事業所がありますし、企業のCSRの観点から、そのような形で一部抛出いただくというようなことは考えられないでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　駒井地域医療政策監。

○地域医療政策監（駒井文昭君）　結構な参考意見として賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　この質問に関しては、これ以上はちょっと時間の関係もありますので差し控えますが、恐らくまた年度末等の当初予算のところで出てくるんでしょうねけれども、またそのときにしっかりと議論をしたいと思います。

では、次の質間に移ります。野洲駅南口周辺整備構想についてお伺いいたします。

これまで、駅前での整備が予定されていた市立野洲病院の移転先が総合体育館横の旧温水プール跡地へと変更されたことに伴い、駅前においての複合商業施設整備の検討がなされております。野洲駅玄関口はまさに市の顔となる場所であり、本市のまちづくりにとつて重要な役割を果たすことになります。

そこで、お尋ねいたします。

先日開催された検討委員会において配付された資料の中では、文化スポーツ施設については、別途検討とありますが、構想全体の整合性を図るために併せて検討する必要があると考えます。度々の重ねての質問になっており恐縮ですが、お答えをお願いい

いたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の野洲駅南口周辺整備構想についての1点目、構想全体の整合性を図るために、文化施設と併せて検討する必要があるのではという問い合わせさせていただきます。

市の玄関口となる野洲駅南口については、10年以上更地の状態で、地元自治会や経済団体からも一日も早い整備を求める声がございます。このため、まずは市が取得したものの、低未利用地の状態が続いているA、B、Cブロックについて、官民連携によるにぎわい創出に向けて取り組んでいるところでございます。一方で、並行して文化ホールや幼稚園等が存在しているD、Eブロックについても、文化施設の再編も視野に活用方針の検討を進めているところでございます。野洲駅南口周辺整備構想でお示しいたしましたコンセプトに基づき、検討を進めることで、区域全体の整合を図ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 駅前開発に関しては、それぞれのエリアが相互に関連し合うことによって相乗効果等が生まれて、より利便性の高い駅前開発になると考えますが、その利便性を捨ててまで、まずは早く建てるんだ、早く造るんだということ、メリットを捨てて、その早さを拾う、早さを取るという理解でよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 早さを取るというようにおっしゃいましたけども、早さはもちろん先ほども申しましたように、自治会さんとか経済団体さんからも早くという希望をお聞きしております。本質的に、A、B、Cは、どちらかというと、Cは別ですけども、A、B地区、A、Bブロックに関しては更地なんですね。E、Dについては、今Dは駐車場ですけど、Eは今現在文化ホール、小劇場、文化ホール、そして幼稚園、野洲幼稚園が今現在あるわけですから、それを一緒に、更地であるAブロック、Bブロックと一緒にして総合的に開発というんですか、前へ進めていくというのは、どうしてもその年数がかかってしまうということで、Aブロック、Bブロックについては、Cブロックも含めて一体的にまず民間の活力をもって進めていきたいという考え方でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 既に物があるから、まずは空いているところをという、それ

は考えとしては理解できないこともないですが、つくる順番、物をつくる順番はA、B、Cブロックでいいと思うんです。当然今はそこに何もないですから。ただ、構想に関しては全体で考えないと、何回も言いますけど、全体で考えないと、こっちにこれがあるからこっちはこうなんだということにしかならないじゃないですか。全体で考えるからこそ一体的な利用、相互利用ということが図れるかと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 益川議員の仰せのとおりで、先ほども申し上げましたけども、A、B、Cブロックについては民間連携によるにぎわいの創出という形で現在も取り組んでいるところですし、D、Eブロックについても文化施設の再編も視野に入れた上で活用方法の検討を進めているということで、全体をそれで構想というか、進めているという形には変わりはないということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 「全体的に」をどう取るかで、これは堂々巡りになりそうなので、もうこれ以上は差し控えさせていただきまして、次の質問に移ります。

資料の中には、具体的な活用案として敷地面積及び人口規模が近い他市の事例が挙げられておりますが、その理由についてお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） それでは、益川議員の2点目のご質問について、担当部長のほうで、私のほうでお答えをさせていただきます。

資料の中にはとおっしゃいましたこの資料といいますのは、駅前南口周辺整備構想の検討委員会の第2回の資料でございます。その中で具体的な活用例を挙げたということでございますけれども、委員会におきまして他市の事例を挙げましたのは、委員のほうから駅前の整備のイメージが湧きにくいと、こういったご意見を頂戴したことによるものでございます。

このようなことから、あくまで参考資料という形で、官民連携による駅前整備の事例をご紹介させていただいたものでございます。

なお、資料につきましては事業概要や事業コンセプトにかかわらず、全国の駅前での官民連携事業を6つ掲載しております、特に委員会の当日の中でご説明を申し上げましたのは、このうち2つの事例でございました。その2つの事例につきましては、敷地面積が

本市のA、B、Cブロックの面積と類似をしているもの、そして人口が類似をしているものの、この2つの事例を参考事例として選んだということでご紹介をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　市長は、駅前ではずっと税収を生み出すということを言っておられましたが、この他市の事例はそういうものも観点に入った上で開発されたんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　今申し上げました2つの事例でございますけれども、岩手県の北上駅、これが敷地面積が本市と同等であるということ。そして福井県の敦賀駅、これが人口が本市とほぼ同等であるというようなことでございます。特に参考資料という形で、このとおりにすることではございませんけれども、いずれも民間のホテル、オフィス、こういった多面的な機能を有しておられるのが北上市の例でございますし、敦賀市におきましても、ホテル等、宿泊施設も含めた複合商業施設の整備にSPCを活用した事例を持って展開をされているというような事例でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　今のお答えでは、特に税収を生み出すといった観点はここには含まれていないということで、本来であれば、そういうものが含まれた資料というのが出される必要は、参考ということではあります、必要なのかなと思いますし、併せて駅前開発に必要な重要な観点が、持続可能であるかだと思います。近隣の市町見ましても、この前も会派の研修でいろいろ見て回りましたが、やはりできた当初は物珍しさで皆さん来られますけれども、5年10年経つとにぎわいもなくなっていくことがあります。

ここに挙げられている資料が比較的最近のものだと思うんです。ですので、この持続可能な開発というのもしっかりと観点に含めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　先ほど益川議員のご質問の中で、税収の観点はどうなのかということでございますけれども、私、先ほど申し上げました事例の中で、民間のホテルですとか、企業のこういった店舗ですとかオフィスの整備、こういった点につきまして

は、もちろん税収を生み出すというような観点から非常に類似している参考事例になるのではないかというようなことが1つでございます。

そして、今回ご質問をいただきました内容でございますけれども、もう一度すみません、ちょっと詳しくおっしゃっていただいてよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　駅前開発、駅前にぎわいに持続性があるかということが大事だと思いますが、その観点は必要だと思われますか。

○議長（荒川泰宏君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　持続可能性、非常に重要な要素でございまして、最近の事例をお示しさせていただいたのは、従来から官民連携の中では、行政が関与している度合いが非常に高かったという事例が多くございます。一方で、最近の事例を見ておりまして、民間からの提案を基に持続可能性を追求された事例が多くございましたので、それを参考に例示という形で提示をさせていただきましたと、我々複合商業施設の提案につきましては、あくまで民間事業者からの提案を前提に、その持続可能性を追求してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

また、先ほど益川議員のご質問の中で、市長のご答弁の中で、DブロックとEブロックの説明が少しテレコで、逆にご説明いただいたと思います。Dブロックにつきましては文化ホール、幼稚園、Eブロックにつきましては文化ホールの駐車場という御説明でございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　それぞれの市、駅前、その開発の状況はそれぞれの特殊性、それこそそれぞれの市町の特殊性というものが十分考慮されるべきでありますし、本市にとって、どのような形がベストなのかをしっかりと今後議論していきたいなと思っております。

併せて、もう一点再質問ですが、先ほどの資料の中の土地利用条件の整理で、土地売却のメリットとして、一括で売却益を得られるため、土地取得のために取り崩した基金に戻すことができ、市財政運営に寄与するとありますが、今回財政調整基金を20何億あったものを10数億取り崩して一括償還をしました。そのときに、市長はそのキャッシュの形ではなく、キャッシュが土地に形を変えるだけで全く問題ないということを言われました

し、また全員協議会か予算常任委員会か、もしくは特別委員会かどの場面かは忘れましたけれども、この取り崩しによって市財政運営に全く問題はなく運営できる、影響はないということを答弁されたと記憶しています。そこからすると、この利点というのは利点ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今回、今年度の予算におきましては財政調整基金の取り崩しを行って、年度末の残高が約11億程度になるであろうという見込みもご説明をさせていただいたところでございます。

この残高が、果たして適正な財政規模から見てどうなのかという観点からいきますと、行財政改革の中ではさらに増強していく必要があるというようなことから、行財政改革も引き続き目標を持って進めていきたいというふうに考えておりますし、特に、この財政調整基金を充当のために駅前を売り払うのかというような観点ではなしに、先ほど申し上げました財政も含めた持続可能性を追求する中で貸し与えていくのか、それとも売却をしていくのかということも、事業者からの提案を見ながら複合的に考えていきたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 財政調整基金の取り崩しをしたらこのような状況になるということが分かった上でしておいて、今度はお金がないから売ります、仮にお金がないから売りますだったら、それこそまさにマッチポンプ以外の何物でもないかと思うんですが、ちょっと次に行きます。

現在アンケートを実施中とのことです、この具体的な活用方法についてお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今のご質問の中で、マッチポンプではないかというようなことでございましたけれども、私、今申し上げましたとおり、全くそのような考えではございません。先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

また、今ご質問いただきましたアンケートの実施について具体的な活用方法でございますけれども、アンケート集計におきましては、クロス集計を行いまして、年代ごと、居住地域ごとで、駅南口周辺の土地をどのように活用すべき、利用すべきか、また、どのような

な施設があれば利用したいのかというようなご意向を分析し、市民や駅を利用される方などが望まれるものを探してまいりたいというふうに考えております。

また、その結果につきましては、同時に実施をしてまいりますサウンディング結果と照らし合わせながら、可能な限り公募要件の中で反映をできればというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　財政調整基金が減ったからといって売るつもりはないと、そんなつもりは全くないと言われましたが、であるならば、ここでメリットとして載せる必要はないかと思います。

駅前整備については、野洲のまちづくり全体の中で大きな部分を担っていると思います。アンケート、これ今実施しておられます、答えていただくに当たって、何がいいかということを項目で漠然と聞くだけではなくて、本来であれば現状、これまでの経緯及び現在の状況などをしっかりと理解して、説明して理解していただいた上で答えていただかないと、それこそ人気投票のみになると。私はこれが欲しい、僕はあれが欲しいになってしまふかと思います。ですので、そのあたりの状況をしっかりと市民の皆様に説明した上でご回答いただくほうが、より有益な情報をいただけるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　これまでの経緯につきましては従来からご説明を申し上げておりますし、市のホームページ、広報等でも、従来からご説明をさせていただいてまいりました。

今回、端的にアンケートを実施させていただきましたのは、第1回の検討委員会で委員の先生方のほうからご提案をいただきて、速やかに実施をしていこうと、市民の声を直接お聞きしていこうというような観点から実施をさせていただいたところでございますし、その活用につきましては、先ほどもご答弁申し上げました内容のとおりでございます。

従来から、この件につきましては十分ご説明をさせていただいた中でのアンケートの実施ということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君） 今まで説明しているから、あとは調べてねでは、なかなか市民さん、見に行かないと思いますよ。今回、この後も聞きますけど、文化施設については、一定資料は出しておられるじゃないですか。ですので、せめてリンクを貼るなり何なりして、分かっていただけるような形でアンケートを実施するのであればする必要があろうかと思います。

次に行きます。

文化施設集約化について市民懇談会を開催する、実際もう開催されましたが、既に教育委員会による市民説明会及び議会主催の市民懇談会が開催されています。再び開催するのはなぜでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） まず、先ほどの益川議員のアンケートの周知の方法でございますけれども、詳しくこれまでの経緯の部分を省略している箇所がございますけれども、市の広報、ホームページの他、ポスターですとか、もちろんスマホやパソコンのない方に向けまして、各施設のほうにもアンケート用紙と回収箱を設置して、回答いただけるような配慮をさせていただいておりますのと、特に若い人からのお声を頂戴したいというようなことから野洲高校さんにもご依頼をさせていただきましたのと、先般野洲青年会議所様のほうからもSNSでの発信を頂戴したところでございます。こうした中で、積極的に回答いただきしております、現在581件の回答をいただいているというような状況でございます。1つ参考にご報告をさせていただいておきます。

今ご質問いただきました文化施設の集約化について、再び開催をするのはなぜかということでおざいます。

昨年度に教育委員会が実施をしていただきました市民説明会は、さざなみホールへの集約を提案するということで議論したものでございましたが、市民の意見を踏まえたものにはなっておらず、結論ありきではないかといった誤解を与えることになったこと、また、検討過程におきまして、財政的な観点を優先させ過ぎたのではないかと、この点につきましても認識をしているところでございます。

また、ご承知のように、ご提案いただきました市議会におきましても、昨年度末に市民懇談会を開催いただき、文化施設の集約化に対しまして、多くの有益なご意見や提言を頂戴したところでございます。

市が再び市民懇談会を開催する理由につきましては、昨年度に開催いたしました市民説

明会の反省等を踏まえまして、市の案の押しつけ、一方の押しつけではなく、対話型の懇談会というような形で工夫をして実施してまいりたいと、既にもう2回実施しておりますけれども、そういうこと。それと、市民の皆さんと前向きな議論を行いたいという思いの中で、市議会で開催された市民懇談会で寄せられたもっと多くの方からの意見を聞くべきと、こういったご意見を踏まえまして、改めて開催をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　市民懇談会開催されて、先日、コミセンきたのほうに行きましたが、市民さん2人のみでした。1回目も1桁台だったのかな。

今言われたように、本当にどうするかについては幅広い市民さんの意見を聞く必要があると思いますし、それらについてはお願いしたいと思います。

では最後、1点です。

野洲駅南口周辺整備構想と同様にアンケートを実施しておられます、その活用方法についてお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　今回このアンケートにつきましては、どの施設に集約すべきかだけではなくて、文化施設に求める要件でありますとか、集約後の跡地に関しての希望する機能についてもお伺いをしておるものでございます。その結果は、集約化方針と跡地活用案の検討に活用してまいりたいというふうに考えておりますし、当該結果につきましては市のホームページに掲載し、市民の皆様にこの議論の周知を図るとともに、現在実施してございます市民懇談会におきましても、もう既に中間集計結果を情報提供してございますし、懇談会での議論をより深めていただくというようなことで実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○10番（益川教智君）　駅前整備構想全体と絡んでくるんですけども、文化施設をどうするかについてによって、今の複合商業施設の提案というものの形が変わってくると思います。というのは、文化施設が、文化ホールが今後存続するのかしないのかによって向こうの提案が変わってこようかと思いますが、事業者からの問合せはありますか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） まず、事業者からの問合せということで、1次ヒアリング、1次サウンディングを実施してございます。

その中で、いくつかの種別、事業者からの聞き取りを行っておりまして、特に文化施設との関係性ということではご質問等はなかったようでございます。しかしながら、27年に策定をいたしました当初の駅前構想の中で、Dブロックにおきましては既に文化スポーツ施設というような形で位置づけをしてございますし、その中の後半の議論に資するというようなことかと思いますので、その点につきましては引き続き議論をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 例えば、今回の提案で、コンベンションホール、多目的ホール等の提案があった場合というのは、どう評価されるんですか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） これは想定で仮定の話になりますので、直接お答えをさせていただくのは控えておきたいなというふうに思うんですけども、仮に重複するような提案があればということでございますけれども、その辺につきましては、十分ヒアリング、サウンディングの中で協議をしてまいりたいというふうに考えておりますし、その機能がどういった機能になるのかというような観点を中心に議論してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 例えば、そのコンベンションホールの提案がありまして、それが採用されました、じゃあそれに引っ張られて、重複する機能があるので、文化ホールは要りませんということにもなりかねませんし、そうなってくると、やはり同時に、一体的に考える必要があると私は思いますし、今後の議論の中で、まずはA、B、Cでやるというだけではなく、駅前の活用方法について、全体をどうするのかをしっかりと議論していくだけで、まちづくりを進めていただきたいというお願いをいたしまして質問を終えます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第10号、第17番、岩井智恵子議員。

○17番（岩井智恵子君） 第17番、新誠会、岩井智恵子でございます。午前中、石川

議員の質問とかぶると思いますけれども、そこは同じであれば抜いていただいても結構ですが、答弁のためにはよろしくお願ひいたします。

学校の抱える問題と対応について質問いたします。

今や教育現場だけに限らず、病院や介護の現場、あるいはサービス業など人手不足が深刻な社会問題となっています。

先日、ある会場で小学校の先生と出会い、立ち話ではありましたが、お話を伺いすることができました。現場では若い先生たちが多く、当然産休、また育休取得者が多く増えたこと、特別支援学級や病休者が増したことなど要因で教員不足は深刻であり、特にクラス担当の場合は殊さら厳しい現状です。そのため、校長は代替の教員確保など、その対応に追われている厳しい現実です。だから、私は絶対に病気になっていられないんですよとおっしゃって、足早に去っていかれました。

問1ですね、そこで1つ目の質問をします。全問教育長にお願いいたします。

この先生のお話を聞いていて、管理者ならなおのこと、現場の実態の深刻さを痛感いたしました。特に、小学校では副担任制度はなく、担任は正教員に限られていることや、全教科をほぼ担わなくてはならないなど、担任の要件を満たせる人の人材確保は容易ではなく、しかも早急な対応を迫られることや、教員の経験年数も大きく関わってくるのは否めません。ましてや、前もっての人材を確保することでは、条件や制約などもあり簡単なことではありません。しかし、子どもたちに関わってくる重要な問題であります。問題や今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　それでは、岩井智恵子議員の1問目、学校の抱える問題と対応についてお答えをいたします。

その1点目、教員不足についてでございますが、今議員お話しの、担任は正教員のみというふうなお話ありましたけども、これはフルタイムの講師も担任をしておりますので、そこはそれも含めた教員ということでお答えをさせていただきます。

教員の人材確保につきましては、その仕事量も多く、多忙であり、それに見合った給料でないことが大きな課題となっています。そのためには、給料のアップを含めた勤務条件の改善はもとより、先ほど石川議員のところでもお答えしましたけども、そもそも授業時数とか、あるいは指導内容にまで踏み込んだ仕事量の削減も必要であるというふうに私は考えております。

以上お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 今、指導内容だとか給料のアップなどなどなんですが、課題としてはおっしゃっていただきましたけれども、今後の対応については、もうひとつ具体的なことが見えてこないんですけれども。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 大原則というか、そういうお話をしたので、国政レベルで論議してもらわないとというふうに思っていますが、具体的な対応につきましては、地域で教員免許をお持ちの方で講師になっていただける方を、何とか掘り起こすというのが一番可能性があるのかなというふうに思っています。

県の教育委員会でも、教職から一旦離れられて、大分長いこと教員をされてない方についても、具体的にサポートをしながら、現場に復帰してもらえる方向で講師になってもらうということもやっているんですけども、なかなかそういう方が手を挙げていただくというのが少ないので、本当に個別に知った方にお願いするというふうな形で、今のところ一本釣りをするしか手だてがないのかなというふうに思っています。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 今おっしゃられたように、本当に掘り起しですね、それから教員免許を持っておられても年齢的なこと、ご家庭の内容などによって、すぐさまじゃあ行くわというわけにいかないのも重々教育委員会の皆さん、私も把握はしておりますけれども、そやから立ち話で話しました先生がおっしゃったように、もうとにかく休んでられないんやと、もう病気なんか全然してられないんですというふうに言われてたんですけども、その裏返しは、やっぱり子どもたちのことなど、本当に真剣に思っておられるから、特にそういう立場にあられるんだと思うんですけれども、校長先生たちも本当に先生を探さんならんので必死だなというのを初めて現実を知りました。大変ですけれども、やっぱりその手を止めるわけにはいかないので、そういったことをまたよろしく、引き続きお願いいいたします。

2問目に行きます。

教員不足の要因の1つに、臨時の任用教員の不足が特に挙げられています。臨時の任用職員の不足の原因をどのように把握されていて、今後の対応です。よろしくお願いいいたし

ます。資格なんかちょっと、そこらも関わってくると思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　2点目の、臨時的任用教員の不足についてお答えしたいと思います。

臨時的任用教員、いわゆるフルタイムの講師の不足については、その背景として、先ほどお答えしたことに加えて、次の3つがあるというふうに考えています。

1点目は、最近若い先生が大量採用されまして、それに伴って産休、育休の取得者がかなり増えているということが挙げられます。

2つ目は、厳しい勤務状況から、いわゆる教員離れが起きているというふうに考えています。これは先ほど申し上げましたけども、教員免許を持っておられる方がおられます、そのまま民間へ流れるといいますか、民間企業へ就職される方が圧倒的に多いというふうな状況です。

それから、3つ目は、教員免許保有者であっても、超過勤務とかが非常に多いフルタイムという講師を選びずに、非常勤講師、その授業だけ行かれる、1日3時間とかそんな形で、そういう時間が決まっている非常勤講師、あるいは学校教育支援員という形で、1日4時間ないし5時間とか、そういう形で働かれるケースが増えてきたということもございます。

こういう状況の中で、学校は講師確保のために、今年度市内に臨時講師として勤務されている方に、早いうちから来年もお願ひしたいと。産休、育休とかについては、2年先とかまでずっとその人の予定が決まっていますので、この先生の代わりにお願いしたいんですというようなことを、もう早い段階から継続任用をお願いしたりとか、あるいは教員免許保有者への積極的な声かけです。どなたかご存じの方おられますかと、そういう方にもう個別に当たってお願いするというふうなことをしています。

しかし、何より教員が働きやすい環境づくりというのが学校現場でも必要ですので、学校でもできることは知れているんですけども、例えば会議を短くするとか、事務の効率化とか、そういうことに取り組んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　岩井議員。

○17番（岩井智恵子君）　本当に今お伺いいたしまして、心から敬意を表したい。これ

だけいろいろ努力をしていただいている先生不足というのは、大変に大きな影響があるなと。そして、子どもが一番その影響を受けるわけですから、先ほども言いましたように、小学校は副担任制度がないために、ちょっと助けてなんていう臨時職員を充てるというわけにもいかないし、臨時職員の規定を見ておりますと、半年以上は採用できない。更新は1回はできるけれども2回できないということは、もう1年が限度であるという、こういう厳しい縛りがあるということも知りました。やっぱりこういう縛りもずっとそうじゃなくて、世の中いろいろと変わってきますので、そういうあたりもこの先生が適任だなと思えば、そういう特例という中で、1回だけの更新ではないとか、厳しい規定というのをちょっと緩和するような動きもあってもいいのではないかと思いますが、そこらへいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　講師につきましては、更新1回というわけではなくて、何とか、何年も続けるというふうに大きくシステムが大分前に変わっておりますので、そこはそういう課題ではないというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君）　岩井議員。

○17番（岩井智恵子君）　では次行きます。

第3問、野洲市に限らず、今や教員によるいじめや不祥事も報道によく取り上げられるところで知るところであります。こうした中、教職員の心の闇とでもいいましょうか、精神疾患による病気休職者数は、令和3年、公立小・中・高、特別支援学校など、過去最多の5,897人、これ全教職員数の0.64%になっています。野洲市でも、学校では極端に言えばベテラン教員か若い教員が占めていて、中間層の教員が少ないとお聞きしています。

この傾向から、課題は野洲市に限らず、近隣市にも共通しているように伺っています。こうした体制の状況下では、ひいては児童生徒のクラス編制や仕事の割り振りについても、ベテラン教員に一層負荷がかかっているのではないかと危惧しております。

教育長は、新聞記事によりますと、今年は再発防止のため教職員向けのスクールカウンセラーに相談できる環境や、クラス運営に複数が関わる体制づくりを盛り込むと述べておられます。その環境づくりや体制づくりについて、具体的にお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　それでは、3つ目のご質問にお答えしたいと思います。

本市では、昨年度の不祥事を受けまして、今年度は再発防止策としまして、学校にずっと強調していますのは、組織対応をしっかりとすることです。具体的には、学校全体で迅速な情報共有をするために、もし何か事案が発生したら、速やかに学年主任とか、あるいは生徒指導主事、教頭、校長などの管理職にすぐに報告、相談するという体制を強化しております。

また、それぞれ学校は大体月に1回職員会議をするんですけども、その前にはリーダー層の先生による運営委員会というのを持っています。ただ、その運営委員会にしても月1回というふうになっていますので、さらに人数を絞った数名で、学校運営の中心を担う人たち数名での会議を本当に週1回、2回頻繁に行うようにして、そこが今後の方針とかそういう部分について、まず論議をして、運営委員会に諮り、職員会議に諮ると、こういうシステムの運用を徹底するように伝えています。

また、議員お話しのように、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーですね、配置しておりますので、児童生徒だけでなく、悩みや課題を抱える先生については、もしそれが分かり次第、そういうところに相談をつないでいくというふうなこともしています。

それから、さらに複数の目で児童生徒を見ていくために、特に中学校は教科担任制で、入れ替わって先生がそこのクラス見ますけども、小学校は1人の先生が全部教えるというような、そこで、できる限り専科指導といいまして、今英語が大分入ってきました。英語の先生がそのクラス、いろんなクラスを教えます。それから、理科とか数学とか、ちょっとずつなんですが、余計に教員を配置して、その先生が高学年の算数は全部その先生がやる、理科は全部その先生がやるというふうにして、担任以外の先生がそこのクラスを見ていくという、こういう制度も徐々に入りつつあります。

それから、あと交換授業といいまして、1組の先生と2組の先生が音楽と体育を入れ替えて、体育をこの先生が1組と2組を教えると。音楽を2組と1組を教えると、こうやって交換するんです。こうやって違う先生の目でも見ていくというふうなことをやったりとか、こうやって教員同士がお互いに助け合いながら、最終的にはチーム学年とかチーム学校として子どもたちを見ていくというふうにやっています。

また、学校教育課にも学校支援員さんを今雇用していまして、学校教育課が学校のサポートでてんてこ舞いだったので、1人が学校のサポートをするというんじゃないなくて、複数の目でその対応ができるように、それからスクールロイヤーも位置づけましたので、そこ

にも絶えず学校現場から直で相談ができるというふうなシステムをつくっています。

こうやって、組織対応を今年度はかなり強化できたんかなというふうに思っています。

以上、すみません、答えです。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） ありがとうございます。組織対応や即対応、また先生に対するフォロー、精神的なフォローもしていただける体制で今年からはしっかりとやっていただくということで、期待申し上げたいと思います。

また、そのクラスのこと、導入がされていますよね。

問4に行きます。

2022年4月から、小学校の仕組みが大きく転換した。小学校高学年で、5、6年生ですね、義務教育9年間を見通した教科担任制が実施されるようになります、約1年が経過いたしました。

文部科学省では、特に優先して専科指導をすべき教科として外国語、理科、算数、体育が挙げられています。1年余り経過した今、本市での実施の状況、そこから見えてくるメリット、デメリットについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 教科担任制のメリットは、先ほど申し上げましたように複数の目で1つのクラスを見ていく。子どもにしたらいろんな先生、この先生は私のこと分かってくれるかもというので、担任以外の先生にも相談できるというふうになりますので、困難なことが生じたときに、そういうことが早期発見できるんかなというふうなのが大きなメリットかなというふうに思っています。

本市でも、先ほど申しました理科や算数、それから英語、こういうところが教科担任制をどんどん広げてまいっています。あと、学校によって、大きな学校は音楽とか、そういうのも教科担任でやっている場合もございます。ちょっと学校によっていろいろござりますけども、少しづつ増えてきています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 私も自分が野洲中学に行っていましたが、数学、国語、英語などは2クラスが交代、クラス分けして、5組、6組という形で私は学んでいたんですけど、これは小学校の場合ですよね。小学校の5、6年生ということは初めてのことです

で、私が懸念しているのは、外国語、英語ですね、それから数学あたりは、やっぱり1週間の授業数が多いかと思うんですけれども、そういうのを埋めようと思うと、また違うクラスで、低学年のクラスでその先生が自分のクラスにいてもらえないという事例なんかもあると思うんですけど、そこはうまく回っているんですか、先生の体制というのは。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　再質問にお答えします。

基本的に、低学年はあまり先生を変えると子どもが混乱しますので、低学年については担任が基本的に授業をします。ほとんど全部やります。それで、そこに支援員さんを配置してサポートするという形を取っています。

高学年は、フリーの先生というか、担任を持たない先生が余分に配置をされていますので、その先生が算数とか理科とか、そういうのに行くという形になりますので、別に低学年とはぶつかることはございません。

○議長（荒川泰宏君）　岩井議員。

○17番（岩井智恵子君）　再質をさせていただきます。

小学校の教科担任導入制度については、実施半年前の令和3年第3回野洲市議会定例会で山崎敦志議員が質問されていて、丁寧な説明を受けております。実施されて1年余り、より現実的な中で、全小学校への外国語、英語ですね、専門教員の配置、これは何か全部の小学校に英語の先生を張りつけられなくて、3校だけで、三上と篠原、小学校には張りついた先生がいらっしゃらないようなことを答弁されているんですけども、今はこの全小学校への配置ですね、これはどのようになっているんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　三上と篠原につきましては単級、学年1クラスですので、その配置はまだ県のほうからやってもらっていないんです。他の4校につきましては、英語の専科教員、それだけ、英語ばっかりする先生を張りつけてやっています。そういう先生に三上とか篠原に行っていただいて、そこで授業をやっていただくというふうな形とかを今何とかやっています。

○議長（荒川泰宏君）　岩井議員。

○17番（岩井智恵子君）　ありがとうございます。やはり平等に子どもたちをしてあげてほしいと思います。

もう一度再質なんですが、その際、教育長が制度によって期待していると言われていた

答弁の中で、小学校から中学校に進級して、一遍に上がるという今までの不登校問題は、この4月入学以降は少し改善されたのでしょうか。この導入によって、少し、今までぐっと上がった不登校が、ちょっと下がってきたとか、何かそういうようなお話は伺えますか。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　この教科担任制の導入と不登校につきましては、ちょっと今コロナが収束と入学というのが重なったりしていますので、あんまりはつきりとした分析はできません。申し訳ございません。

○議長（荒川泰宏君）　岩井議員。

○17番（岩井智恵子君）　今も言われていますけれども、やはり今まで全部小学校は同じ先生の担任だったものが、5年、6年生だけそういう導入されることによって、一歩より中学校の制度に近づくという序盤戦があるということは大変力強いかなと思いますので、これは今ちょっとまだ不登校の実態は分からぬということですけれども、こういうあたりも注視して、できるだけスムーズな移行ができますように、よろしくお願ひいたします。

問5に行きます。

子どもは未来の担い手であり、少子化対策はもちろん大切ですが、子どもがすくすくと育っていく環境づくりも車の両輪のごとく進められなくてはなりません。

そんな中、今年4月1日には子どもの政策司令塔である家庭庁が発足し、少子化対策や子育て支援を一体で担うようになり、具体策の検討など、いよいよ車の両輪が動き出しました。

また、こどもまんなか社会という言葉も最近よく耳にするようになりましたが、私には漠然としていて、本市自治体とどのようにじむのか分かりかねます。分かる範囲で説明をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　こどもまんなか社会の中心は、こども家庭庁というふうに考えています。文部科学省は、以前から子どもを真ん中にというふうには言っていましたけども、その2つの行政のそこの関係がまだはつきりと見えませんので、私もあんまり詳しくはお伝えできないんですけども、とにかく子どもたちを真ん中に据えるという意味では、当事者の子どもからしっかりと意見を聞いて、子どもにとってどうなのかと大人が考えるだけじゃなくて、子どもたちの意見もしっかりと聞いてみて、その上でいろんな施策を進めることが大事かなというふうに思っています。

今、タブレットパソコンとか、そういうのを1人1台持つようになって、いろんな学習を進めていますけども、そういうところからも意見を集約することができると思いますし、あるいは児童会や生徒会、子どもたちから直接意見を聞くという場面も最近は増えていますので、そういうことも含めて、子どもたちの意見を積極的に取り入れた教育活動を進められたらというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） こども家庭庁ということで、今、こどもまんなか社会について教育長のほうから答弁いただきましたけれども、少し補足といいますか、答弁をさせていただきます。

今教育長が申しましたように、こどもまんなか社会とは、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組み、政策を社会の真ん中に据えることをいいます。その社会の実現に向けて、子どもの健やかな成長と子育てに対する支援、子どもの権利擁護に関することなど、子どもに関する政策を一元的に推進していく司令塔として、議員おっしゃいましたように、今年の4月にこども家庭庁が発足しました。

国のかども家庭庁の設置に伴いまして、本市におきましても、子どもに関する各種施策につきまして、より円滑に連携しながら遂行していくような組織体制の見直しというものを現在検討しているところでございます。

今後も引き続きまして、妊娠期から新生児期、乳幼児期、学童期など、子どもの一連の成長過程において、全ての子どもが安心、安全で過ごせるように、保健、医療、福祉、教育及び地域等が連携協力しながら、切れ目のない支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） ありがとうございます。非常に子どもを最善の社会ということで、皆さんが本当に子どもを中心として、上から目線ではなく、こういう社会になっていくのは理想的でございます。今後もこういう一貫の流れを崩さないように、そしてデジタル化と言いますけれども、私の懸念しているのは、やはりそこに取り残される子どもが必ずや出てくる。今35名1教室でそういうふうにおっしゃっていますけど、時には40名になることがあるという中で、先生が取りこぼしのというのか、どうしても指導が回ら

ない子どもたちがいても、毎のことですから、なかなかカバーすることができかねることもあるかと思いますけれども、そういう子どもたちの取りこぼしのないように、よろしくお願ひしたいなと思います。

教育関係問題は、制約の厳しい中、ささやかな、かつ適切な対応を迫られることが多いかと思います。

また、私は常々教師に対して強い情熱、仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感などを持って職務に当たっていただいていることに、心から感謝をしています。そして、今後も学校、保護者、地域が連携して、子どもの個性、能力を伸ばし、道徳感のある子どもに育ってほしいと願っております。

以上、1項目の質問は終わります。

では、2項目に移ります。

中学校部活動の地域移行について。

中学校部活動については、令和5年第2回市議会定例会で、山崎有子議員が中学校の部活動の今後のあり方について一般質問をされています。一部重複するかもしれません、ご了承願いたいと思います。

まず、部活動の意義として、部活動は学級や学年の枠を超えて、同校の児童生徒が自主的、自発的に集い、顧問の指導のもとで、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて人間関係の大切さ、組織機能をさせられることの重要性を学ぶことができる教育活動であると考えられています。

問1、教育長は前回の山崎有子議員の文部科学省スポーツ庁のガイドラインを受け、滋賀県教育委員会としての方針が出ているのかと質問に対して、今回の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革は、昨年9月に県教育委員会から、令和5年から3年間を休日の部活動の改革集中期間として、まず休日から段階的に地域移行していくとされていましたが、しかし、その後の3年間の移行が現実には難しいことから、昨年12月には改革推進期間へと国、県は一歩トーンダウンしていると答弁をしておられます。そして、その後の5月12日には、野洲市部活地域移行に関する協議会が持たれています。その協議会はどういうメンバーで構成され、どういった内容が盛り込まれたのか、差しつかえがなければお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、岩井議員の2問目、部活動の地域移行についてのご

質問のうちの、本市の協議会についてお答えをいたします。

議員お話しのように、5月12日に野洲市立中学校部活動のあり方に関する協議会を開催しました。メンバー構成は、YASUほほえみクラブ、さざなみスポーツクラブ、中学校部活動外部指導員、これ今何人か実際に学校でボランティアでやっている方がおられるんですが、その方の代表、それから中学校体育連盟野洲支部長、これは今中主中学校長がなっております。それから野洲市スポーツ協会、野洲市スポーツ少年団本部、以上の団体と、それから事務局であります学校教育課と、それから今年度から移行しました市長部局の文化スポーツ振興課でございます。なお、先月の会議には野洲市スポーツ協会とスポーツ少年団は欠席でございました。

その協議会では、滋賀県教育委員会がその直前、5月9日に開催されました情報交換会がありまして、その協議内容をそこで披露して、認識を共有しました。県内19市町の取り組みの状況、それをみんなで確認をしています。

また、今年度の本市の方向性について、それぞれの立場からどういうふうにしていったらいいんやというふうな、まだ具体的なことは決まりませんので、それぞれが考えておられる意見を交換し合うという、そういうふうな会議でございました。

以上、お答えをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 私も独自にちょっと教育委員会のほうでお尋ねをいたしましたところ、外部指導員、コーディネーターなどの有償化が令和6年度から進められるという話がぼつぼつ出ていたということを伺っております。やはり、どんなことでもお金というんですか、それはつきものであります、やっぱりきっちとした体制の中で子どもたちを支援していくためには、そういう有償化ということも大きなポイントであると私も考えております。

また、国、県、自治体の負担額割合など、今後詰めていかれると思うんですけども、そういうことでの情報はございますか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 再質問にお答えしたいと思います。

県がどの程度出すか、あるいは国がどの程度負担するかというのはまだ出でていませんので、まだ全く分からぬ状況でございます。

今議員お話しのように、野洲市としましては、部活移行を進める中心になる人物、コー

ディネーターを1人まずは市に置きまして、学校との連携進めていけたらというふうに思っていますし、それからあと、外部指導の方には謝金をいくらか払っていかざるを得ないかなというふうに思っていますので、その財源といいますか、財政面での負担もちょっと考えていかなあかんかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 今、コーディネーター1名ということも考えていると。これは、話合いの中でも近隣の市町の影響というのか、どういうことをされているのは参考にはなりますけれども、やはり肝腎なのは自分の市町の体制でありますので、ひとつ一番いい方法があるように模索をしていただきたいなと思います。

問2に移ります。

今後、学校の働き方改革を踏まえ、着実に部活動の地域移行を進めるためには、地域スポーツ担当部局や受皿となる組織、団体、学校等の緊密な連携を図り、かつ安定的、継続的な運営ができるよう段階的に目標を定め、実践していく必要があると思います。これから検討されると思いますが、月日の流れはあつという間でございます。地域性も今言いましたように鑑みて、分かる範囲で、こういうことだけは野洲市としてというのがあればお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 今議員からありました2点目の、今後の方向性についてお答えをしたいと思います。

着実に地域移行を進めるためには、関係機関、先ほど申しましたいろんな団体さんとの連携は欠かせません。今後は定期的にこの協議会を開いて進めていきたいというふうに考えております。

また、先ほどお話のように、部活動指導員制度をちょっと設けまして、次年度、令和6年度に順次学校に配置できるようにしていただいているふうに思っています。それから、それらを中心になってまとめていきます今お話ししましたけども、コーディネーターの設置、これもどういう仕事をしてもらうのかとか、そういうことを今年度中に決めて、来年度設置できたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） ありがとうございます。やっぱり地域として考えていてくださるのをちょっとほっといたしました。本当にあつという間に月日が流れるものですから、よろしくお願ひしたいなと思います。

そして、やっぱりリーダー力ですね、このコーディネーターをこの1名の方がどのように動いてくださるかで大きく違ってくるとも思いますので、ひとつ、このあたりの人選にしてもよろしくお願ひしたいと思います。

再質を行きます。

ところで、私の親類に来年受験を迎える子どもがいます。現段階で教師を目指しています。それも、部活動で指導をしたいというのです。私は、ちょうどこの問題を考えていましたので、先生はそんなに甘いものではないよ、考え直したほうがいいよと、それほうが賢明だよと言ってしまいました。しかし、よくよく考えれば、頭から駄目というのではなく、こうした考え方で教師を目指す受験生も多くいるはずです。希望を持って挑むチャレンジ精神も大事です。ましてや、現役の教師の方々も指導に熱いものを持って熱心に携わってくださっている先生がいるのも現実であります。教師の負担軽減を考慮した働き方改革ではありますが、激務の現状の中でも、どうしても部活動に参加したいという教師がおられます。その場合には、法的により兼業、兼職として参加の道があつてもよいのではないかと思っております。なお、この内容は私の友人に自身が教師を長年勤め、野洲ジュニアソフトテニスクラブを牽引されてきた友人がおりますので、その人の話を聞き、また、今この本ですけれども、彼が出版しておりますこの熱き感動のドラマを見まして、参考資料としてさせていただいております。教師の負担軽減を考慮して、今も言いましたように、働き方改革ではありますが、激務の現状の中でもこうした熱心な先生、そういう先生に対して道があるのでしょうか。もう先生はその部活は担当しなくていいよという方向性になっていますよね。それよりも子どもにもっと目を向けて、指導にもっと目を向け、自分の見識も深めてほしいというのが、おおむねこの働き方改革の目的と思うんですけども、こういった先生の熱き心、こういう接し方によって、子どもの性格なりいろんなものを見抜いて、子どもを本当に指導されているというやり方もあるわけですから、部活動を軽視せずに、全く先生から外してしまうというやり方を一方的なものではなく、こういった先生とか現状に対してはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 再質問にお答えします。

熱心な先生というのは今もたくさんおられます。ただ、今、働き方改革と言われている中で、基本的には今の教員の仕事軽減ということを1つですし、それから、そやけど部活をやりたいという方につきましては、土・日がまず主になると思うんですが、土・日の外部指導者というふうな形で指導者登録をやっていただいて、それは教員というのを離れて、部活の指導者というふうな形で登録をしていただいて、両方でやっていただくということは十分できると思います。それはまた仕組みを考えていく中で、教員の中でもそういうことが出ていますので、そういう熱い思いは大事にしたいと思います。頑張って教師になつていただいたらと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 誠に温かいお言葉、ありがとうございます。私も本当にこの勉強というのか、これを携わらせてもらって、先生ってこんな大変なのに、何でこんなところに飛び込むみたいなことで、えらい言うてしもうたんですよ。そやから、ちょっと私も反省しながら、そういう思いも、でも抱くのも大事かなと思っていますので、引き続いて、陰ながら応援をしていきたいとは思っております。

では、問3に移ります。

地域スポーツ活動を実施する場所をどのように確保していくか。これは、なぜこういうことを言ったかといいますと、以前にある方に聞くと、遠征の先の学校から来られるのに、十分自分の話合いをしておかなかつたために、テニスコートが借りれなかつたということで先生ともめたという話を聞いたんです。ですから、それは部活動とは関係なかつたけど、でも野洲市の子どもたちもいるわけですから、そういう中で、もう相手が来られるのに、本当に場所の確保ができるないという状況を聞きましたので、これからはそういう地域に移行していく中で、こういうトラブルのないように、あるいは部活動の地域移行を進めるとともに、地域スポーツの環境を改善するため、学校体育施設や運動場、この有効活用のあり方として、どのように考えておられるのかお伺いします。市民部政策監にお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 武内市民部政策監。

○市民部政策監（武内了惠君） 3点目なんですかけれど、地域スポーツ活動並びに学校開放についてお聞きでございますので、市民部の文化スポーツ担当のほうからお答えさせていただきます。

地域のスポーツ活動、これを実施する場所の確保というのはとても重要なことであると  
いうふうに認識しております、本市では総合体育館などの公共スポーツ施設が6施設と、  
市内の小中学校9校の体育スポーツ施設を一般に開放しているところでございます。

とりわけ、全国でスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設は、市民にとって最も身  
近なスポーツの場として、スポーツ庁は学校体育施設の有効活用に関する手引きで、官民  
連携等の工夫を図り、いかに活用していくかが重要ということでされております。

本市におきましては、学校体育施設の有効活用として、学校開放事業を行っており、約  
110の団体が利用されておりますが、その活動は、スポーツ基本法において学校の教育  
に支障のない限りと規定しておられるため、小学校は学校の就業時間後、中学校は部活動  
終了後からのみしか利用ができません。

今後は、学校体育施設を部活動の地域移行の受皿や、地域スポーツの場として有効利用  
していくために、教育活動、部活動などでの利用に支障がないよう留意しながら、一層気  
軽に利用できますよう、安全、安心を確保しつつ、より多くの時間を開放できるよう、運  
営面と施設面の体制の整備が必要であるというふうに考えております。

こうしたことからも、学校を管理する教育委員会と連携しながら、より多くの活動場所  
の確保に向けて、学校体育施設や公共スポーツ施設の有効活用に向けて検討し、市民  
がより一層スポーツを気軽に楽しんでいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 今政策監のお話を聞かせていただいて、ちょっとほっとしま  
した。一時すごく戦争のようなぐらい、何かもめたということを聞かされたことがありますので、やはりこういうことが多々起こらないように、そしてスポーツをその場でしたい、  
そういう中で協力をしていただけたら、そして保護者、行政、教育委員会、また子どもたち  
が一体となって、気持ちのいいスポーツに励むことができるよう、そして子どもたち  
のこよなく愛情を持ってしっかりと育ってくれるようにとお願いをいたしまして、質問を  
終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。再開を午後3時10分といたします。

（午後2時56分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第11号、第11番、東郷克己議員。

○11番（東郷克己君） 第11番、新誠会、東郷克己でございます。今回は命を守るという大きなテーマで、大きく2問質問させていただきます。

第1問、市民の命を守るための取り組みについてお聞きをいたします。

激甚化という言葉が使われるようになって、既に久しく感じております。今回の一般質問でも奥山議員や橋議員から、災害、激甚化する昨今の現状を踏まえての質問がありましたが、私からもお聞きをしたいと思っております。

東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年に国土強靭化基本法が公布、施行され、本市においても令和元年に野洲市国土強靭化地域計画を策定し、毎年改定して、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する強さとしなやかさを持った災害に強いまちづくりを目指してきたところであります。

高齢化の進行などにより、地域防災力の低下など、防災上の課題の増大や、財政上の課題も大きい中で、市民の命を守る、被災しても致命的災害とならないための取り組みをどう位置づけ、どう取り組むかは極めて重要です。

そこで、市長にお尋ねいたします。防災、減災の取り組みはどういう位置づけ、重要度で、どう取り組んでいく方針でしょうか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 東郷克己議員の命を守る市政に向けての第1問目、防災、減災の取り組み方針についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問にある激甚化という言葉のとおり、今年度においても例年より早く強い台風が襲来していることや、雨量についても災害発生のおそれがある規模となっている状況で、過去よりも自然災害による被害の規模が大きくなる傾向があり、今後もこの傾向は続くものと考えております。

第2次野洲市総合計画でも、分野ごとの基本方針4、環境・都市計画・都市基盤整備の中で、ハード・ソフト両面で災害に強いまちと記載し、防災・減災対策の強化と位置づけております。

これに基づき、今年度予算でも、大規模災害への備えとしての重点施策は数多く計上しており、そのいずれも重要なものであり、これらの施策に基づく事業を確実に実施し、また必要に応じて補正等をお願いすることにより、市民の皆さん安心、安全を確保すると

ともに、災害時における被害の低減化を図るよう努めたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 基本的な認識として、同じ方向を向いて、しっかりと市民の命を守る取り組みをしていただけるものと理解をいたしました。今後とも引き続きお取り組みのほうをお願いしたいと思います。

続いて、具体的にお伺いをしてまいります。

近年、雨の降り方が変わったと感じておられる方は多いと思います。ちょっとスライドの展示のほうをお願いいたします。それを裏づける資料を気象庁のホームページから入手いたしました。昭和51年から昨年まで、年ごとに時間当たり50ミリ以上、80ミリ以上、100ミリ以上のそれぞれの雨の降った回数を一覧表にしたものでございます。少し表が細かいので、10年の平均値だけ抽出したものがこちらであります。ご覧のとおり、昭和51年からの10年の平均に比べますと、一番下の段、平成28年から7年間の平均は50ミリ以上の雨が降った回数で1.5倍、80ミリ以上の雨の降った回数で1.8倍、100ミリ以上で1.9倍となっております。

また、令和3年に私が所属しております自民党中央支部の主催で行いました防災をテーマにしたセミナーで示された資料、こちらでございますが、市長にもご参加いただきましたし、当時の都市計画部長はじめ部の方ご参加いただきました。その資料の中に記載しているデータによりますと、今後もさらにこの降り方等は激化し、降雨量が1.1から1.3倍に増加すると予測をされております。したがって、その結果、洪水の発生確率が約2倍から4倍に増加すると、この資料の中では予測をしております。

また、駅前の冠水など記憶に新しい平成25年の台風18号のときの降雨状況と、昨年7月19日の降雨状況の資料を道路河川課より頂きましたが、時間当たりの最大降水量の比較では、昨年は64ミリと、平成25年の最大値37ミリの倍近い値となっておりますが、このようなおびただしい降り方は、1時間だけで幸い終わりまして、被害が出なかつた、少なかったということになっております。

平成25年は、累計降雨量が2日間で349ミリに対し、昨年は114ミリ、これは1日間のみです。にとどまり、被害を免れています。

昨今の洪水被害をもたらす線状降水帯の特徴に、長時間にわたり激しい雨を降らせるということがあります。注意、警戒が必要です。

そこで、お聞きをいたします。

先ほど申し上げたとおり、さらに激甚化が予測される中、野洲市として強靭化に向け、どのような方針、方向で取り組むのか、ハード、ソフト両面から伺います。

○議長（荒川泰宏君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　2つ目の東郷議員からのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、近年では気候変動により雨の降り方が変化しております、水災害が激甚化、頻発化しているということで、ハード、ソフトの両面で水災害への対応というのは必要になっているというのは、これが現状でございます。

ハード整備としましての取り組み方針ですけども、まずは確実に国交省、国と県に河川整備事業、これを加速していただくことということをまず1つ考えております。

国土交通省が管理しております1級河川の野洲川につきましては、浸透や浸食に対する堤防強化対策、これの実施をしていただいている。あと、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策によりまして、治水安全度・河川管理に非常に影響の大きい野洲川の中の樹木の伐採、もしくは再繁茂の抑制対策をしていただいておりますし、また堆積する土砂、これの撤去についても進めていただいているというのが現状でございます。加えまして水防用備蓄資材、これは根固めブロック等のそういう備蓄資材でございますけども、これを洪水時の管理施設の保全や緊急用復旧の拠点となるような施設としまして、河川防災ステーションの整備を検討いただいているというような状況でございます。

これにつきましては、今後災害時と、あと平常時の利用につきましても、国交省と野洲市と一体となって進めていければというふうに考えているところです。

次に、滋賀県が管理しております一級河川日野川ですけども、こちらにつきましてはJR橋の架け替えに着手をしていただいているというような状況です。その他、家棟川であり、あと妓王井川での河道の拡幅、浚渫、あと光善寺川での堤防強化というところにも取り組んでいただいておりまして、これは引き続き河川改修の必要性というのを野洲市としてもしっかりと伝えていきたいというふうに考えております。

また、本市の浸水対策でございますけども、これは人家が近接しまして、土砂の堆積が著しいという西河原であったり、あと富波甲という地先の普通河川でございますけども、こちらの浚渫の工事、これは完了しております。引き続きましては、和田地先の浚渫というところも実施しておりますので、市としてもそういうような浚渫工事を実施していくたいというふうに考えております。

加えまして、河川とまちづくりの連携といったあらゆる関係者が協働する流域治水、これの考え方のもとに、雨水管理総合計画を検討しております、これは気候変動の影響も踏まえて雨水幹線整備等、この検討、整備によりまして、特に市街地の急激に降るような雨に対して水災害リスクの軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。

このように、ハード整備につきましては国、県、市がそれぞれ役割をしっかりと明確に分担しまして、事業につきましては連携して進めてまいりたいというふうに考えております。

もう一つソフト面でございます。ソフト面につきましては、やはり一番重要と考えられるのが市民の意識づけというふうに考えております。

これにつきましては、自助と、あと共助の強化、こういう目的でしっかりと自治会などと連携しまして、様々な研修や訓練を開催しているというのが今の状況でございます。

具体的には、毎年度複数回開催される自治会、この対象としました自主防災組織等リーダー研修会、また自治会独自で行われている研修会や訓練に消防団等が参加するなど、必要に応じまして各種訓練の実施、また支援を行っているというような状況でございます。

また、短時間に急速に雨が降る場合ですけども、これは避難所への避難ということではなく、それだけではなくて、垂直避難をメール等で呼びかけるというようなことで、今までとは違った対応というところも行っているということです。

今後の課題としましては、高齢者等の避難行動に時間がかかるというようなことも考えられますので、個別避難計画の作成を推進しまして、市民の安心、安全の担保、あと災害時の避難の低減化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 今お答えいただいた中で、国、県の事業の事業加速でありますとか連携のお話を聞いていただきました。理解するとともに、ちょっと関連でご質問をさせていただきたいと思います。

去る6月3日にございました自民党県連の大会での三日月知事の来賓のご挨拶で、ちょうどこの6月2日に全国的に非常に激しい雨が降っての関連でお話でございました。天ヶ瀬ダムの再開発によって機能強化されたことから、琵琶湖の水位の増加を止めるために、瀬田川洗堰の全開操作を要請したというようなお話がございました。

この洗堰の操作で非常に印象に残っておりますのが、先ほど例示しました平成25年の18号のときでございます。たしか記憶が間違ってなければ、このときは全閉操作をされ

たと記憶しております。このときは、滋賀県だけではなく、関西一円に非常に激しい雨が降って、閉めざるを得なかったというふうに理解はしているのでございますが、そうした観点から考えますと、先ほど例示していただいたのは、主に琵琶湖に注ぎ込む河川の維持管理を適切にという範疇に入ることかと思うんですけれども、琵琶湖の下流域の整備というのも非常に重要なと思っております。大戸川ダムというのを先ほどちょっと引用させていただいたこのときのセミナーでも、その重要性に言及していただいて勉強させていただいたんですけども、今事業は進んでいるというふうに認識はしておりますが、国の方で進めていますので、静観しているのではなく、常に注視をしながら、市としてもこの大戸川ダムの整備等については一定の要望といいますか、というようなことも必要かと思いますが、この大戸川ダムの整備についてのご認識、これからどれくらい野洲市としてこの事業にも関心を持っていくのか等を含めて、お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君）　大戸川ダムの整備につきましてご質問をいただきました。

大戸川ダムにつきましては、この一連で天ヶ瀬ダムの再開発の整備やったり、あと瀬田川の改修ということで、今洗堰から下流の部分の河積を広げるというような、そういう整備も進められてきているというような状況でございます。

それに加えまして、今後天ヶ瀬ダムの整備もされるということで、これはダムの整備から下流の部分の流域全体の治水安全度も高めるということで、これは淀川水系の河川整備計画に基づきまして、今改修の段階的な目標を定めて、それぞれ整備が進められているというのが実態でございます。

この整備によりまして、当然長期的な大きい規模の洪水に対しては安全度が高まるというような認識でございますので、市としましてもしっかり改修を進めていただいて、河川整備計画の目標にしっかりと追いつくような段階的な整備を進めていただけたらなあというふうに思っているところです。

あと、先ほど気候変動の影響というところで、これは当然野洲川の整備というところも引き続き実施をしていただくということでございますので、そこも進めていただくとともに、やはり短期的に強い強度の雨が降るというようなそういうことも起きておりますので、それにつきましては、先ほどの流域治水という考え方の上で、本来の河川整備はしっかり進めていくというような中で、地域的な雨に対しても、関係機関がしっかり連携して進めていくというような、そういう考え方で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 当然、こうした整備はごく身近な川の整備から大きな川、そして琵琶湖、またさらに下流と、トータル、バランス的なものも重要なかと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

続いてソフト面、防災に関する取り組みを確認させていただきます。

平成30年の第6回定例会において、防災に関する質問をいたしました。この年に岡山県倉敷市とともに大きな被害に遭った同県の総社市でお聞きした危機管理の担当の方の率直な反省点を基にした質問をいたしました。

その内容が、行政の対応にも限界があり、市民自ら状況を判断し、危険を回避することが重要との担当の方の意見を引用して質問したことに対して、年3回開催の自主防災組織等リーダー研修会、各自治会の独自訓練等を通じ、防災意識、危機管理意識の啓発に努めている。自主防災組織等リーダーの方には、研修結果を地元自治会の方へ伝達をお願いしている。市のホームページに研修結果や資料を掲載し、また自治会への回覧により周知啓発に取り組んでいるとの答弁でございました。

コロナ禍による参加型の研修機会の喪失や高齢化の進行など、当時よりも厳しい状況も顕在しているのではと推察しております。

また、私の自治会でも昨年、被災時に自力での避難が困難な高齢者の方々を把握する調査を実施したところですが、こうしたよりきめ細やかな情報把握や対応指針の作成、避難活動訓練やシミュレーションが重要と考えます。市としての見解、消防や自治会との連携状況について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） これは再質問、3点目の質問。

○11番（東郷克己君） 3点目の質問です。

○市民部長（長尾健治君） 3点目の質問でございますが、既に2点目の答弁でお答えしましたように、防災に関する市民の意識づけのため、自治会などと連携し、様々な研修や訓練を開催しております。

しかしながら、最近の災害時において避難所を開設し、防災行政無線放送やメール等の多様な手段でお知らせしているにもかかわらず、避難される方はいないか極めて少数にとどまっている状況です。

そこで、今まで以上に市民に防災の意識づけのための啓発活動を行うとともに、今年7月に開催される自主防災組織等リーダー研修会においては、避難所生活において起こる様々な出来事をゲーム形式でシミュレーション体験し、命を守るために備えを参加者同士が一緒に考える研修を計画しております。これにより、市民の災害への意識づけがより強化されればと考えています。また、今後も研修等の開催方法を工夫しながら、市民と消防等の防災関連機関と連携した訓練や研修を進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） ただいま答弁で、1つに、つい先日の雨のときも避難者がおられなかつたという実態もありますし、また、避難行動があった際にもごく少数であるとの内容もありました。同時に、その研修等ではゲーム形式を入れたりシミュレーション形式を入れたりということで、参加者の方に避難のときの現実をよりイメージ、実感していくだくような工夫がされているというのは感じました。

一方でなんですかれども、若干繰り返しになるところもございますが、野洲市の発足時の人団は4万9,531人でありました。65歳以上の高齢者の方の人数は8,052人ということで、率にして16.3%でありました。

今朝ホームページで確認した数字ですが、現在の市民の人数は5万791人で、発足時から1,200人増えているという計算になるんですけれども、65歳以上の人数は1万3,582人ということで、発足時からすると5,500人増えています。高齢化率で26.74%ということで、実に高齢化率が10%進行しているということです。

これ、市長もうなずいていただいておりますが、皆さんお分かりだと思うんですけど、65歳以上の人数が単純に増えているというだけではなくに、よりそのいわゆる後期高齢者の方々の割合が増えているという現実があると思います。

それで、研修等も工夫はしていただいているということなんですかれども、さらにより工夫していただいたりするということが大事なのかなあというふうに思っております。

1つ例を挙げますと、東日本大震災のときに釜石の奇跡と呼ばれたことがありました。細かい内容を除いて言いますと、子どもたちが学校で逃げるんやでというふうなのを教えてもらっていて、おじいちゃん、おばあちゃんは、むしろ自分の長年の経験があるので、いやいや大丈夫や、津波なんか来えへんと逃げたがらないのを、子どもたちが引っ張って逃げて助かったという事例がありましたし、この後ちょっと教育の関係でお聞きする、ち

よつと学校名は除きますが、大きな被害に遭ったところの映画を基にした本なんですけれども、この中に、この大きな被害のあった学校と別の学校の先生が記しておられたのが、大津波警報 10 メートルの警報が出たんだけれども、自分たちのそれまでの認識が想定 6 メートルだったので、とても 10 メートルの津波がイメージできなかつたと。体育館に避難させるともう決めていて、指示を出して、体育館の状況確認をしていたところに、ある保護者の方、お母さんが、お願いやから山に逃がしてというふうに呼ばれて、それで方針を切り替えて山に逃げた。そうしたら津波が来て体育館は水没していたというのが書かれています。何が言いたいのかと言いますと、この子どもたち、あるいはこの津波のときの小学校のところのお母さんのように、逃げなあかんでというふうな人をどうつくるかやと思います。

もう一つ、先ほど都市建設部長のほうから言及のあった垂直避難ですが、野洲川放水路の何十周年記念かちょっと失念しましたが、大会が守山市民ホールであったときに、倉敷市の事例を基に話されたのが印象に残っております。それは、犠牲になられた方の半数が自分の家の二階に上がって逃げていたら助かったのに、二階建ての家の一階で犠牲になられた方が半数いらっしゃったと。平屋だったらどうしようもないんだけれども、二階建てで、二階に逃げてなかつたという事例がありました。

先ほど都市建設部長からあったんですけど、垂直避難の呼びかけをメールでするというふうにおっしゃっていたんですが、これは推測ですが、この二階建て、二階に上がっていたら大丈夫やったのに、避難、二階に行かずに犠牲になられた方は多分若い人ではないと思います。二階に上がるのが非常に困難な方、そういう方に、はってでもいいから二階に上がってくださいというのをメールで流しても、無理やないかなというふうに思います。

こうしたことから、意識啓発に取り組むという、重要というのはおっしゃっていただいたんですけども、さらにきめ細かく、叫ぶ人、より関心の強い人をどうつくるかというのと、個々に、もう年配の方でも、ちょっとでも動ける方は、本当にはってでも二階にというふうな啓発をどうしていくのかが大事だと思いますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　議員おっしゃるとおり、市民の方々への意識づけは大変重要でございます。それで、当然、身近なところで自治会とかの訓練とかをしていただくことをしているんですが、ちょっとコロナ禍で、この令和 3 年、4 年については低調である状況は事実です。ちなみに令和 3 年度で 3・5 自治会、消防団との連携した訓練のあれですけ

ど、参加した消防団員は延べ105名、令和4年度で36自治会、参加した消防団員は108名、これは低調な時点での数字ですから、今後増えていくものと期待しています。それによって、やはり少しずつ皆様にそういう危機感というか、逃げろというそのリーダーが増えていくのではないかと。

また、本年度、今回の補正で提案させていただいております消防庁の消防団力モデル事業に基づく各種救助機器の購入というのを、今回補正で提案しております。これ消防庁の100%補助でございますが、これ、自治会との訓練を条件で消防庁から100%の補助をいただいているので、当然これをすると消防団は自治会と訓練をいたしましょうという話になりますので、そこでも醸成されるんではないかということで、なかなか全ての人に対して行き着くのは難しいと思いますけれども、やはり議員のおっしゃっているとおり、いろんな手段を使って、方法を工夫しながらやっていきたいと思っております。

そして、後段の質問にありました垂直避難、実を言うと去年初めて垂直避難出しました。今までのように台風がここら辺に来て、それまでに避難所をつくってという以外のいろんなやり方、それ以外のやり方も今後必要になってきます。たまたま例として垂直避難を上げました。でも、今後それ以外の避難方法とか対応策が必要になるかもしれません。今まで何十年に一回とか、今まで想定したことのない災害となりますと、今までそれに対応することも想定してないような対応をしなければならないことがあります。そこは高度に柔軟性を保ちながら、臨機応変に対処します。

あと、お年寄りにメールではというお話。やっぱそこは自治会とも連携するんですが、降り出しそうになった場合は、行くのも非常に危険ということになります。数年前に消防団でボートを3艘、去年、今年あたりどちらかにBGからエンジン付きのボートも1艘購入しておりますので、どういう形で活用できるか、雨が降っている中に行くのは逆に遭難する可能性もありますので、今後それも検討課題かと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） これは、終わりのない課題でもあるかと思います。引き続き高い意識を持って取り組んでいただきますようにお願いをしておきます。

続いて、子どもたちの命と将来を守り育むためにと題しお聞きをいたします。前問と同じく、命に関わることで、学校の防災危機管理についてご質問をいたします。

今年3月、東日本大震災の3.11に合わせ、全国で上映された「生きる」という映画

を見てまいりました。74人の子どもたちが津波にのみ込まれ、命を落とした大災害から裁判に至る映画です。映画は、当然重く、かつ様々な問いかけ、訴えがありましたが、ここでは裁判を通じ明らかになったことのうち、全国の学校で教訓を生かすべきと考えることを取り上げます。

確定判決となりました仙台高裁の判決は、組織的過失を認めた点が画期的と評価されています。学校保健安全法26条から29条を根拠に、市教委や学校、校長等に、平時における安全確保義務があり、児童の命を守るのは学校の設置管理に当たる公務員たる校長や教頭、市教委等の根源的義務であるとの指摘でした。

大きな問題とされたのは、避難マニュアルの不備、事前対策の不備でした。付近に公園がないにもかかわらず、当該学校の避難マニュアルには近隣の公園等に避難と記されており、さらに避難訓練も行われていないなど、備えは明らかに不足していました。津波については、ここまで来ないと想い込みが備えを妨げたと言えると思います。

そこで、質問をいたします。

野洲市立学校・園において、備えるべき危険について予断なく、かつ多角的に十分な検討がなされているか、どんな危険にどういう対処方針かなど、具体的な例を示し、お答えをください。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村 健君）　それでは、東郷議員の2つ目、子どもたちの命と将来を守り育むためにについてのご質問のうち、1点目の備えるべき危険への対処方針についてお答えをいたします。

学校では、これまで災害や交通事故、不審者、熱中症、食物アレルギーなどの対応マニュアルをそれぞれ個別に作成をしてきました。そして、それを昨年度こうした様々な学校危機への対応を危機管理マニュアルとして集約して一本化を進めていったところでございます。

ここでは、実際に災害などの危機が起こった場合には、議員お話しのように子どもの命を守ることを最優先に考え、全教職員で組織的に対応していくことを大原則に掲げています。例えば地震についてですが、地震は突発的であり、発生時には児童生徒の動搖は極めて大きく、混乱が予想されます。そのため、教職員は冷静さを保ちながら、避難指示や避難誘導を行い、安否確認や救急への通報など、災害を最小限に食い止めるために迅速かつ適切な対応をすることを規定しています。

また、教職員がいない登下校時などは、災害が起った場合に、児童生徒が自分の命を自分で守るために考え、行動する力をつけていくような災害対応などの習得を目指しています。具体的には、例えば休み時間など、教職員がいないときの避難訓練を突発的に行って、グラウンドに集合するそのとき、どういうふうな経路を使ってというふうなことを子どもたち自身に考えさせるような避難訓練も、最近は取り入れるようになってまいりました。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、私のほうからは園での取り組みということで答弁させていただきます。

各園では、地震、風水害、火災、不審者など、想定される災害や事故などに対処するためのマニュアルをそれぞれ目的ごとに作成し、緊急時に備えております。また、消防署立会いによるシナリオレスの避難訓練や通報訓練、消火訓練、また園児の保護者への引渡し訓練など様々な訓練を実施しており、その訓練や、その振り返りの中で、職員体制とか緊急時の的確な園児誘導等の確認も行っているところです。

さらに、園児には分かりやすいように、絵本や紙芝居等を活用しながら、年齢に応じて命を守るための行動を具体的に伝え、防災意識を高めていく工夫もしております。

こうした日々の訓練や保育などを行うとともに、改善が必要な点を洗い出して適宜見直しを行い、人命を第一に考えた対策を進めているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） それぞれお答えいただいたて、納得する部分あるんですけども、今月11日の新聞に、水害から学校を守れという記事がありました。ちょっと末尾、結論の部分だけ引用します。避難訓練も学校や地域によっては形式的に行われるだけで、形骸化しているケースも多い。教示は点々と続けてあるんですけども、先ほど例示したいわゆる悪い結果が出てしまったケース等は、結局こういう想像力の欠如かと思います。

今、それぞれ学校、園で共通して対策を練っていただいている、また先生がいないときの訓練等工夫もしていただいているということであったんですけど、ポイントの1つに、どういう危険があるのかというそもそももの想像力をしっかりと働かせて、危機感を持ってこのマニュアルを策定できているかどうかがあると思います。この新聞に書いてあるように

形骸化していくはいけない部分であるかと思います。その部分について、どういうふうなお取り組みをされているのか、今後の方向性等お伺いしたいと思います。それをお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　想像力を働かせた避難ですが、例えば登下校の場合、子どもたちは道を歩いていますが、道を歩いていると、子どもたちに考えさせて、危ないのはどういう場合が危ないんやというようなことです。例えば電柱が倒れてくるとか、電柱についているトランスというんですか、あれが落ちてくる場合もありますので、そういう場合は、車に気をつけながら、もうちょっと道の中央寄りに行くとか、そういうことを考えるというのが、そんなに何度もできないんですが、学校の場合は大体学期に1回避難訓練をやっています。地震、それから火事、不審者というふうな感じで、テーマを決めてやっているんですが、そのそれぞれの場合に、地震のときはそういうことをみんなで話し合をしながら、どういうふうにしたらいんやろうとかいうふうなことを考えさせているということです。

○議長（荒川泰宏君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　園のほうでも、先ほど申しましたように消防署の方に来ていただきて、予告なしに煙を充満させて、火災が起った想定で、職員も園児も知らない状態で訓練をしたりとか、そういった緊張感を喚起するような訓練を行ったりとか、お散歩に行ったら、子どもたち、当然道路を歩きますけれども、そこでもどういう危険があるかとか、どういう歩き方、横断歩道の渡り方とか、そういういろいろなところで園児に命を守るための保育といいますか、教育をしているということです。

それらは、結果については職員間で振り返りをして、共有して、ヒヤリハットの事例とか、そういうものも共有化して、不測の事態に備えているということでございます。

○議長（荒川泰宏君）　東郷議員。

○11番（東郷克己君）　想定は常に上回ることが起きるんですけども、しかし、一定の緊張感を持って想定していくことが大事だと思いますので、今後も引き続きお取り組みのほう、お願ひいたします。

次に、事後の対処方針について確認をいたします。なお、念のために申し上げておきますが、今から問う質問は、野洲市教育委員会、あるいは学校に対して何らかの個別、具体的な問題意識、課題意識を持って聞くのではないということをお伝えした上でお聞きをい

たします。

先ほど申し上げた「生きる」は、震災までごく普通の市民であった方々が、なぜ裁判という重く厳しい負担を背負い、闘わざるを得なかつたのかを克明に描いています。端的に言いますと、市教委が行った遺族、保護者への説明会、計10回ありましたが、における不誠実が、なぜ我が子が命を落とさねばならなかつたのかとの素朴な、しかしご遺族ご自身の命よりも重いであろう問い合わせに背を向け続けた結果、裁判という道を選択せざるを得なかつたということだと思っております。

本市も状況は大きく異なりますが、様々な課題が出ており、その都度対応されておりますが、健全な教育環境、子どもたちが健やかに成長できる環境をつくるため、やや心苦しい質問ではありますが、あえてお聞きをいたします。

本市の教育の大前提として、最優先で守るべきものは何でしょうか。そして万が一それが守れなかつたとき、どのような方針を持って対処されるか伺います。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　それでは、2点目の事後の対処方針についてお答えをいたします。

まず教育の大前提としまして、最優先で守るべきものは、東郷議員お話しのとおり、児童生徒の命であるということは間違いないことでございます。そして、万が一それが守れなかつた際の対処方針としましては、次の3点を考えています。

まず1点目は、一番大事なことですが、迅速かつ正確な事実確認を行って、被害児童生徒の保護者にそれをしっかりと正確に伝える。それから保護者の心情に十分配慮しながら、誠意のある対応に努めるということが最大のことであるかなというふうに思っています。

次に、2点目は、事件や事故、大きな災害に遭遇した児童生徒に対しては、学校医とか、あるいはスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーとか、そういう専門家と連携しながら、一番は心のケアに努めるということが2番目に大事なことかなというふうに思っています。

さらに、3点目は、情報整理を行って、事件や事故などの原因と考えられるなどを広く集めて、調査検証を行って、調査結果から再発防止に努めること、これは誠実な対応の上に、こういうことを最終的にはやっていくべきであるというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　東郷議員。

○11番（東郷克己君） 確認できました。納得いたしますが、常にこうしたことを自分たちは堅持するんだという、何といいますか自己確認といいますか、大事だと思いますので、お願ひいたします。

続いて、子どもを加害者にも被害者にもさせない指導、教育について伺います。

本年4月10日の日本教育新聞に、「闇バイトから子どもを守れ」と題する記事が掲載されました。オレオレなど特殊詐欺、またフィリピンから強制送還され逮捕された集団犯罪などで、桁違いの報酬をえさにSNS等で犯罪の実行犯を募集し、中学生が関わってしまうケースも現れているとありました。また、大手回転ずしチェーンの店舗でいたずらをし、それを撮影した動画をSNSにアップして、被害企業に大きな損害を与えるなど、大問題となりました。なお、この件については、6月7日の新聞で、その損害賠償請求をするという発表があったところであります。

いずれも野洲市の子どもや若者が巻き込まれる可能性が十分考えられ、十分な、そして効果的な啓発、教育が重要と考えます。現在の取り組みと今後の方向性を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） では、3点目のご質問にお答えしたいと思います。

学校では、児童生徒が犯罪に巻き込まれないように、警察などの関係機関と常に連携して、特に特設授業、別枠で授業をして指導を行っています。その具体例を3つ紹介したいと思います。

まず1つ目は、サイバー犯罪防止教室というのがございます。これは、滋賀県警本部と守山警察署が合同でされるもので、インターネット利用時のトラブル防止とか、あるいは犯罪の加害者や被害者にもならないための注意点を学習するものでございます。こういうのを普通の授業とは別枠で持って行っています。

2つ目は、小学校6年生が中心なんですが、各学校ごとに薬物乱用防止教室を行っています。これは、守山警察署と守山野洲少年センター、それから、その中心は少年補導委員さんが中心なんですが、寸劇などを使いながら、子どもたちに覚醒剤などの薬物の乱用防止を分かりやすく伝えていただくというんですか、特に中学生ではなくて、小学校の5、6年生に早い段階でこういうことに、ひょっとして中学校になつたらそういうことに巻き込まれる心配もあるから、今のうちにという形で、早い段階にやるということで効果が大分あるんかなというふうに考えています。

それから、3つ目は消費者行政推進授業といったしまして、毎年小学校2校、中学校1校

を順番に回しているんですが、インターネットの正しい使い方とか、ネットに潜む危険性などについて、これは児童生徒だけではなしに保護者さん、PTAの研修とも重ねたりしながら、一緒に学ぶ、そういう授業を行ったりをしています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） いろいろ取り組んでいただいているのが分かりました。私たちが子どもの時代とは、もう本当に比べようもないくらい便利になった反面、こうした犯罪等も身近になってきている部分がありますので、引き続きお願ひをしたいと思います。

続いて、学校教育における体育の位置づけについて伺います。体育が教科の1つである理由をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、4点目の体育の位置づけや意味についてお答えをいたします。

体育では、児童生徒に次の3つの力をつけるために学習を行っています。

まず1つ目は、様々な運動のやり方や基本的な技術を身につけて、一番大事なのは自分の体を自分でコントロールできるようになること、これが体育の一番大きな意義であるというふうに捉えています。

2つ目は、身近な生活における健康や安全について理解して、心と体の健康をつくることができるよう考え方や行動したりすることでございます。

それから3つ目は、運動やスポーツを、今特に言われていますが、見る、する、支えるという、こういう広げた観点を子どもたちにも考えてもらい、生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しむということ、これが今までの学校体育では、支えるとかいう部分はあんまりなかったところでございますので、こういうことを通じて、生涯スポーツに関わる人をどんどん育てていけたらというふうに思っています。

以上が体育で重要な観点かなというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 今3点でお答えをいただいたんですけども、1つ再質問をさせていただきます。

体育といいますか、運動することが、いわゆる他の学習と言われるような一般的な勉強にも効果があるんだというふうなこともちょっと聞いたりもしております。また、最近ち

よつと関心を持っております認知症の予防とかということにも、体を動かすことが非常に有効というふうなことを聞いたりしているんですけども、こうした学習に対して、よい効果があるというふうなことは、教育長としてはどのようにお考えをされていますか。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　体育は、他の教科と違って、一番最初に申し上げました自分の体をコントロールする力というか、という意味では、認知能力という、物を勉強する力のもっと土台にあるものという、非認知能力と難しい言葉で言うてるんですけども、生きる力の一番の土台となる力を生むという意味で、体育は大事かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　東郷議員。

○11番（東郷克己君）　よく分かりました。

続いて、5点目の質問に入ります。スライドの掲示をお願いいたします。運動場や体育館などの設置は法令等により要求されており、小学校では小学校設置基準により規定をされています。こうした中、北野小学校のグラウンドは、他の市立小学校と比べても非常に水はけが悪く、複数の市民から何とかしてもらえないかとのお声を聞いております。

私自身も、現在社会人になっております長男が小学生のときに、何度か水たまりの水をスポンジで吸い出してグラウンドが使えるようにすることをやった経験があり、状況はある程度知っていましたが、予算もかかることから、砂を入れるだけでは解決にならず、なかなか難しいというふうに私自身お答えをしておりました。

ところが、別の要件で訪問した4月7日が1日中雨降りであったことから、3日間、北野、野洲、中主の3校のグラウンドを観察し、こちらです。4月7日の様子、ちょっとこれ分かりにくいですが、フェンスの奥がグラウンドで水がたまっております。これが中主小学校です。こちらが野洲小学校。4月7日の状況は、結局どの小学校も大差がございませんでした。4月8日になりますと、1日後の状況は、北野小学校では、このように大きな水たまりになっている部分があちこち散見をされておりました。こちらは中主小学校です。少しだけ水たまりが残っていましたが、この程度であります。野洲小学校は、中主小学校よりもさらに少ない状況で、しかも、もう既に翌日子どもたちがこのように使っておりました。9日の北野小学校のグラウンドの様子がこちらです。まだあります。中主小学校は、もうほとんど水ありませんでした。野洲小学校は、もう既に練習試合をしておりま

した。さらにその3日目になる4月10日の北野小学校のグラウンドですが、まだ水たまりがありました。

北野小学校の使用割当てを学校教育課から提供いただきましたが、各時間運動場と体育館を2クラス、第1校時や木・金の3校時など、時間によっては1クラスプラス1学年の使用となっているところもあります。晴れの日でも、前日または前々日の雨が残っていれば窮屈な使用となる時間帯も想定されます。運動会やその練習など、グラウンド全体を使用する場合は、当然支障もあることが考えられます。

比較した3校は、いずれも野洲市立です。どこの小学校に通うかは学区で決まっています。こうした中で、この状況は、教育機会の均等という観点から非常に問題ではないかと考えます。すぐに改善は難しいかもしれません、しっかり計画的に取り組むべき課題と考えます。見解をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　学校施設の整備に関する事ですので、これは教育委員会の権限でございますので、5点目の質問については私からお答えをさせていただきます。

北野小学校のグラウンドに水がたまる原因は、次の3点だと思っております。

まず1点目は、当初の整備から約40年が経過しており、地下にある配水管が目詰まりを起こしていると思われ、雨水の地下への浸透機能が低下していると思われます。その排水管が詰まっている原因には、保護者等の自家用車をグラウンドへ駐車させているのがあるかとも思っております。

2点目は、長年の風雨により砂が徐々に流れ出し、グラウンド面が低くなり、雨水が自然に排水できる勾配が取れていないということです。

3点目は、グラウンド周囲が擁壁で囲まれているため、他校に比べて水がたまりやすい状況にあると推測をしております。

今後の対応ですが、北野小学校では大規模改修事業を令和6年度から令和10年度にかけて実施する計画をしており、グラウンドに仮設校舎や駐車場を設置する予定をしていることから、その中で何らかの排水対策が併せてできないか検討したいと思っております。また、それまでに応急的に砂を盛るなどの措置が可能かどうかも、併せて検討したいと思っております。

○議長（荒川泰宏君）　東郷議員。

○11番（東郷克己君）　ただいま教育部長から計画的な改善等、問題の存在とともにお

示しをいただきましたが、これ長年の課題でもありますので、市長に再質問をさせていただきます。

先ほど申し上げました私の経験から計算しますと、16、7年前から既に顕在化していました。また、当時から北野小学校の保護者の方々は、もう既に慣れっこみたいでしたので、もう20年来の課題だと思っております。

先ほどもちょっとありましたが、今回確認したところでは、応急処置等の対策はこれまでやってきたということでもありましたので、しっかりと計画を持って取り組んでいただくことが重要かと思います。野洲の子どもたち、ひいては野洲市の発展のためにも、こうした計画をしっかりと実行していただくことが重要かと思いますが、市長の見解をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） ただいまも教育部長から申し上げましたんですけども、今回大規模改修事業を令和6年度から10年度にかけて北野小学校を改修する予定になっております。その改修に併せて、排水対策を併せてできるかということを再度検討していくようにいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 今後のまちづくり、また市の発展にも大きく関係があると思いますので、ぜひ市長のリーダーシップでよろしくお願ひいたします。

最後に、若い世代への主権者教育、政治行政への関心を高める取り組みについて、山形県遊佐町の取り組みを紹介し、野洲市における今後の方向を伺います。スライドのほう、お願ひいたします。

きっかけは、3月30日付の産経新聞記事でした。当初は近隣市町でも行われている子ども議会と同様と思い見出しを見ただけでしたが、この内容は、少年町長1人と少年議員10人を選挙で選び、予算もあり、視察や会議を経て、独自の政策を立案、実施するなど、非常に本格的なものでした。ちょっともう時間がないのではしょります。

JIAMの研修等でも本物を強調したのが印象に残っております。若者の政治参加が期待される中、検討に値する取り組みと考えますが、見解をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、6点目の主権者教育についてお答えをいたします。

一般的に政治や行政の学習は、小学校6年生と中学校3年生の社会科の授業を中心に行

っています。

ここ数年、道徳の教科化や、小学校英語の導入などによって、学校独自のカリキュラム、授業の中身を組む余裕が相当厳しくなってきています。

そんな中で、本市では昨年度小学校3年生が市役所見学の中で、この議場で議会体験を行っています。また、中学校3年生の公民の学習では、本市の教育行政を行政職員、ゲストティーチャーとして呼んで、本市の教育行政を学んで、未来の野洲を考えて、住んでみたいまち野洲としてまとめる授業も行い、それを各班でまとめて発表するというふうなを行っています。

ただ、議員から紹介していただきました、それを地域の方たくさんに来ていただいて発表するというまでには至ってないというのが1つ課題かなというふうに思っています。

議員お話しの子ども議会、遊佐町の場合は、本当にすばらしい取り組みかなというふうに思っています。ちょっと各学校に紹介して、こういう取り組みがあるということも紹介して、何らかの方法で取り入れられないか、各学校の教科の担当の先生とともに、ちょっとと考えていけたらというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） これも終わりのない課題と思いますので、継続して創意工夫して、また取り組みのほうお願いいいたします。

以上、終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第12号、第8番、服部嘉雄議員。

○8番（服部嘉雄君） 第8番、服部嘉雄でございます。

質問に入る前に、ちょっと6月12日に公表されました東洋経済新報社の住みよさランキングというのが発表されましたので、それがちょっと気になりましたので、お話をさせていただきたいと思います。野洲市のランキングでございますが、この東洋経済新報社の発表は812の全国の市区の中での住みよさランキングということでございますが、812の市区の中で、野洲市は総合で123位ということでございまして、昨年が172位ですから、49ポイントもアップしていると。非常に高い優秀な成績であったというふうに思っております。特に大きくランクアップした要因がやはり安心度という部分で、前年の553位から今年は435位ということで、118ポイントもアップしておると。これは何かといいますと、やはり子どもの医療費助成の対象拡大と、このようなことが大きく影

響しているというふうに分析がなされております。

ところが、利便性は昨年の411位から415位と4ポイントダウンしておる。これは後ほどまた質問もいたしますが、電車の本数が減ったとかバスの本数が減ったとか、こういうことが影響しているのかなというふうなことも思っておりますけれども、しかし、近畿では12位でしたか、滋賀県内では草津、栗東、守山に続いて第4位というふうなことで非常に喜ばしいと。これもやはり職員の皆様方の不断の努力の成果だと思っております。我々も、議会も一緒になっていろいろ事業を進めてきた経過だと思っております。共に喜びたいと思います。

それでは、質問のほうに入りたいと思います。市内交通インフラの整備についてということで、まずお伺いしたいと思います。

私は、新議員として最初の令和3年第5回定例会以降、常に道路の整備や交通渋滞など交通インフラの問題を取り上げさせていただいております。これは、まちの発展のポイントとして交通インフラの整備が極めて重要であり、繁栄している他県の都市などは、道路や鉄道等の交通インフラが非常によく整備されており、大量の自動車や人々がスムーズに移動できていることを目の当たりにするためでございます。

さて、そのような観点で野洲市内の道路を見てみると、中心的な道路であっても幅員が狭く、離合に難儀するような道路や、舗装が傷み白線も消えているような道路、路肩の雑草が車道にまでかぶっているような道路、せっかく広い敷地があるのに、わざと交差点を狭くして大型車の通行を困難にしているような道路が目立ちます。

そこで、第1点目でございます。道路の新設、修繕等に係る予算はどのように推移しているのでしょうか。また、その実績についても概略をご説明ください。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 服部議員からのご質問にお答えいたします。

まず1つ目のご質問ですけども、道路の新設、修繕等に係る予算の推移についてでございます。

野洲市における道路予算につきましては、実際に執行した実績額というところで3年分を整理いたしました。

まず、道路維持工事費でございますけども、こちらの決算額につきまして、事業委託料、あと設計委託料、工事請負費の合計としまして、令和4年度が2億800万円、令和3年度が4億9,400万円、令和4年度が1億700万円と推移しております。

また、道路新設改良費につきましては、委託料、工事費につきましては、令和2年、3年度は実績がありません。令和4年度につきましては、設計委託料、計画策定委託料として947万4,000円となります。

実績としましては、道路維持補修事業の中でも規模の大きい名神高速道路をまたぐ里原橋、これの撤去事業が完了しまして、舗装修繕事業におきましても農道規格で供用していた市道大篠原入町線の舗装修繕工事を全線完了するということができました。

道路新設改良事業につきましては、新設道路を計画するため、仮称市三宅妙光寺線バイパス道路の概略設計を実施しました。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） それでは、2点目でございますけれども、市道市三宅小南線、ちょうど市の中央部を走っておりますが、これは全体的に非常に舗装が傷んで白線も消え、路肩の雑草も車道にかぶるなどしております。また、市道西河原堤線の吉地部分など、あるいは吉地西河原区画整理の全般なんですけれども、道路部分などは、下水道工事の跡などでどうか、本復旧がなされないまま仮復旧状態の凸凹した道路が何年も放置されておるような状況でございます。このような道路は市内にまだまだございますけれども、補修される計画はあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 2点目のご質問にお答えいたします。

市道の補修につきましては、令和3年3月に策定しました野洲市舗装修繕計画に基づきまして、優先度の高い路線から進めているというところでございます。

市道市三宅小南線につきましては、交通量の増加と経年劣化によりまして、路面の亀裂やわだちが著しいというところでございまして、令和4年度に舗装修繕設計業務を行いまして、現在の交通量に見合う最適な舗装構成を決定したところです。引き続き抜本的な舗装修繕と除草対策について、計画的に進めていきたいというふうに考えております。

また、吉地地先の市道西河原堤線につきましては、上下水道工事による舗装の打ち継ぎ目、これが見受けられますけども、舗装劣化が著しい状況ではないというところです。このため、現在のところ舗装の修繕計画はございませんけども、舗装の劣化が進行した際には、緊急修繕として部分的な補修に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） それでは、ちょっと少しだけ再質問させていただきたいと思います。

市道市三宅小南線の修繕につきましてでございますが、これにつきましてはいつ頃から予定されているのか、それだけお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 再質問にお答えいたします。

当該路線につきましては、令和4年度修繕計画を立てまして、令和5年度より舗装修繕、これを進める予定をしておりましたけども、国に要求している交付金の内示が50%と低い状態でございまして、現段階では予算執行ができないというような状況になっております。

令和5年度につきましては、過年度から取り組んでおります市道野洲川右岸線の修繕工事をまず完了させまして、令和6年度以降につきましては、国スポ・障スポ会場周辺を主に修繕工事を進めていくというような予定をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） それでは、3点目、質問したいと思います。

例えば、県道木部野洲線と県道大津能登川長浜線の交差する久野部交差点や、市道野洲中央線と県道小島野洲線の交差する大畠交差点などを見ておりましても、交差点の角の隅切りが十分でなく、また交差点付近の車線幅も不十分なため、大型車が左折する際に非常に難しい。対向車両などとぎりぎりの状態をよく見受けます。野洲駅北口ロータリーから地域安全センターのほうに向いて北野の信号に出ようとした大型観光バスがこの信号へ進入しようとしても、道路幅員が狭く、通行不能となっているのも見たことがあります。両側には緑地帯がありますが、もう少し改良はできないものでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 3点目のご質問にお答えいたします。

まず、県道の久野部交差点と大畠交差点ですけども、久野部交差点につきましては、県道木部野洲線の道路改良工事によりまして交差点改良工事を進めているというような状況でございます。

次に、大畠交差点でございますけども、こちらは道路管理者である滋賀県に確認したと

ころですけども、現時点では抜本的な交差点改良の計画はないというふうに伺っておりますけども、野洲市としましては、当該交差点が道路基準等に合致しているかというところも含めまして、滋賀県、あと滋賀県の公安委員会と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、県道の大津能登川長浜線と市道北口8号線の交差点につきましては、これは滋賀県の公安委員会が新たに信号機を設置するということに伴いまして、既設道路を改修して現在の交差点の形状というふうになっております。当該箇所につきましては、緑地部に防火水槽が設置してございます。移設が容易ではないということと、あと、駅に往来する歩道者の安全性、これを確保するということで歩道が整備されているということから、これ以上の車道拡幅は困難だというふうに考えております。

なお、野洲駅北口広場を利用する大型観光バスにつきましては、駅前ロータリーを周回して、市道北口線から次の目的地に移動していただきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） 私は、実は介護施設の送迎のドライバーもしておりますし、1月に約1,000キロ、年間1万キロ以上市内を隅々まで走っておりますので、非常に市内の道路の状況はよく理解しておりますつもりでございます。特に大型車が左折をしようとする際に、隅切りだけではなくて幅員ですね、大型車の幅員というのは2.5メートルございます。また、サイドミラーが出ていますと3メートルぐらいございます。そこに曲がるとなりますと、内輪差、あるいはオーバーハングといいまして、前輪よりも運転席が前へ出でる、あるいはリヤのオーバーハング、後ろの荷台が後輪よりも1メートルぐらいお尻を振るというようなことがございます。ですから、交差点付近の幅員というのは、大体何ぼ狭くとも3.5メートル以上は要るというのが実際のところでございますが、それが確保されていないのが先ほど言ったような交差点の形状であると、この辺のところをまた市道は市のほうで、また国道、県道はそれぞれのほうへまた要望活動をよろしくお願ひしたいと思います。

4番目の質問に行きたいと思います。

市内の主要な道路におきましては、両側に歩道が整備されているところが多くあります。自転車の通行区分について一定していないように感じております。比較的歩道幅が広い場合は、標識で自転車も通れますとか、自転車通行可と表示されていることが多いので

すが、この表示があっても自転車が車道を走っている場合が多く見受けられます。

過去、10年ぐらい前でしょうか、国土交通省が自転車は原則歩道を走れませんといった啓発を行ってから、このように標識があっても車道を走る自転車が増えたような気がいたしましたが、交通安全担当としてはどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　それでは、服部議員の4点目の質問にお答えさせていただきますが、ちょっとすみません、その前に、先ほどの東郷議員の再質問に対する答弁訂正をさせていただきます。

先ほど、ボートのことについて申し上げたところでございますが、最後、前に補助金を受けた3そう、あとはBGから購入と私言ったみたいなので、BGからもらった、寄贈でございます。

併せて、先ほどは去年か今年と言っていましたが、去年でございます。

それでは元に戻りまして、4点目の質問にお答えさせていただきます。

道路交通法第2条により、自転車は軽車両として位置づけられており、同法第17条において、歩行者の通行の用に供するための歩道または路側帯と車道の区別のある道路において、車道を通行しなければならないとされております。ただし、特例として、同法第63条の4にて、自転車道が設置されている場合や、自転車が歩道を通行することができる旨の標識が設置されている場合は、歩道を徐行にて通行することができるとされています。したがって、自転車通行可の標識のある歩道幅が広い歩道であっても、車道を通ることは問題なく、原則自転車が車道を通行しなければならないということではございますが、市内の交通状況や地元からの要望等により、特例部分の拡大については、滋賀県警察へ要望することも視野に入れていきたいと思います。

併せて、引き続き市民の安全確保のため、交通法規等の遵守を呼びかける啓発も続けてまいる予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　服部議員。

○8番（服部嘉雄君）　実は、私もこれも何でこんな質問をしているかといいますと、やはり最終的には自転車の交通事故を防ぎたいと。先般も県道2号、ちょうどあの小南のところ、近江八幡のほうから帰ってきたとき、夜でした。反対側を自転車が通っているんです、車道を。ところが、あそこら辺は道路照明が全然ありません。もうほんまに見えにく

い。それで、向こう、後ろからトラックが来ているんですよ。ライトはつけていたんですが、後ろに反射鏡があったかどうか分かりません。ただ、非常に危ないなと思ったのは事実でございます。しかも、ゆっくり走っているんですよ。もっと、あれやったら歩道のところを走ればいいのにな。

県道2号も、場所によっては今の自転車通行可の看板が結構あるところもあれば、北村から小南の間は、実はほとんどなかったです、見たら。これ一定してないんですよね。市内の道路でも広い歩道があっても。

学校教育課、教育委員会のほうにも尋ねたら、中学校のほうの指導もきっちと一定しているというわけではなさそうですが、やはり中学生が特に自転車で通学する中においても、安全性を確保するという意味では、広い歩道があるところについては歩道を通りなさいよというような一定の指導といいますか、きっちとした方針といいますか、例えば県道中主野洲線でも、比留田から中主中学校までの間は自転車通行可の標識がないんですよ。そこから向こうのほとんど自転車通らへんようなところにはいっぱいあったり、ちょっと何といいますか、ちぐはぐな部分もございますので、またその辺のところは事故防止の観点で、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番目の質問のほうに移りたいと思います。公共交通の運行についてお伺いしたいと思います。

J R 野洲駅は、昭和41年に高槻電車区野洲派出所、現在は網干総合車両所宮原支所野洲派出所、ちょっと舌をかみそりでございますが、いわゆる電車基地が設置されたことから、東海道線京阪神方面への始発電車が運行されるようになり、格段に本数が増えて便利になってきた経緯がございます。

ところが、1日平均乗車人員は、2019年の1万5,313人をピークに、2021年には1万2,128人へと2割以上減少する状況となっております。もちろん、コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられますが、この結果、野洲駅発の新快速は随分減便されておりまして、11時台から13時台まででは毎時2本となるなど、京都方面へ1日の新快速の本数は52本となっております。草津駅発の京都方面への便数が1日58本ですから、草津市発が6本に増えているという状況でございます。反対方向の京都方面から野洲駅に向かう新快速も草津までは1日65本ございますけれども、野洲まで来る便は57本と、8本は草津止めとなっている状況でございます。最終の電車も、平成の初め頃には大阪発0時25分、野洲駅着、次の日の1時30分頃といった電車がございました

が、現在では大阪発が23時33分、野洲駅着が0時52分と、いわゆる1時間近く最終電車も早くなっているということ、さらには近年野洲駅のみどりの窓口も廃止されております。

それで、このような状況は市民にとっても利便性を損なうものでございますし、また、野洲への転入や進出を考えておられる方々にもマイナスイメージとなります。この現状をどのように分析されておられるのか、復元、改善に向けた取り組みは何か行っておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） それでは、服部議員からのご質問についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、ダイヤの減便につきましては、さらなるJR利用者の減少を招くだけではなく、本市の将来人口をはじめ、持続可能なまちづくり、観光政策、企業誘致等に多大な影響を及ぼし、活力低下につながりかねません。

今回のコロナ禍によりまして、全国的に大幅な減便が実施されましたが、野洲駅における通勤、通学時間帯のダイヤは維持することができております。

一方、新型コロナウイルス感染症の収束が現実となりましたことから、速やかにダイヤを確実にコロナ禍前の状態に回復していただくよう、引き続き近隣市と一体となって要望も行ってまいりたいと考えております。

次に、終電の時間が早まったことにつきまして、市民の利便性の確保は必要でございますが、一方で、列車運行や保線業務に携わるJRの方々の働き方改革といったこともございます。やむを得ない状況もあるということも考えておるところでございます。

また、みどりの窓口が廃止されましたけれども、これに代わりまして、野洲駅にはみどりの券売機及びみどりの券売機プラス、このみどりの券売機プラスといいますのは、オペレーターと会話が可能な券売機のことでございますけれども、こういったものが設置をされてございます。JRにも確認をさせていただきましたけれども、こういった設備の設置当初は、利用者が機械操作に慣れておられなかったこと、またオペレーターの対応がまづかったことなどがありまして、設置当初は混乱が多く見られたということでございましたけれども、最近では減少しているというふうに聞き及んでございます。

また、午前8時から20時までありました営業時間が5時半から23時までと、計5時間半営業時間が拡大をするということで運用していただいておりますこと、デジタルトラ

ンスフォーメーションの流れの一環という形で、より使いやすい窓口となりますよう、折に触れ改善を要望してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） 2番目に移ります。

バスの便も減便の一途をたどっております。野洲駅北口発の近江鉄道バスで見ましても、中主方面、吉川あやめ方面へは1日に向こう行きはたった2本、中主循環が5本、永原循環は6本、これだけです。もちろん村田製作所なんかの通勤バスはございますが、それ以外はこんなものです。土日・祝日は全て運休でございます。以前、近江鉄道あやめ営業所ができたときは、1日に何十本ものバスが走っていましたが、現在はこのような状況でございます。この現状をどのように分析されているのか、現状の赤字額はどの程度なのか、また復元、改善に向けた取り組みは何かあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、服部議員のご質問にお答えさせていただきます。

近江鉄道バスについては、議員ご指摘のとおり減便が進んでいる状況となっております。これは、少子高齢化や市内交通における自家用車の使用の増大、コロナ流行等の起因による対象路線の利用者数の減少等の結果、赤字幅が拡大、そして乗務員不足等もあり、現路線の維持が難しくなっている状況と近江鉄道株式会社から聞いております。

これに対して、近江鉄道株式会社としても、利便性増進のため、需要に応じたダイヤ編成や全国共通交通系ICカードの導入をされたところです。

なお、近江鉄道株式会社に確認したところ、路線ごとの具体的な赤字額は公表していないとのことでございます。

野洲市といたしましても、民間路線バスは重要な都市インフラと認識しており、路線維持のため、令和5年度から近江鉄道吉川線に対する補助を行うとともに、市のコミュニティバスの時刻表に合わせて民間路線バスの時刻表の配布を行うなど、民間路線バスを含めた需要喚起を行っているところです。

また、公共交通の課題解決には市単独での対応は困難であることから、引き続き国、県にも支援を要望してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○ 8番（服部嘉雄君） 3番目に移ります。

このような現状から、コミュニティバス「おのりやす」が運行されているものと理解しておりますけれども、それでも2時間に1本程度で、集落の中心部分にしか行かず、日曜・祝日は運行しておりません。特に交通弱者の高齢者にとっても、便利と言える状況ではございません。今後どのようにしていこうとされるのか、伺いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、3点目の質問にお答えさせていただきます。

当市のコミュニティバスは、道路運送法第78条の2に定める自家用有償旅客運送にて運送するもので、昼間における買物や通院等を乗車目的とされる方を想定して運行しております。

今後の取り組みにつきましては、現在の運行体制の適切な維持を主目標とし、ダイヤ等の見直しにつきましては、コミバス路線運行についての環境に特に大きな変化を生じる場合、例えば市の施設等の建設や廃止、国からの大規模な補助制度の創設、または制度改革等があった時点において検討したいと考えております。

また、令和5年度から野洲市地域公共交通会議を法定協議会として設置し、市内の公共交通に関し、総合的な方針として野洲市地域公共交通計画を策定する予定であり、今後当該計画の適切な進行管理により、市民の日常生活を考慮した利便性が高い持続可能な公共交通の構築を目指してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○ 8番（服部嘉雄君） JR、あるいは近江鉄道バス、そしてまたコミュニティバス、いずれも市民の大切な足でございますので、今後も引き続き充実に向けてご努力いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、大きな3つ目のほう、資源ごみの収集についてお伺いしたいと思います。

野洲市ではごみのリサイクルを推進するため、新聞、雑誌、段ボール、古布、空き缶、金属類、空き瓶、ペットボトルなどの資源ごみについて、毎月ごみカレンダーで決められた日に収集を行っております。空き缶やペットボトルは月2回の収集がございますけれども、それ以外の資源ごみについては月に1回の収集しかなく、忘れていた場合や、都合が悪かった場合など、自宅に2か月分、3か月分がたまってしまって置き場所に困る場合などがございます。

そこで1点目、市内の一定の場所に、このような資源ごみをいつでも出せるような取り組みは考えられないでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君）　それでは、1点目のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、野洲市では空き缶、金属類、ペットボトルを月2回、それ以外の資源ごみにつきましては月1回の頻度で収集をしております。また、市民の皆様には個々のライフスタイルに合わせまして、決められた収集日に適切に排出していただくことをお願いし、対応いただいているところでございます。

この収集の頻度につきまして、近隣の他市と比較いたしますと、同水準でございます。よって、資源ごみの収集体制につきましては十分であるというふうに認識をしておりますので、市といたしましては、資源ごみをいつでも出せるような取り組みについては、現在のところ予定はしておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　服部議員。

○8番（服部嘉雄君）　再質問ではございませんが、意見として、やはり住民の方からも月1回のやつ出し忘れると、ちょっと不便であると。もしどこかで、例えば市役所と北部合同庁舎とか、2か所ぐらいのどこかの片隅に常に出せるような、例えばアル・プラザの駐車場の片隅に段ボールと新聞とか、民間のリサイクル業者がいつでも出せるようなボックスを設置しておりますが、ああいうようなスタイルでもできないかなというふうな思いをしております。それをまたご検討いただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目に移ります。

このような隙間を突くかのように、廃品回収業者がビラを配布して、自宅前まで資源ごみを無料回収しており、これを利用する方も増えております。このような回収業者を利用することに問題はないのでしょうか。また、市内の何か所かには今も言いましたような民間業者の設置による段ボールや新聞紙等をいつでも回収できるようなステーションもございます。このような現状についてどう考えておられるのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君）　それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

缶、瓶、古紙といった資源ごみにつきましては、マテリアルリサイクルという形で処理していただいているものと解しております。そのため、廃掃法に基づきます収集運搬及び処理に関する許可につきましては不要となりますので、無料回収業者の利用については、これらに限っては問題ないというふうに認識をしております。

しかしながら、一方で家電製品などを有価物として回収している業者もございます。こうした業者の中には、全国的に見て希少金属を外した後に、環境対策を行わず、廃家電を不適正に処理しているといったような問題事例が報告されております。

このようなことから、環境省におきましても注意喚起が行われ、市におきましてもホームページで市民に利用をしないよう啓発をしているという部分もございます。

続いて、議員ご指摘の店頭におきます回収ボックスを設置し、資源ごみの回収を自主的に取り組んでいる民間事業者についてでございますが、市といたしましては、先ほどの専ら物、いわゆる缶、瓶、古紙といったような資源ごみを回収しておられるということから、リサイクルによるごみの減量促進、さらに市民におきます3R、リユース、リデュース、リサイクルの意識高揚にもつながりますので、ご活用をいただければというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） ありがとうございます。例えば大型スーパーの店頭で、トレーとか卵ケースとか牛乳パックとか、いわゆる市が回収していないようなものをリサイクル品として回収しているのは、それぞれのすみ分けで非常にいいと思うんですが、ただ1点、私の経験則から申しますと、どこの誰か分からんような業者が軽トラで家の前に乗りつけて、勝手に段ボールとか新聞乗せていくと、あるいは家電製品乗せていくと、それを利用することの是非というのは、よっぽど考えておかんと、いわゆるショッちゅう出しているから、家に来る口実を与えております。これが善良な方々やったらいいんですけども、悪い方々も中にはいるかもしれません。そのような危険性もはらんでいるということを十分お含みいただいて、将来的にもご検討いただきたいというふうに思います。

それでは、大きな4点目、墓地問題についてお伺いしたいと思います。

野洲市には、市営墓地としてさくら墓園がございますけれども、現状では新規希望者の受付は行っていないと聞いております。今後、野洲市内への転入者等が墓地を希望される場合もあるものと考えます。一方、各自治会の管理する村中墓地でも、その多くは新規の

受入れをしておりません。また、最近では墓じまいなどを行う方やら、従来型の1基ずつの墓石がある墓地ではなく、樹木葬とか納骨堂などの合葬を希望される方も多く多様化が進んでおります。

そこで1点目、現在のさくら墓園の現状と、今後の墓地希望者に対する考え方について伺います。

○議長（荒川泰宏君）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君）　それでは、1点目のご質問にお答えをいたします。

さくら墓園につきましては、市民の墓地に対する多様なニーズに対応するよう、永代使用墓所及び合葬墓を販売させていただいております。永代使用墓所は令和4年10月に返還をいただいておりました区画、計28区画を抽せん販売を実施させていただいております。これにより、現在全区画を完売したという状況でございます。

また、合葬墓につきましては、随時埋蔵受付をしており、生前登録につきましては、年1回の頻度で募集をさせていただいているところでございます。

今後、さくら墓園におきます永代使用墓所の使用希望者につきましては、返還された区画を一定数確保した上で、抽せん販売のほうを実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、令和元年度から5年の今現在でございますが、返却いただいた区画数が73区画といったような状況でございます。こうした区画が一定数たまる中で、毎年というのは難しいかもわかりませんが、隔年で抽せん販売を実施していくければというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君）　ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き、一般質問を行います。

服部議員。

○ 8番（服部嘉雄君） 延長いただきましたので、ちょっとゆっくりやります。

2番目の質問でございます。

さくら墓園は、永代使用料として42万円、永代使用料ですね、これは返ってこないお金でございますが、これを徴収しておりますので、この使用料一切返還されません。したがって、現在使用していなくても、年間管理料6,000円を払っておれば権利はずっと継続するため、現在使っていなくても、取りあえず権利を継続している方が一定数あるようございます。この現状についてどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、服部議員の2点目のご質問にお答えをします。

永代使用墓所の使用料につきましては、使用許可の日から起算いたしまして3年以内に墓所を使用することなく返却された場合におきまして、そのケースに限り、既納の使用料の2分の1を返還させていただくという条例による規定となっております。

また、永代使用墓所の区画について、墓碑が未建立の区画があるということは、当方におきましても把握をさせていただいております。

この墓碑建立のタイミングにつきましては、当然使用者本人の意思によるものでございます。一定家族が亡くなられた際に墓碑を建立されるというケースも見受けられます。こうしたことから、この時期につきましては使用者本人の意思にお任せしておるというところでございます。よって、この未建立のままという状況ではありますが、のことにつきましては特段問題ではないというふうな認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○ 8番（服部嘉雄君） 再質問といいますか、これが民間経営であれば、長いこと使わへんのやつたら、3年と言わず、もうちょっとたっていても、未使用であれば半金返してあげますから返しなさいよということで、先ほど70基あまり、もう既に返還があると。ただ、その人らは42万円全く丸損といいますか、全部権利は失っておるというふうに思いますけれども、何か、もうちょっと流動化ができないもんかなというふうな、これは勝手な思いでございますけれども、その辺についてはご検討いただければなあというふうな思いをしております。

3つ目の質問のほうに移らせていただきたいと思います。

野洲市墓地等経営許可事務取扱要領によりますと、村中墓地、いわゆる各自治会が管理

する墓地、あるいは共同墓地ですね、10か村とかが管理される共同墓地、そういうふた村中墓地については、新たな村中の経営とか拡張は認めないとということになってございます。そうすると、村中墓地がどのように、今後の行方ですね、今後についてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君）　それでは、3点目のご質問にお答えをいたします。

野洲市墓地等経営許可事務取扱要領では、墓地の経営許可に関する事務について、市が適正に処理をするために必要な事項を定めております。墓地埋葬等に関する法律及び同施行規則、さらに同法に関する厚労省のガイドラインといったものに準拠しておるものでございます。

墓地につきましては、一番求められるところは、やはり永続性というところが重視されるところでありまして、原則地方公共団体が行うことが適格性が高いというような考えが示されておるところでございます。

市内の墓地におきましては、旧来より各自治会において当然ご利用いただいておった、当然この法律よりも前からご利用いただいていたというところで、村中墓地という形で管理いただいておるところでございます。自治会並びに各墓地の管理組合におかれまして、適正に管理されているというふうに認識をしており、今後におきましても、継続して適正に管理運営に努めていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　服部議員。

○8番（服部嘉雄君）　墓地及び埋葬に関する法律ですか、墓埋法が昭和23年だと思いますが、それ以前から当然村中墓地というのはもう存在しておるというようなことで、ずっと既得権のように各自治会の経営しておると。ただ、正直なかなか自治会で管理経営といつても、非常に現状維持がやっとこさじやなかろうかなと。いわゆるそれをきちっと区画整理して整備していくというような能力は、なかなか自治会単位ではなかろうかなというふうにも感じます。

そういう意味では、今西村部長おっしゃったように、原則やはり地方公共団体、市が将来的に管理していくことも検討いただく必要があるんじやなかろうかなというふうにも思いますし、それからさくら墓園の問題に返りますけれども、さくら墓園にしても、やはり市の一一番南部のほうにございます。やはり中主と合併しての北部のほうという位置

的な部分も含めて、そういうふうな、例えば市立墓地がたくさん、各、今の村中墓地が市立墓地になったら、割に流動性といいますか、いろんなところもまた整備して空きができるとか、そういうことも考えられるんじやなかろうかなと思うんですが、ちょっと再質問して、すぐに答えられないかもわかりませんけど、その辺について、もし見解がございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君）　村中墓地の問題につきましては、議員おっしゃいますように、法律前から当然存在していたものであり、それはその管理を継続して、現在で言うところの自治会でお願いをさせていただいておるというところでございます。

一方、それ以外に新たに住宅地として増えて、野洲市に来られた方というのもいらっしゃいまして、そうした方、さらに先ほど申し上げました村中墓地の利用だけでは足りない部分につきまして、さくら墓園という形で、市における経営した墓地を提供させていただいているというところでございますので、今後におきましても、市のほうといたしましては、さくら墓園の中におきまして、例えば先ほど申し上げましたような区画の部分ですね、永代使用区画の再販、さらに今日墓地の利用形態も大きく変わってきておるかなというふうに考えております。

野洲市におきましては、令和2年に合葬墓という形で墓地を提供させていただいております。その利用のほうの状況を少し述べさせていただきますと、現在合葬墓をご利用しておられる方は70名弱という形ではございます。ただ、生前予約というのを受けておりまして、その数につきましては600人を超えるというふうな状況でございますので、こうした墓地の今日のニーズも踏まえながら、この2形態を用いまして市民の墓地需要にお応えをしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　服部議員。

○8番（服部嘉雄君）　ありがとうございます。今後も住民ニーズに即して、いろんな様々な、墓地だけではなしに、先ほど私いろいろな生活インフラ、ごみの問題も、それからJR、バス、そういったコミュニティバスのダイヤの問題、そして道路の整備の問題、様々な問題を取り上げましたけれども、全てやはり住民福祉の向上といいますか、住みやすさの向上のために必要な部分だと考えております。今後も皆さん方、ひとつどうぞよろしくこの整備をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、岡崎都市建設部長より答弁の訂正を求めておられますので、これを許します。

岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 服部議員からの大きい1つ目の質問で、一部訂正がございます。

1点目の道路の新設、修繕等に係る予算の推移についての答弁でございます。道路維持工事費につきまして、令和2年度2億800万とお答えするところを、令和4年度2億800万とお答えしてしまいましたので、訂正させていただきます。繰り返しますと、令和2年度が2億800万円、令和3年度が4億9,400万円、令和4年度が1億700万円というのが正しい数字になります。おわびして訂正させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明20日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。  
本日は、これにて延会いたします。（午後5時02分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年6月19日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 山崎敦志

署名議員 山崎有子